

山形県災害派遣精神医療チーム  
(山形DPAT)  
活動マニュアル



平成28年4月  
(修正 令和6年3月 )

山形県障がい福祉課

# 目 次

第1	DPAT活動の理念	
1	山形DPATとは	1
2	活動の3原則	1
3	活動における基本方針	2
4	活動上の留意点	2
第2	フェーズ別各機関の役割	
1	平常時	3
2	フェーズ0：発災当日（初動体制）	4
3	フェーズ1：発災後～数日間（緊急対策）	5
4	フェーズ2：発災数日後～数週間（応急対策）	6
5	フェーズ3：発災数週間後～数か月（応急・生活再建対策）	7
6	フェーズ4：発災数か月後～終結（生活再建対策）	8
第3	平時の準備	
1	災害想定	9
2	人材の育成及び確保	9
3	連絡調整会議の設置	9
4	資機材の確保	9
第4	山形DPAT活動の枠組み	
1	山形DPATの構造	10
2	山形DPAT指定病院	11
3	山形県DPAT調整本部	11
4	災害拠点精神科病院	12
5	DPAT活動拠点本部	13
6	DPATの情報支援システム	14
7	山形DPAT出動基準	14
8	山形DPATの出動要請手続き	15
9	山形DPAT派遣要請の流れ	16
10	山形DPAT活動の流れ	18
11	山形DPAT活動における指揮命令系統	19
12	災害発生時の待機の目安	19
第5	山形DPATの活動内容	
1	時系列活動の内容	21
2	情報収集とアセスメント	22
3	精神科医療システムに対する支援	22
4	一般住民及び支援者に対する支援	22
5	精神保健に係る普及啓発	23
6	活動実績の登録	23
7	活動情報の引継ぎ	24
8	活動の終結	24
9	DPAT隊員の健康管理	24
第6	費用と補償	
1	費用	25
2	補償	25

## 第7 災害時におけるこころのケア活動（理論編）

1	こころのケア活動の概要	26
2	各時期におけるこころのケア活動	33
3	被災者のこころの問題	37
4	支援者の対応	41
5	災害時要援護者への対応	44
6	他地域へ避難した被災者への支援	53
7	災害支援者のメンタルヘルス	57
8	災害による遺族への支援	62
9	報道機関への対応	68

## 第8 様式

様式1	災害診療記録（DPAT共通様式）	72
様式1-2	災害診療記録（精神保健医療用）	76
様式2	J-SPEED レポート・ホーム（J-SPEED 共通様式）	77
様式2-2	精神保健医療版 J-SPEED 日報（J-SPEED 共通様式）	78
様式3	診療情報提供書	79
様式4	処方箋	80
様式5	医薬品管理簿	81
様式6	災害直後の見守り必要性チェックリスト	82
様式7	スクリーニング質問票（SQD）	83
様式8	改訂 出来事インパクト尺度日本語版（IES-R）	85
様式9	K6/K10日本語版	87
様式10	CAGE（アルコール依存症セルフチェック）	89
様式11	AUDIT（アルコールスクリーニングテスト）	90
様式12	災害救援者のチェックリスト	91
様式13	支援者健康チェックリスト	92

## 第9 資料

1	山形DPAT指定病院一覧	93
2	災害拠点精神科病院一覧	93
3	県関係機関一覧	93
4	山形DPAT衛星携帯電話一覧	94
5	精神科病院一覧	94
6	消防本部一覧	95
7	警察署一覧	96
8	市町村防災担当課一覧	97
9	山形DPAT標準ロジスティクス関連機材リスト	98
10	山形DPAT標準個人装備リスト	99
11	山形DPAT運営要綱	100
12	山形DPAT運用計画	110
13	山形県災害拠点精神科病院に関する指定要領	112

第10	配布チラシ等	119
-----	--------	-----

# 第1 活動の理念

---

## 1 山形DPATとは

地震、台風等の自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模な集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することが考えられます。

こういった災害の場合、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握する必要がある、被災地域のニーズに応える形で、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を継続する必要があります。

また、多様な医療チーム、保健師等との連携を含め、災害時精神保健医療のマネジメントに関する知見も必要とされます。

被災した都道府県又は政令指定都市からの要請に基づき、このような活動を行うために、専門的な研修・訓練を受けた山形県における災害派遣精神医療チームが山形DPATです。

## 2 活動の3原則：SSS（スリーエス）

### 《Support：名脇役であれ》

支援活動の主体は、被災地域の支援者であることを念頭に置き、地域の支援者を支え、その支援活動が円滑に行えるための活動を行うこと。ただし、被災地域の支援者は、多くの場合、被災者でもあることに留意すること。

### 《Share：積極的な情報共有》

被災・派遣自治体の災害対策本部や担当者、被災地域の支援者、及び他の保健医療チームとの情報共有、連携を積極的に行うこと。

### 《Self-sufficiency：自己完結型の活動》

移動、食事、通信、宿泊等は自ら確保し、自立した活動を行うこと。また、自らの健康管理（精神面も含む）、安全管理は自らで行うこと。

### 3 活動における基本方針

患者が集中する被災地域の精神科病院の後方支援を行います。

一般の救援活動の一環として、地域全体の精神的健康を高め、集団としてのストレスと心的トラウマを減少させるための活動を行うとともに、個別の精神疾患に対する予防、早期発見、治療のための活動を行います。

県内の活動においては、被災地域の市町村からの県への派遣要請に基づいて、また、県外の活動においては、被災都道府県からの県への派遣要請に基づいて、県が出動要請を行います。

県内の被災地域では、被災地域内の災害拠点精神科病院に設置されるDPA T活動拠点本部の指揮のもとに活動を行います。

県外では、当該都道府県の指示に従うことになります。

山形DPA Tは、県内又は県外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害状況等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とします。

### 4 活動上の留意点

被災地域での避難者等への精神保健活動の支援においては、以下の点に留意する必要があります。

なお、支援者は、二次被災者であることを理解し、支援者に対する精神保健活動では、メンタルヘルスの維持に努めます。

- \* 被災後の時期に合わせた適切な介入、ケアの提供
- \* 避難所や仮設住宅などの現場に赴く活動（アウトリーチ）に重点を置く
- \* 「精神科」或いは「こころ」という看板を掲げ過ぎない
- \* 生活全体の支援の一環として、求められている活動を実施
- \* 被災者の心理についての正しい知識を持つ

（被災者の情動反応の多くは、「異常な事態に対する正常な反応」であり、そのことを被災者に告げることが必要です。）

- \* 被災地域の特性を把握し、互助機能を尊重しつつ利用
- \* 関係機関（行政、他の医療チーム等）と相互の連携

## 第2 フェーズ別各機関の役割

1 平常時		
主な対策	災害に備え、日常業務での連絡会議や研修、更には役割分担と連携を目的としたシミュレーション訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に連携を図ることができるよう、日頃の関係機関が集まる連絡会議等において、それぞれの機関の災害時の対応について理解を深めておく。</li> <li>関係機関に対して、災害時の精神医療及び精神保健活動に関する山形DPAT研修、こころのケア研修、PTSD研修等を行う。</li> </ul>
	災害時に使用する資材、機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの機関において、災害時に必要となる資機材について準備しておく。</li> </ul>
	住民に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に備え、こころのケアについて、住民に対し啓発活動を行う。</li> </ul>
各機関の役割	県障がい福祉課 県精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形DPAT体制の整備</li> <li>山形DPAT活動マニュアルの作成及び見直し</li> <li>山形DPAT研修の実施</li> <li>情報の収集</li> <li>災害時メンタルヘルス研修の実施</li> <li>啓発パンフレット及び資料の整備</li> </ul>
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者台帳、相談記録票、山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律事務処理要領等の整備</li> <li>所内における各担当の役割分担の明確化</li> <li>管内関係機関との連携・連絡会議の開催</li> <li>住民に対する普及啓発</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修等に参加し、こころのケアについて情報収集</li> <li>住民に対する普及啓発</li> <li>避難行動要支援者台帳の整理</li> </ul>

※ 災害時においても、既存の精神保健福祉システムを活用できるよう、普段から関係機関相互の連携を密に行うことが大切です。

## 2 フェーズ0：発災当日（初動体制）

特徴	<p>災害直後は、人命救助等の救護活動と「安全」の確保が優先される。</p> <p>災害対策本部の活動方針や決定に従い、救護活動等に従事するとともに、安全な避難環境を確保することが急務となる。</p>	
主な対策	初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動方針を決定し、山形県DPAT調整本部を立ち上げる。</li> <li>被災者を安全な場所に誘導、避難させ、保護する。</li> <li>被災状況を把握し、必要なニーズを検討する。</li> </ul>
	安全確保、被災状況の把握、正確な情報収集と情報提供、適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害や安全に関する正確な情報を被災者へ情報提供し、安心感を与える。</li> <li>要配慮者（高齢者、障がい者、母子、外国人、その他避難行動要支援者）の避難や情報提供に配慮する。</li> <li>被災者に適切に声をかけること。</li> <li>災害直後の心理的反応として、不安や恐怖で混乱することがあることは、通常見受けられる反応であることを伝える。</li> </ul>
各機関の役割	D 山P 形A 県T 調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県障がい福祉課</li> <li>県精神保健福祉センター</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎参集（庁舎の被災状況確認、職員の安否確認）</li> <li>山形DPAT先遣隊員の参集状況の確認</li> <li>山形県DPAT調整本部の立ち上げ</li> <li>精神科医療機関の被災状況の確認</li> <li>J-SPEEDへのチーム登録</li> </ul>
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎参集（庁舎の被災状況確認、職員の安否確認）</li> <li>管内市町村や精神科医療機関等の被災状況の確認</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎参集（庁舎の被災状況確認、職員の安否確認）</li> <li>避難所及び医療救護所の設置</li> </ul>

※ 初動時は、安全性を最優先することが重要です。

3 フェーズ1：発災後～数日間（緊急対策）		
特徴	<p>被災後1週間は、救出・救助・救急医療が優先する。</p> <p>突然の被災で混乱、不安状態に陥ったり、逆に気分が高揚することがあるが、多くは正常の反応であるので、落ち着いて対応し、自然に軽快することを伝える。</p> <p>服薬中断、環境変化により精神症状が悪化したり、既往歴のない住民においても、急性ストレス障害が見られるなど、診療・相談体制及び薬の確保が必要になる。</p>	
主な対策	被災状況・生活状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況や生活の状況を把握する。</li> <li>精神科病院への後方支援及びこころのケア対策に関して必要な支援を検討する。</li> </ul>
	医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医療の提供が重要な時期であり、確実に提供できる体制を確保する。</li> <li>◇対象①：被災前から治療を受けていた人</li> <li>②：混乱が著しいなど医療的な対応が必要な人</li> <li>◇医療体制：診療機能が保たれている医療機関における医療の提供、医療チームからの薬の提供、山形DPAT及び県外DPATによる支援</li> </ul>
	主に避難所における精神障がい者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>服薬状況（持参薬、通院先）を確認する。</li> </ul>
	初期心理教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理的反応についての教育（様々な心理的反応が出てくるが、多くは自然に軽快すること）を行う。</li> <li>相談方法（山形DPAT、保健所等）を伝達する。</li> <li>見守りチェックリスト等でスクリーニングし、個別面接を実施し、必要に応じて受診勧奨や環境調整を行う。</li> </ul>
各機関の役割	D 山P 形A 県T 調整 本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部等との連絡調整</li> <li>被災住民の情報収集</li> <li>精神障がい者に関する情報収集やニーズの把握</li> <li>入院患者の広域搬送に係る調整</li> <li>山形DPAT先遣隊の派遣</li> <li>被災状況が甚大である場合、厚生労働省及び他都道府県への県外DPATの派遣要請</li> </ul>
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所住民に係る情報収集</li> <li>医療機関の被災状況の情報収集</li> <li>必要に応じた圏域内の精神科病院の転院調整</li> <li>地域災害医療連絡調整会議との連携</li> <li>人的支援の要請及び調整</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護所、避難所の設置運営</li> <li>障害者施設、医療関係施設等の被災状況の情報収集</li> </ul>

4 フェーズ2：発災数日後～数週間（応急対策）		
特徴	<p>不自由な避難生活のストレス、今後の生活の不安、大切な人や自宅・職業を失った悲しみなどのために、睡眠障害をはじめとする様々なストレス反応が見られる。また、支援者の疲労の問題が潜在化し始める。</p> <p>こうした災害によって新たに生じる心の問題に対応するために、こころのケア対策を本格化させる時期となる。</p>	
主な対策	心のケア（新たに発生する心の問題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この時期には、災害ストレスによって新たに発生するこころの問題に対する対応も必要となる。</li> <li>話を聞きながら治療やケアの必要性を評価し、必要な方に受診を進め、或いは健康教育を行う。</li> <li>ストレスの原因となっている生活上の不安や困難を解消するために、生活支援制度の利用の調整を行う。</li> <li>健康教室等において、ストレス解消法や、こころの不調への気づきについて啓発する。</li> </ul>
	要援護者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者として、要配慮者、被害が大きかった方（人、物、仕事等）、相談や観察によって精神的な問題が発見された方等を把握する。</li> </ul>
	支援のニーズ把握と外部支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者を把握するとともに、支援のニーズを把握し、必要に応じて、外部支援を要請する。</li> </ul>
	支援者への技術支援、支援者ケア（過労防止の助言）	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者に対して対応技術の支援を行う。</li> <li>支援者の勤務体制など、支援者の過労防止策について検討するとともに、ストレスチェック等によって、支援者の負担が認められる場合は、勤務体制の見直しを行う。</li> </ul>
各機関の役割	D 山 形 県 調 整 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外DPATの受入業務</li> <li>県内の山形DPATの編成準備及び派遣</li> <li>こころのケア対策調整会議の開催</li> <li>こころのケア電話相談窓口の設置</li> </ul>
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県DPAT調整本部への山形DPAT派遣要請報告</li> <li>山形DPAT活動のコーディネート</li> <li>住民に対するこころの健康に係る普及啓発</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者のスクリーニングの実施</li> <li>精神障がい者の現況把握</li> <li>山形DPATの必要性の検討、保健所への派遣要請</li> <li>住民に対するこころの健康の普及啓発</li> </ul>

## 5 フェーズ3：発災数週間後～数か月（応急・生活再建対策）

特徴	<p>災害による避難生活が少し落ち着き、生活再建に向けて地域社会は平常に戻りつつある時期であるが、そのペースは人によって様々で、復興の波から取り残されてしまうと、孤立感が高まってしまう。</p> <p>PTSDやうつ病、アルコールの問題、複雑性非嘆など、長期の経過をたどるところの問題に適切に対応することが求められる。</p>		
主な対策	こころのケア（長期的なこころの問題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSD、うつ病、アルコール問題、複雑性非嘆など、長期的なこころの問題を取り扱うことが必要となる。</li> <li>ケアの内容としては、山形DPATや医療機関での診療、集団を対象としたストレス対応のほか、長期的なこころの問題への気づきと相談を促すことが重要となる。</li> </ul>	
	コミュニティづくり、交流の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体の健康を高めるため、住民の交流や共助、自治活動が役立つ。</li> <li>仮設住宅における茶話会、サロンを開設するなど、住民が集える場を設けることが孤立を防止するために大切である。</li> </ul>	
	要援護者の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への継続支援を行う。</li> </ul>	
	支援者ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者の負担軽減のための支援者ケアを継続する。</li> </ul>	
各機関の役割	D 山 形 県 調 整 本 部	県障がい福祉課 県精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形DPAT及び県外DPATの受入れ調整及び派遣調整</li> <li>国、マスコミ、関係団体等に対する対外的対応</li> <li>長期的体制が必要な場合の整備検討</li> <li>精神科医療機関や精神保健福祉施設等の復旧状況の把握</li> <li>支援者へのコンサルテーション等の支援</li> <li>災害時のメンタルヘルスについての研修の開催</li> <li>保健所活動や市町村活動に対する技術支援</li> </ul>
	保健所		<ul style="list-style-type: none"> <li>管内関係機関との連携（連絡会議等の開催等）</li> <li>精神科医療機関や精神保健福祉施設等の復旧状況の把握</li> </ul>
	市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅の巡回相談及び仮設住宅サロンなどの交流の場の提供</li> </ul>

※ 現場の支援者は被災者でもある。支援者のメンタルヘルスにも目を向けることが大切です。

★交替で確実に休息日を確保すること！

★カンファレンスの場を持ち、ねぎらいを！

6 フェーズ4：発災数か月後～終結（生活再建対策）			
特徴	<p>仮設住宅を出て、新たな生活を作っていくことは、一方でストレスも伴う。生活再建が進まないと、焦りや不安、更には絶望感や取り残され感を抱くこともある。</p> <p>孤立を防ぎ、地域における精神保健福祉活動でしっかり支えていく活動が大切である。</p>		
主な対策	こころのケア（長期的なこころの問題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTSD、うつ病、アルコール問題、複雑性非嘆など、長期的なこころの問題を取り扱うことが必要となる。</li> <li>ケアの内容としては、山形DPATや医療機関での診療、集団を対象としたストレス対応のほか、長期的なこころの問題への気づきと相談を促すことが重要となる。</li> </ul>	
	コミュニティづくり、交流の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体の健康を高めるため、住民の交流や共助、自治活動が役立つ。</li> <li>仮設住宅における茶話会、サロンを開設するなど、住民が集える場を設けることが孤立を防止するために大切である。</li> </ul>	
	要援護者の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への継続支援を行う。</li> </ul>	
	支援者ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者の負担軽減のための支援者ケアを継続する。</li> </ul>	
各機関の役割	D 山 形 A 県 T 調 整 本 部	県障がい福祉課 県精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動の評価及び山形DPAT派遣の終結並びに山形県DPAT調整本部の廃止の検討</li> <li>長期的支援体制の整備及び実施</li> <li>地域における精神保健福祉活動の再構築のための支援</li> </ul>
	保健所		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉通常業務の再開及び再構築</li> <li>山形DPAT支援終結の検討</li> </ul>
	市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉通常業務の再開及び再構築</li> <li>山形DPAT支援終結の検討</li> </ul>

## 第3 平時の準備

---

### 1 災害想定

県の地域防災計画等により、想定される災害の規模や被害状況を事前に把握しておきます。その際に求められる精神保健医療のニーズ、そのニーズに応えるための山形DPATの活動、山形DPATや他県DPATを円滑に受け入れるための山形県DPAT調整本部やDPAT活動拠点本部の活動、また、精神科医療機関に外来患者が殺到した場合の医療継続の方法及び機能停止した場合の入院患者の広域搬送の方法（受入れ先、搬送手段等）を事前に検討しておきます。

### 2 人材の育成及び確保

県及び山形DPATを派遣する病院は、DPAT事務局（厚生労働省委託事業）が開催する各種研修に隊員となる者を参加させます。

県は、山形DPAT隊員の資質の向上等を図るため、活動の理念、枠組み、活動方法、記録方法等についての研修を実施します。山形DPATを派遣する病院は、隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努めます。

### 3 連絡調整会議の設置

県は、平時から防災、行政、保健、医療等の関係機関が参画する連絡調整会議を開催し、山形DPATの運用方法や活動の検証及び研修のあり方等について検討・協議するとともに、連携・関係づくりを構築します。

### 4 資機材の確保

県及び山形DPATを派遣する病院は、一定期間の自立した精神保健医療活動を行うための資機材を平時より想定し、可能なものは備蓄し、定期的な点検を欠かさず行います。また、医薬品やガソリン等、備蓄が難しいものについては、確保する手段を具体的に計画しておきます。

#### ※向精神薬の保管について

平成25年11月に、「DPATとしての医療行為については、往診の範囲とみなし、向精神薬を携行・施用することは差し支えない。」との見解を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課から確認済みであるが、麻薬及び向精神薬取締法及び施行規則に従い、活動地域での向精神薬の保管については、かぎ付きのもので行うなど、細心の注意を払う必要がある。

## 第4 山形DPAT活動の枠組み

---

### 1 山形DPATの構造

#### (1) 山形DPATの定義

山形DPATは、災害等発生時に山形県が継続して派遣する災害派遣精神医療チーム全ての班を指し、予め災害時ところの情報支援センターに登録を行います。

山形DPATを構成する班の中で、発災当日から遅くとも48時間以内に、山形県内外の被災地域において活動できる班を先遣隊とします。

また、1チームあたりの活動期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とします。※発災直後のライフラインが整っていない環境で活動を行う場合は、隊員の健康に配慮した期間とする。

#### ※先遣隊を組織する医療機関について

- 平時は、精神科医療の中核的機関（精神科医療圏域基幹病院）としての役割を担っていること。
- 災害時は、精神疾患を持つ患者の受入れを行うことができ、DPATが参集する活動拠点となることができること。
- 職員をDPATとして派遣する場合は、関係機関との連絡、物資の確保等の後方支援を行うことができること。
- 急性期の災害派遣医療について、一定の知識や技能を有する人員で先遣隊を構成できること。
- 先遣隊を構成する医師は、精神保健指定医であること。

#### (2) 山形DPATの編成・登録

山形DPATは、県が指定する山形DPAT指定病院の職員をもって編成します。

隊員として活動を行う者は、予め県が実施する研修を修了し、登録された者であることを基本とします。

#### (3) 山形DPAT各隊の構成

山形DPATは、以下の職種を含めた4名程度（車での移動を考慮し機動性を確保できる人数を検討）で構成します。

\*精神科医

\*看護師

\*業務調整員（ロジスティクス：連絡調整、運転等の後方支援全般を行う者）

なお、現地のニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や公認心理師等を含めて適宜構成します。

## 2 山形DPAT指定病院

### (1) 山形DPAT指定病院の指定

山形DPAT指定病院は、県に対して、山形DPATの派遣が可能であると申し出を行い、県から指定を受けた以下の精神科医療機関を示します。

〈山形DPAT指定病院〉

1	社会医療法人二本松会山形さくら町病院
2	社会医療法人公徳会若宮病院
3	社会医療法人二本松会かみのやま病院
4	医療法人社団斗南会秋野病院
5	社会医療法人公徳会佐藤病院
6	医療法人杏山会吉川記念病院
7	山形県立こころの医療センター
8	社会医療法人公徳会米沢こころの病院

### (2) 出動に関する協定の締結

県と山形DPAT指定病院との間で、出動要請や活動内容及び費用弁償等に関する協定を締結します。県は、原則として出動に関する協定を締結した指定病院に対し、出動の要請を行うこととなります。

### (3) 出動させた山形DPATの活動状況の把握

県からの出動要請に基づき、山形DPATを出動させた指定病院は、出動した山形DPATの活動状況を常時把握し、必要な支援を行います。

## 3 山形県DPAT調整本部

### (1) 山形県DPAT調整本部の設置

災害等が県内で発生した場合は、県内の山形DPATの活動を統括するために、県庁内に山形県DPAT調整本部を設置するとともに、そこにDPAT統括者及びDPAT事務局担当者を配置します。

なお、DPAT統括者は、原則としてDPAT事務局が実施する統括者研修等の修了者がその役割を担い、DPAT事務局担当者は、県障がい福祉課職員が事務局の業務を担います。

### (2) 山形県DPAT調整本部の業務内容

山形県DPAT調整本部は、山形県災害医療統括コーディネーターの指揮のもとに活動を行います。山形県DPAT調整本部は、山形県DMA T調整本部と連携を図りながら、次の業務を行います。

- \* D P A T の出勤要請及び出勤先調整
- \* 山形 D P A T 指定病院に対する山形 D P A T が必要とする災害現場の情報提供
- \* 県内で活動する全ての D P A T の指揮及びロジスティクス
- \* 山形県災害対策本部、災害拠点精神科病院に設置される D P A T 活動拠点本部等との連絡及び調整
- \* 県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集
- \* 患者移送及び受入れの総合調整
- \* 山形 D P A T の活動が円滑に行われるための支援
- \* 厚生労働省及び災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- \* その他必要な業務

## 4 災害拠点精神科病院

### (1) 災害拠点精神科病院の指定

災害拠点精神科病院は、「山形県精神科医療圏域基幹病院に関する指定要領」に基づき、既に圏域の基幹病院として指定されている精神科病院を示します。

災害拠点精神科病院は、災害等発生時において、精神障がい者の優先受入対応及び広域搬送に係る調整などの役割を担うことになります。

〈災害拠点精神科病院〉

圏域名	病 院 名
村山圏域	社会医療法人二本松会山形さくら町病院
最上圏域	医療法人社団清明会 PFC HOSPITAL
置賜圏域	社会医療法人公徳会佐藤病院
庄内圏域	山形県立こころの医療センター

### (2) 被災地内の災害拠点精神科病院の役割

被災地内にある災害拠点精神科病院は、災害等の発生時において以下の役割を担います。

- \* 被災地からの精神障がい者の優先受入れ
- \* 患者に対する病院前トリアージの実施及び症状に見合った精神科医療の提供
- \* D P A T を指揮・統括するための D P A T 活動拠点本部の設置
- \* 入院患者の広域搬送に係る山形県 D P A T 調整本部等との連絡調整
- \* 被災地内の市町村や防災関係機関及び精神科診療所等との連絡調整
- \* その他精神障がい者に対する精神科医療の提供

### (3) 被災地外の災害拠点精神科病院の役割

被災地外にある災害拠点精神科病院は、山形県 D P A T 調整本部からの依頼に基づ

き、被災地内の精神科病院からの広域搬送患者の受入れに対応します。

## 5 DPAT活動拠点本部

### (1) DPAT活動拠点本部の設置

山形DPATの出動を要請した場合は、被災地域の保健所圏域又は市町村単位での山形DPATの活動を統括するために、県は、災害拠点精神科病院の長に対し、DPAT活動拠点本部の設置を要請します。

### (2) DPAT現場統括者及び活動拠点本部員の配置

県からの要請に基づき、DPAT活動拠点本部を設置した災害拠点精神科病院の長は、本部にDPAT現場統括者及び活動拠点本部員を配置します。

DPAT現場統括者及び活動拠点本部員は、原則として、当該災害拠点精神科病院の山形DPAT隊員が、その役割を担うことになります。

### (3) DPAT活動拠点本部の業務内容

DPAT活動拠点本部は、山形県DPAT調整本部の指揮のもとに、山形県地域災害医療コーディネーターリーダー（被災圏域の保健所長等）と連携を図りながら、次の業務を行います。

- \* 参集したDPATの指揮及び調整
- \* 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集
- \* 調整本部、他の活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整
- \* その他必要な業務

### (4) 地域災害医療連絡調整会議への参画

DPAT活動拠点本部に配置されたDPAT現場統括者は、山形県地域災害医療コーディネーターリーダーが開催する地域災害医療連絡調整会議に参画し、活動情報を共有するとともに、精神保健医療に関するニーズの把握に努めます。

特に、回復期における避難者や支援者等に対する対応について、地域災害医療連絡調整会議の場を活用し、保健所や市町村等との連携体制の確保に努めます。

## 6 DPAT の情報支援システム

DPATの活動に関しては、以下の情報支援システムを使用します。

### (1) 広域災害・救急医療情報システム (Emergency Medical Information System : EMIS)

EMISとは、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている (EMIS「システム概要」より)。

DPATの活動に関連する、精神科医療機関の情報、避難所の情報、DPATの活動状況等は、DMAT等の他の保健医療チームと情報が共有できるよう、EMISを用いて行います。

### (2) 災害時診療概況報告システム (Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters : J-SPEED)

J-SPEEDは、DPATを含む医療救護班等の活動場所毎の疾病集計であり、現在の保健医療ニーズの把握や迅速且つ適切な資源配分等を行うための情報共有ツール。

J-SPEED+はスマートフォンのアプリケーション (以下、J-SPEED+アプリ) 及び J-SPEED+Web版を用いた以下の機能を有する。

#### ① J-SPEED+アプリの機能

- ーユーザー情報登録機能
- ーJ-SPEED活動日報作成、報告機能
- ークロノロジー作成機能

#### ② J-SPEED+Web版の機能

- ー集計機能

※詳細な操作方法は、DPAT 事務局のホームページを参照。

## 7 山形DPAT 出動基準

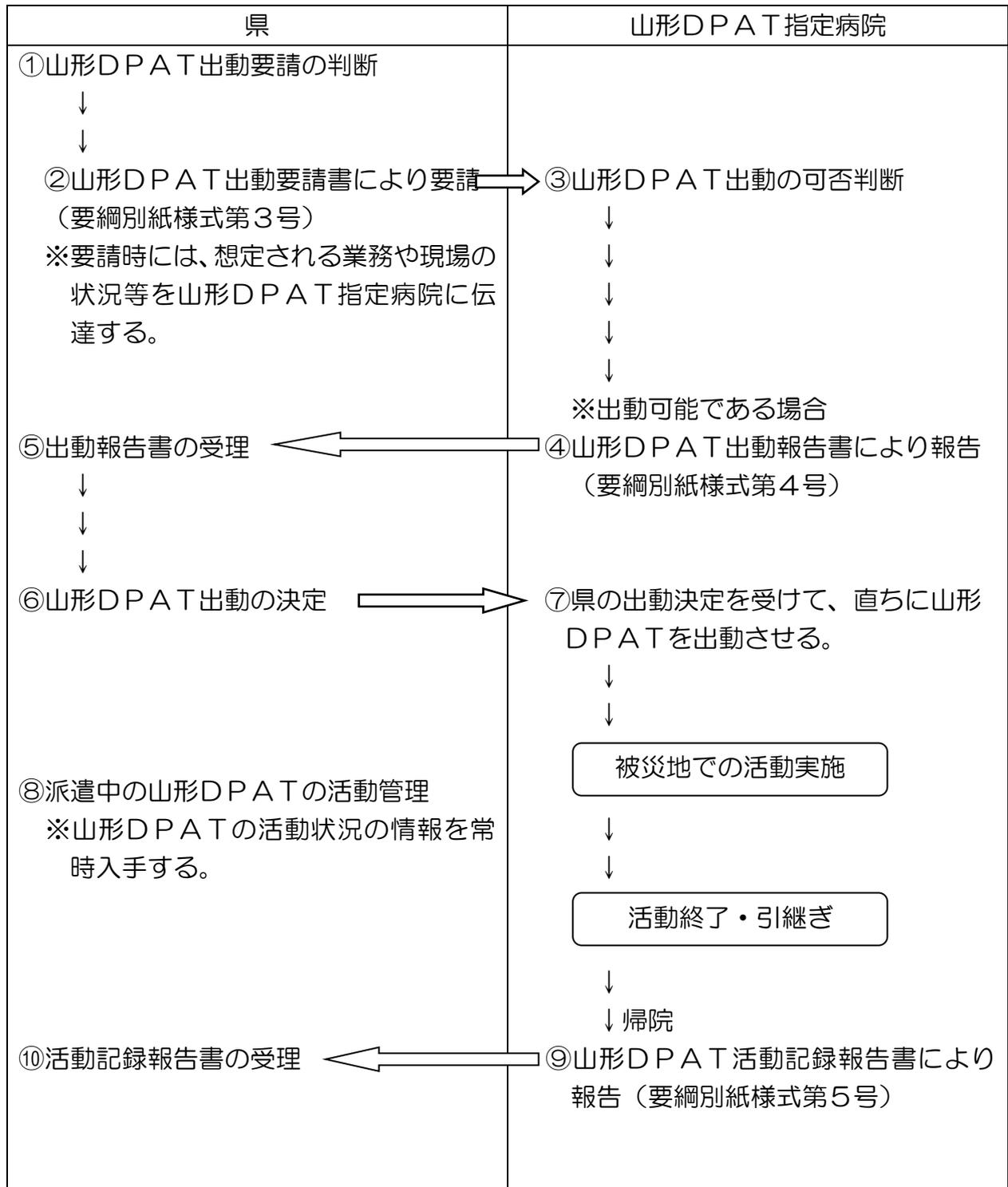
山形DPATの出動基準は以下のとおりであり、県からの要請に基づき出動することを基本とします。

- ① 県内において、災害等により重症者5名以上又は中等症者15名以上の負傷者が発生すると見込まれる場合
- ② 国又は他都道府県から出動要請があった場合
- ③ その他知事が必要と判断した場合

なお、山形DPATの活動は、急性期における精神科病院への後方支援から、回復期における避難者等への精神保健活動の支援まで長期にわたるため、被災地の避難者や住民及び支援者の状況等を考慮しながら出動要請を行うこととなります。

## 8 山形DPAT出動要請手続き

県は、山形DPATの出動基準に照らして、山形DPATを出動し対応することが効果的であると判断した場合は、以下の流れにより山形DPAT指定病院に対して山形DPATの出動を要請します。



## 9 山形DPAT派遣要請の流れ

### (1) 県内での活動で山形DPATを派遣要請する場合

- ① 災害医療統括コーディネーターは、DPAT統括者と協議し、山形DPATの派遣の必要性を検討する。



- ② 災害医療統括コーディネーターは、地域災害医療コーディネーターリーダーと協議し、山形DPATの活動地域を決定する。



- ③ 県は、山形DPAT指定病院に対し出動要請を行う。  
※その後の手続きは、前記8の山形DPAT出動要請手続きに同じ。



<山形DPAT出動>



- ④ 出動した山形DPATは、DPAT活動拠点本部に参集し、配置されるDPAT現場統括者と活動内容、活動場所、スケジュール等について協議し、速やかに支援活動を開始する。

### (2) 県外での活動で山形DPATを派遣要請する場合（厚生労働省を介して）

- ① 被災都道府県は、DPATによる支援活動が必要と判断した場合は、厚生労働省に対して、DPATの派遣調整を要請する。この場合、必要なチーム数、派遣期間、優先される業務などについて情報提供を行う。



- ② 厚生労働省は、山形県に対し山形DPATの派遣調整を行う。



- ③ 県は、山形DPATの派遣の可否について確認を行った上で、派遣可能隊数及び日程等を厚生労働省に回答する。



- ④ 厚生労働省は、山形DPATを派遣する都道府県を決定し、当該都道府県及び山形県に伝達する。

※その後の手続きは、前記8の山形DPAT出動要請手続きに同じ。



- ⑤ 被災都道府県は、山形DPATの活動地域を決定し、厚生労働省に介して山形県に伝達する。



<山形DPAT出動>



- ⑥ 出動した山形DPATは、被災都道府県が指定する集合場所に参集し、DPAT現場統括者と活動内容、活動場所、スケジュール等について現地において協議し、速やかに支援活動を開始する。

(3) 県外での活動で山形DPATを派遣要請する場合（厚生労働省を介さず）

- ① 被災都道府県は、DPATによる支援活動が必要と判断した場合は、山形県に対し山形DPATの派遣要請を行うとともに、必要なチーム数、派遣期間、優先される業務などについて情報提供を行う。



- ② 県は、山形DPATの派遣の可否について確認を行った上で、派遣可能隊数及び日程等を被災都道府県に回答する。



- ③ 被災都道府県は、山形DPATの活動地域を決定し、山形県に伝達する。  
※その後の手続きは、前記8の山形DPAT出動要請手続きに同じ。



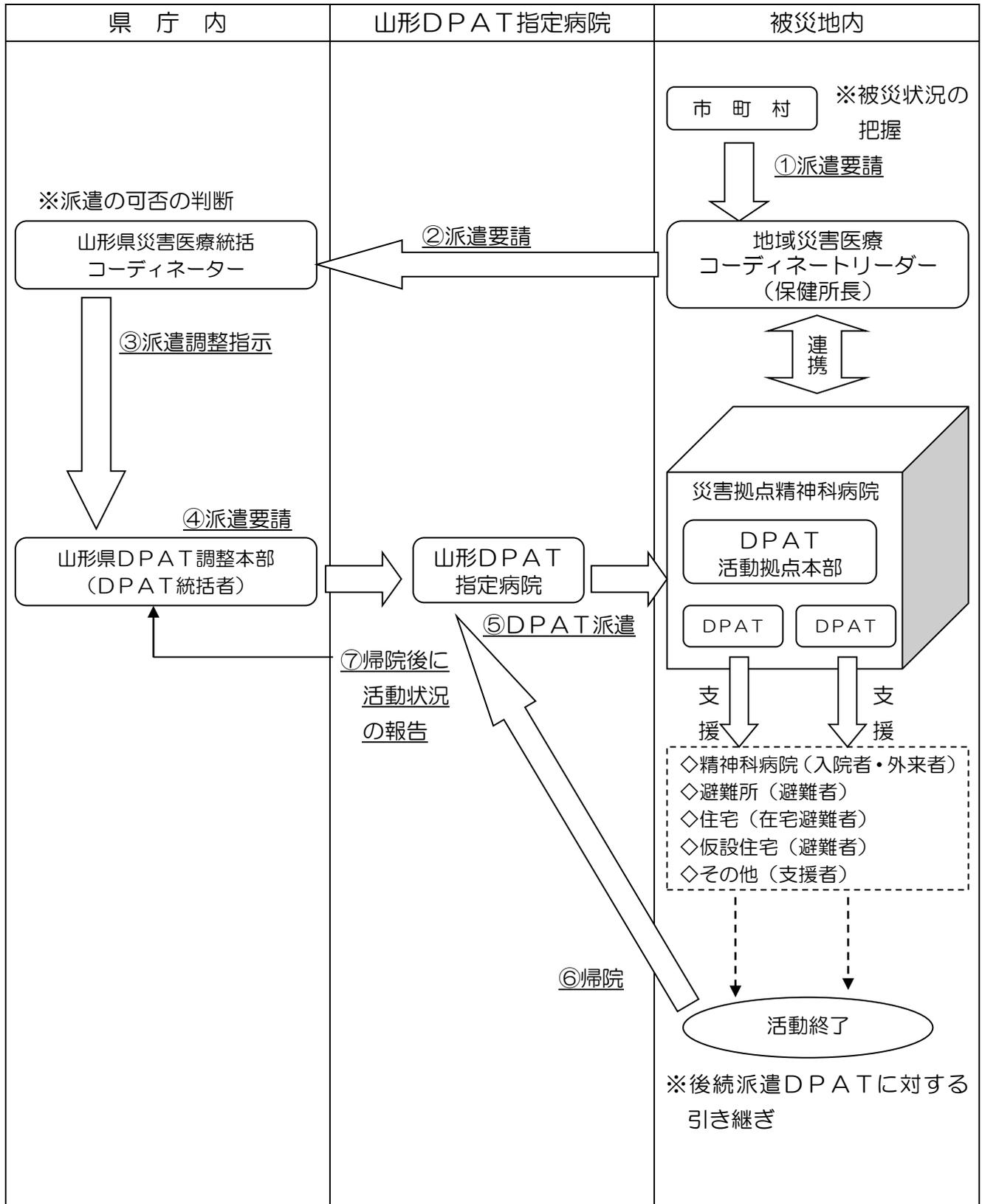
<山形DPAT出動>



- ④ 出動した山形DPATは、被災都道府県が指定する集合場所に参集し、DPAT現場統括者と活動内容、活動場所、スケジュール等について現地において協議し、速やかに支援活動を開始する。

# 10 山形DPAT活動の流れ

県内派遣の場合の山形DPAT派遣フロー図

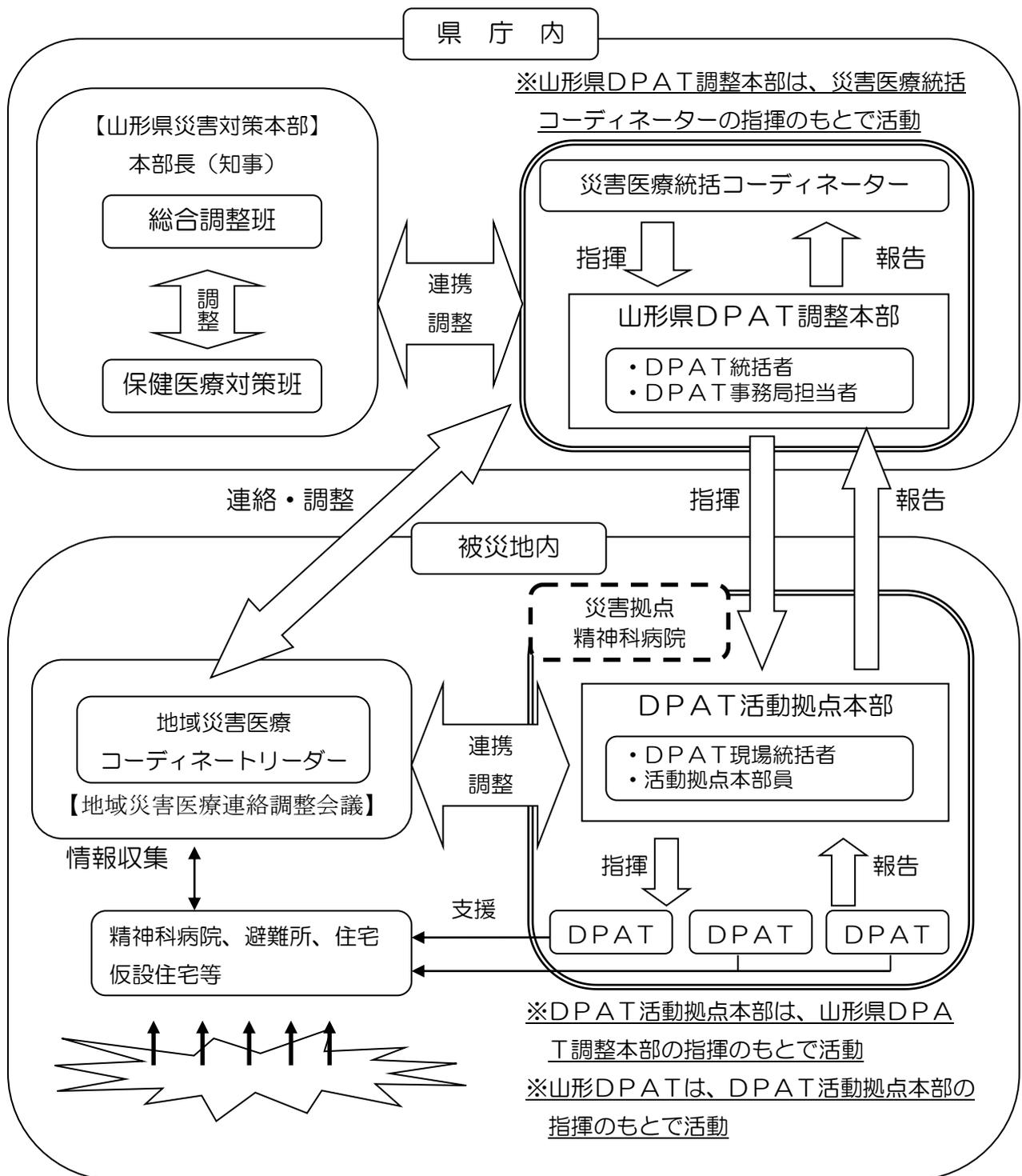


# 11 山形DPAT活動における指揮命令系統

県庁内に設置する山形県DPAT調整本部は、災害医療統括コーディネーターの指揮のもとに活動を行います。

被災地内の災害拠点精神科病院に設置するDPAT活動拠点本部は、地域災害医療コーディネーターと連携・調整を図りながら、山形県DPAT調整本部の指揮のもとに活動を行います。

DPAT活動拠点本部に参集した山形DPATは、当該活動拠点本部に配置されるDPAT現場統括者の指揮のもとに支援活動を行います。



## 【他都道府県から要請に基づき県外で活動を行う場合】

他都道府県の出動要請に基づき、山形DPATが県外において活動を行う場合は、原則として要請を行った都道府県の活動拠点本部の指揮のもとに、活動を行うこととなります。

他都道府県における活動に際して、資器材の調達、関係機関との連絡調整等の後方支援が必要な場合は、派遣先の活動拠点本部に依頼します。

他都道府県での活動が終了し、山形DPATが帰院した場合は、速やかに活動状況等について、山形県DPAT調整本部へ報告することとなります。

## 1.2 災害発生時の待機の目安

県（障がい福祉課）は、県内及び近隣の都道府県において、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの精神保健医療の支援が必要な可能性がある場合は、DPAT指定病院の管理者に対し、派遣のための待機を要請します。

なお、次の場合には、すべてのDPAT指定病院では、被災の状況にかかわらず、県からの要請を待たずに、DPAT派遣のための待機（準備）を行うものとします。

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・県内において自然災害又は人為事故等が発生し、多数の死傷者の発生が予想される場合。

（以下は「DPAT活動マニュアル」による待機基準）

- ・東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・特別警報が発出された場合
- ・大津波警報が発表された場合

## 第5 山形DPATの活動内容

### 1 時系列活動の内容

DPATの活動としては、発災直後の急性期精神科医療の支援から、回復期における精神保健活動の支援を担うことになります。

	時 期	状況・課題	支援場所	活動内容
初動期	災害発生後～1週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呆然自失</li> <li>・ 余震への不安</li> <li>・ 不安や抑うつ不眠等の急性ストレス障がい</li> <li>・ 医療機関への患者集中</li> <li>・ 避難所生活による疲労とストレスの始まり</li> <li>・ 治療中断による持病の悪化</li> </ul>	各現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ DPAT先遣隊の派遣</li> <li>◇ DPATの継続派遣準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内DPAT派遣要請</li> <li>・ 派遣チームの決定</li> <li>・ 必要物品準備</li> </ul> </li> <li>◇ DPATの継続派遣</li> <li>◇ 患者が集中する医療機関の支援</li> </ul>
早期	災害発生後1週間～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障がい者の症状悪化</li> <li>・ 急性ストレス障がいなどの問題の表面化</li> <li>・ 悲嘆反応、抑うつ症状、不安障がい</li> <li>・ 将来の生活への不安</li> <li>・ 子どもに精神障がいや行動障害</li> <li>・ アルコール関連問題発生</li> <li>・ 支援スタッフの惨事ストレスによる急性反応</li> </ul>	救護所 避難所 遺体安置所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災者へのケア（特に子ども・高齢者・精神障がい者などの要援護者）、アウトリーチ</li> <li>◇ 精神保健領域以外の一般業務への協力</li> <li>◇ 支援者の被災者支援のための啓発</li> <li>◇ 支援者自身のメンタルヘルスに関する啓発</li> <li>◇ 相談記録、処方箋、医薬品管理</li> <li>◇ アルコール問題出現時の対応（健康教育、相談等）</li> </ul>
中長期	災害発生後1ヶ月～6ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服薬中断</li> <li>・ 抑うつ状態、適応障がい、不安障がい、PTSD</li> <li>・ アルコール関連問題</li> <li>・ 生活再建の差等により、格差が出現</li> <li>・ 支援者の減少による取り残され感</li> <li>・ 支援者にメンタルヘルス上の問題</li> </ul>	避難所 仮設住宅等 自宅 医療施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 避難所の巡回相談・診療・アウトリーチ（相談、薬の処方、医療機関への紹介等）</li> <li>◇ 在宅障がい者、ハイリスク者の巡回相談</li> <li>◇ 活動拠点における相談対応</li> <li>◇ 精神保健に関する心理教育</li> <li>◇ 避難所での一般被災者への心理教育</li> <li>◇ スクリーニングを用いたハイリスク者の把握とフォロー、介入</li> <li>◇ 被災者のメンタルヘルス悪化予防啓発</li> <li>◇ 地域全体のメンタルヘルスに関する啓発活動</li> <li>◇ メンタルヘルス増進計画への提言</li> </ul>

## 2 情報収集とアセスメント

被災が予想される又は精神疾患を持つ患者が集中する精神科医療機関、被災現場に併設される医療救護所並びに被災した住民が避難する避難所等に直接出向き、被災状況やニーズの把握に努めます。

また、山形県医療機関情報ネットワーク及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、DPATの活動に必要な情報を収集し、情報の共有化に努めます。

収集した情報を基に、活動場所における精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行います。

収集した精神科医療機関の被災情報や医療救護所の対応状況及びアセスメントの内容は、DPAT活動拠点本部に配置されるDPAT現場統括者へ逐次報告するとともに、情報支援システム等に適宜登録を行います。

## 3 精神科医療システムに対する支援

### （1）精神科医療機関の機能の補完

災害等によって機能停止に陥った精神科医療機関又は精神疾患を持つ患者が集中する精神科医療機関の機能の補完を行います。

また、精神科医療活動に限らず、入院患者の搬送の補助や物資供給の調整の補助、受診先が無くなった患者に対する受診可能な現地医療機関の紹介など、DPAT活動拠点本部からの指示又は要請により、被災地のニーズに応じた様々な精神保健活動を行います。

### （2）医療救護所における精神科医療の支援

医療救護所に搬送された精神疾患を持つ患者に対して、DPAT及び医療救護班等と連携を図りながら精神科医療の支援を行います。

精神症状が優先し、直ちに精神科医療機関へ繋ぐ必要がある患者が発生した場合は、DPAT活動拠点本部に受入調整を依頼します。

## 4 一般住民及び支援者に対する専門的支援

### （1）一般住民に対する精神保健活動の専門的支援

避難所や住居又は仮設住宅を訪問し、災害等によって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対し、スクリーニング票等の活用を図りながら対応するとともに、ストレス反応等に対する心理教育を行うなど精神保健活動による支援を行います。

### （2）支援者に対する精神保健活動の専門的支援

被災地域のニーズに応じて、支援活動や支援体制作りに関する相談・助言等を行い、必要に応じて地域の社会的資源につなぎます。

地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政などの職員等の災害時の支援者自身へ

の対応については、相談・助言等を行った上で、支援者の所属する組織の労務管理・産業メンタルヘルス体制へつなぎます。

※助言にあたっては、被災地域の支援者の活動を肯定的に評価し、助言による負担をかけないように十分に考慮します。ストレスチェック等の評価を行う場合には、その後の支援体制を明確化、あるいは体制を構築した上で実施します。

## 5 精神保健に係る普及啓発

被災地域の市町村や保健所等と連携を図りながら、被災地域のニーズに応じて、チラシ「こころの健康リーフレット集」を活用し、一般住民や防災機関、行政、教育、保健福祉等の支援者に向けて、メンタルヘルス等に関する普及啓発を行い、災害ストレスによる新たな精神疾患の発生を防止します。

## 6 活動実績の登録

### (1) 活動地域（保健所等）へ記録の保管

被災地域の支援者が継続的な診療ができるよう、紙の記録（災害診療記録）を活動地域（保健所等）に残します。

記録として残す用紙は、DPAT 事務局のホームページからダウンロードし、その用紙を持参して被災地域へ支援に入り、書式の内容に従って、個別に対応した場合の診療記録及び一日のチーム活動記録（日報）を記録します。

紙の記録は、個人情報（氏名等を記載）が含まれるため、管理には細心の注意を払う必要があります。

### (2) J-SPEED+アプリに記録を保存

被災・派遣都道府県等や厚生労働省が活動を把握し、効率的にDPATの運用を行っていくために、J-SPEED+アプリに災害診療記録のJ-SPEED項目と、精神保健医療版J-SPEED項目を入力します。

活動地域において通信環境が整っていない場合は、J-SPEED+アプリに入力しておき、通信環境を確保した上で報告します。

### (3) 処方箋

災害時の診療は、医師法第 22 条 5 号（治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合）に該当するため、処方箋を発行する法的義務はありません。

但し、医師法第 24 条（診療時の記録について）及び投薬に関する責任を明確にする必要があるため、個票（災害診療記録）に診察医師名、患者氏名、患者年齢、薬名、用法、用量を記入します。

患者に対しては、処方内容を説明し、別用紙（診察医師名、薬名、用法、用量等を記載）を手渡すなどして、十分な情報提供に努めます。

## 7 活動情報の引継ぎ

後続のチームが支援活動を開始する前に、被災地域の支援者を混乱させることがないよう、チーム間で十分な情報の引継ぎを行います。

更に、精神科病院で活動を行った場合は、その病院のスタッフに、また、避難所で活動を行った場合は、そこを所轄する担当者や保健師に対し、十分な情報の引継ぎを行います。

後続チームへの引継ぎにあたっては、活動記録の受け渡しを行い、地域での実際の活動状況、連携機関（窓口となる人の氏名、連絡先）、継続事例への対応について情報を伝達します。

チームによってあまりにも異なる対応は、被災地域の支援者や住民を混乱させるため、引継ぎは極めて重要であることに留意する必要があります。

## 8 活動の終結

山形DPATの活動の終結は、県が山形県災害医療統括コーディネーターの意見を踏まえて決定します。

山形DPATの活動期間は、発災当日から被災地域の精神保健医療体制が回復するまで長期間に及ぶことがあるため、被災地域のニーズアセスメントを十分に行います。

被災地域の支援者、DPAT活動拠点本部、DPAT活動拠点本部が立ちあがっていない場合は、山形県DPAT調整本部と協議しながら、災害の規模や復興状況に応じて活動終結の時期を検討します。

活動終結の決定後は、被災地域の支援者に対して、支援活動と事例の引継ぎを段階的に行います。

現地のニーズに合わせて、活動終結後のフォローアップ体制を検討することになります。

## 9 DPAT 隊員の健康管理

県及びDPAT指定病院の管理者は、活動中・活動後の休養の確保等、DPAT隊員の健康障害の防止に努め、問題が生じた場合には必要な対応を早急にする。合わせて、原因の調査を行い、再発防止に努めます。

なお、DPAT 隊員は、自らの健康管理に努めるとともに、被災地において、自らが感染源とならないよう「インフルエンザ」「麻疹・風疹」「新型コロナウイルス」等のワクチン接種を事前に行っておくようにします。

## 第6 費用と補償

---

### 1 費用

山形DPATの派遣に要した費用は、原則として派遣要請を行った都道府県が支弁することになります。

但し、災害救助法が適用された場合は、同法第20条第1項に基づき、派遣要請を行った都道府県に対し費用を求償できます。

前記に基づき山形DPATの派遣に要した費用を求償された都道府県は、求償した都道府県に対して、同法第18条により費用を支弁します。

同法第20条第2項の規定に基づき、支弁を行った都道府県は、国に支弁を要請することができることになっています。

### 2 補償

山形DPATの隊員が、活動に際して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、県が加入している傷害保険から保険金を支払います。

また、災害救助法第12条に基づき、派遣した都道府県が扶助金を支給します。

医療行為に関連した損害賠償請求が行われた場合は、県が加入している医師賠償責任保険から対応することになります。

その他、災害救助法適用外、又は同法が適用されない場合の費用の支弁と保障に関して、県は整備することになります。

# 第7 災害時におけるこころのケア活動（理論編）

## 1 こころのケア活動の概要

### （1）災害の定義

災害は、被災地域の対処能力をはるかに超えた、生態学的、心理社会的に重大な崩壊と定義されます。

また、災害対処基本法では、「災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」と定義されております。

災害は、一般にその原因と規模から、自然災害（広域災害）、人為災害（局所災害）、特殊災害に分類されます。

### （2）災害の影響

災害時には、通常の世界システムでは処理できない状況が出現し、或いは被災地の社会的システムそのものが崩壊します。特に大規模な都市災害時には、あらゆる社会的機能・都市機能の多くが無効化するか、使用不可能な状態に陥ります。

このような状況下で、被災地に生活する人々は日常生活上、多大なストレスを受けることとなります。また、恐怖や絶望感などの様々な精神的苦痛は、後の人生に影響を及ぼすこともあります。

被災地の中でも、子どもや高齢者、障がい者、妊産婦、日本語の話せない方などのいわゆる災害時要援護者は、特に大きな影響を受けやすく、特別な配慮が必要になります。

災害に対する人々の心的反応は経時的に変わっていくため、そのニーズとあるべき対策もそれに伴って下表のとおり変化していきます。

時間経過	被災者のニーズ	被災者の行動	あるべき対策	
秒～分	・生命の安全確保	・避難行動	・警報の伝達	緊急対策
時	・心理的安心の確保	・安全確認 ・帰宅 ・家族との連絡、安否確認	・避難の誘導 ・災害情報の伝達 ・交通の再建 ・停電の解消	
日	・生活の普及	・被害の後片付け ・貴重品の確保	・埋設管施設（上水道・ガス）の復旧 ・避難所の設置（住の確保） ・生活物資（衣食）の確保 ・物流の確保	応急対策
週	・生活の再建	・損害保険請求 ・減免措置請求	・罹災証明の交付 ・資金援助	再建対策
月	・人生の再建 ・心理的安定の確保	・住居の再建	・仮設住宅の提供	
年	・喪の作業 ・災害文化の育成	・こころの傷への治療 ・希求体験の想起と共有化 ・体験の教訓化 ・体験と風化と忘却	・こころのケア ・記念事業 ・防災教育	

### (3) 災害の種類

災害被害に対処し被災者を援助するためには、災害とその被害の特性を捉えることが必要となります。

次の6軸に沿って災害を類型化することが有用と言われ、これらは被災後の復旧や支援計画にも活用できます。

- ① 被害の範囲  
地理的な広がり、被災地の人口、死傷者数など。
- ② 発生のスピード  
災害の発生が突発的であったか、或いは緩徐であったか。
- ③ コミュニティの準備状態  
その災害に対する事前の防災体制が十分であったかどうか。
- ④ 中心性・辺縁性  
地域社会が物理的にも社会機能的にも構造変化を起こしてしまうような災害の場合（例：地震、津波、洪水）、中心性の災害といい、生存者が正常に機能している地域社会に帰っていきえるような場合（例：列車事故、航空機事故）を辺縁性の災害という。
- ⑤ 衝撃の持続  
短期間・単回性であったか、長期間・持続性であったかどうか。
- ⑥ 被害の可視性  
被害が直接目に見えたり体感したりしにくい災害（例：放射線漏出事故、感染事故、食中毒、いわゆる情報パニック等）では、報道などが被災者の不安恐怖感に大きく影響する。

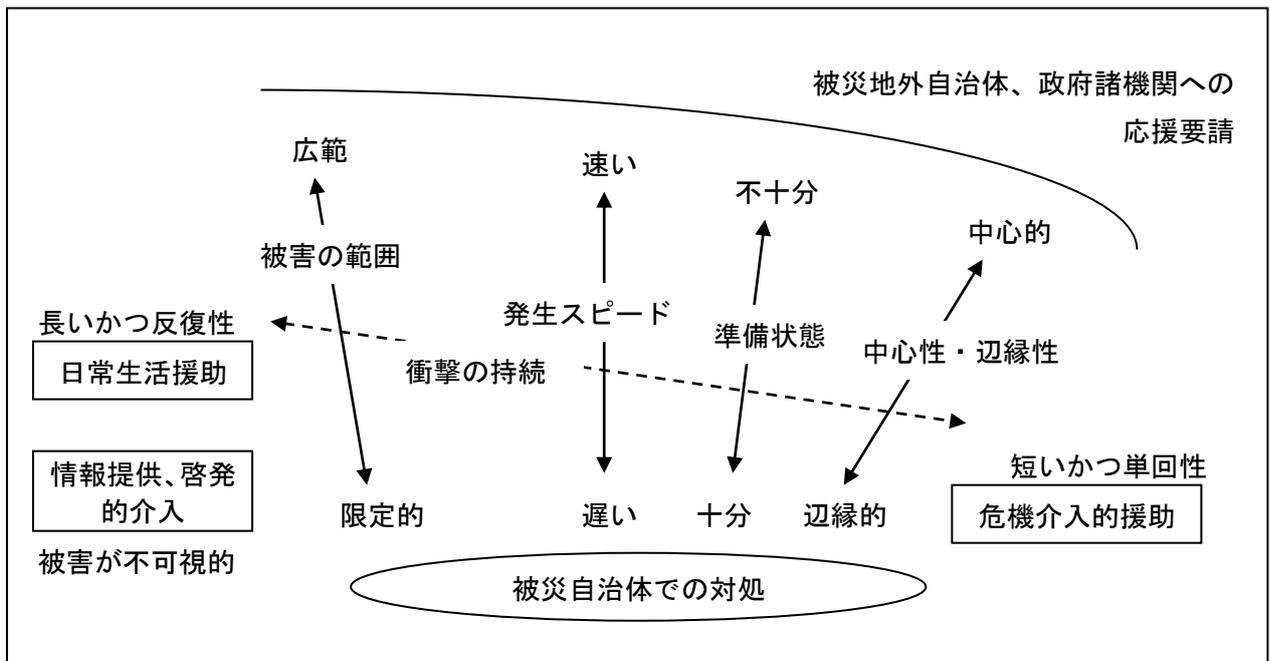


図 災害後早期精神保健活動の重点と指針

(外傷ストレス関連障害に関する研究会 金吉晴(編)「心的トラウマの理解とケア」第2版 じほう 2011 より引用)

#### (4) 災害時における「こころのケア」

##### ① こころのケアの定義

被災者が、安心感や生きる力を取り戻していくことは、心的外傷後ストレス障害 Posttraumatic Stress Disorder (PTSD) やうつ病等の発症を予防します。

国立精神・神経医療研究センター「災害時こころのケアあり方ガイドライン」によると、こころのケアは以下のような2つに定義され、本マニュアルでは、支援者が関わる「狭義のこころのケア」について示しています。

##### ◆狭義のこころのケア

医療、保健、福祉専門家による医療・地域保健活動と連携しながらの精神健康不調者の早期発見、早期介入や、集団に対する精神保健促進活動（精神保健活動）、そして精神障がい有する人々への医療やサービスの提供（精神医療、福祉）を狭義のこころのケアとする。

##### ◆広義のこころのケア

災害時には、精神保健福祉専門家以外の方が、被災地の具体的な生活面での支援、情緒的支援などを提供して住民のこころの支えになる活動があるが、これを広義のこころのケアとして、狭義のこころのケアと区別する。

##### ② 必要に応じたこころのケアの提供

災害後のこころのケアでは、必ずしも詳しい被災状況や心理的影響などの話を聞かなければいけないということはありません。

例えば、短時間であっても家族に代わって高齢者の介護をしたり、小さな子どもの世話をしたり、通院の手助けをすることなども、被災者の生活上の負担を軽減するという広い意味において、こころのケアに通じると言えます。

被災後のPTSDが注目されているが、PTSDとは心的外傷による反応の一つであり、例えて言うなら事故に遭ったときの複雑骨折のようなものです。

つまり、PTSDだけが被災者のこころの問題ということではなく、人それぞれ別々な形や大きさでその影響が表れます。

また、被災したことを契機として、以前から抱いていたこころの問題が大きくなり、支援が必要となったケースも被災地では多く見られました。

災害時における「こころのケア」は、被災者に必要とされるケアの特性によって、次図のように三段階に分類されます。

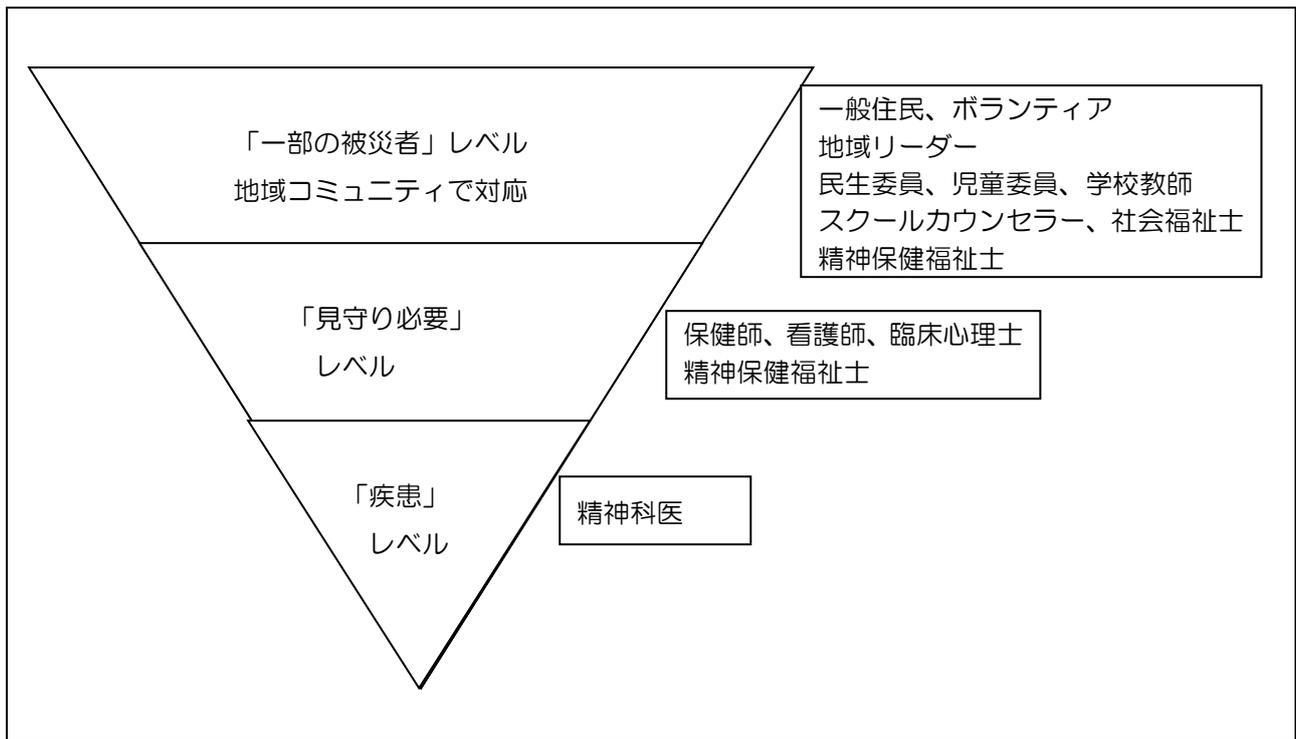


図 3段階のこころのケアレベル

(「被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン」内閣府 平成24年3月より一部改変)

◎「一般被災者」レベル

このレベルの方へのこころのケアでは、地域コミュニティの維持回復・復興支援が大変効果的です。

そもそも人は社会的存在であり、人と人のつながりやネットワークにより孤立感を解消することで、こころの健康度が向上するものです。

特に、復興期においてはコミュニティの力を活用し、できるだけ多くの被災者が「お互いに繋がっている」という実感を得られるように支援する必要があります。

このため、災害によってダメージを負ったコミュニティを再生、又は新たなコミュニティの力を形成し、維持回復していくこと、そして被災者の孤立化や閉じこもりを防ぎ、コミュニティに積極的に参加して、コミュニティを再構築していく仕組みを作り出すことが求められます。

その手段としては、被災者が「自発的に集まり」、「ほっとできる」居心地の良い場所の提供（例えば「足湯」、「喫茶スペース」等）や、コミュニティの維持回復・再構築を補強する「避難所便り」など、地域コミュニティからの情報発信が有効です。

また、仮設住宅の建設においては、発災前の地域単位での入居や、仮設住宅内の人通りの多い場所に集会所や生活支援相談所、商店の設置等を行うことで、被災者が自然にコミュニティに参加しやすい状況を作り出すことも重要です。

◎「見守り必要」レベル

このレベルの方へのこころのケアでは、ケアを行わないと「疾患」レベルに移行する可能性が高い被災者や、悲嘆が強く引きこもりなどの問題を抱えている被災者を対象として、これらの被災者に対する傾聴やアドバイス等のこころのケアを実施します。また、医療ケアチームの紹介や、地域コミュニティへの引継ぎを行うことが求められます。

このレベルのサービスについては、保健師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、こころのケアに関する短期の訓練を受けた医師によるケアが想定されます。

他都道府県及び関係機関から派遣された医療ケアチームは、指定された標準書式を活用して必要な情報を収集し、チーム間、又は市町村の保健師や精神保健福祉士との間で共有することが求められます。

◎「疾患」レベル

このレベルにおいては、発災により医療的ケアが必要と判断された被災者や、発災前から精神疾患を持つ方への処方・投薬等の精神科医療ケアが含まれます。

また、必要に応じて入院治療等も必要となりますが、被災地で精神科病院の機能が喪失している場合は、遠隔地への入院手配等も行うことが求められます。

このレベルのサービスは、精神科医が含まれる都道府県DPATやこころのケアチーム、また、被災地の精神科医療機関によるケアが想定されます。

【サイコロジカル・ファーストエイド Psychological First Aid (PFA)

「苦しんでいる人、助けが必要かもしれない人に、同じ人間として行う人道的、支持的な対応のこと。」それには、以下のことが含まれる。

- ・実際に役立つケアや支援を提供する。ただし、押しつけない。
- ・ニーズや心配事を確認する。
- ・生きていく上での基本的ニーズ（食料、水、情報など）を満たす手助けをする。
- ・話を聞く。ただし、話すことを無理強いしない。
- ・安心させ、こころを落ち着けるように手助けする。
- ・その人が情報やサービス、社会的支援を得るための手助けをする。
- ・それ以上の危害を受けないように守る。

\*PFA には心理的支援だけでなく、社会的支援も含まれます。

【PFA の目的】

災害に巻き込まれた人々を心理的に保護し、これ以上の心理的被害を防ぎ、さまざまな援助のためのコミュニケーションを促進すること。

【責任ある支援】

- 1 安全、尊厳、権利を尊重する
- 2 相手の文化を考慮して、それに合わせて行動する
- 3 その他の緊急対応策を把握する
- 4 自分自身のケアを行う

【PFA の活動原則】

PFA の三つの基本的な活動の原則は、「見る」、「聞く」、「つなぐ」です。

- 「見る」 {
- ・安全確認
  - ・明らかに急を要する基本的ニーズがある人の確認
  - ・深刻なストレス反応を示す人への確認

- 「聞く」 {
- ・支援が必要と思われる人々に寄り添う
  - ・必要なものや気がかりなことについてたずねる
  - ・人々に耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをする
  - ・生きていく上での基本的なニーズが満たされ、サービスが受けられるよう手助けする

- 「つなぐ」 {
- ・自分で問題に対処できるよう手助けする
  - ・情報を提供する
  - ・人々を大切な人や社会的支援と結びつける

(出典：WHO 版心理的応急処置 (PFA) フィールドガイドより)

《参考：こころのケアにおけるトリアージ》

災害現場で大勢の被災者がいる場合には、こころのケアにおけるトリアージが必要になります。

被災者の状態を冷静に見極め、必要に応じて適切なケアをすることが重要です。

◆トリアージ1：即時ケア群

最優先で対処し、心の専門家（精神科医、心理カウンセラー）に相談しましょう。

〈対象となる人〉

- 付き添う必要があるか、専門家のケアが必要な人
- 暴力行為や自殺未遂のおそれのある人
- パニック状態あるいは解離状態にある人

◆トリアージ2：待機ケア群

即時ケアの必要な人の対応がすんだ後にこころのケアをしましょう。

〈対象となる人〉

- ケアを行わないと即時ケアが必要になりそうな人
- 後日、相互支援やカウンセリングなどが必要な人
- 悲哀・悲嘆が強く引きこもりや過剰行動がみられる人

◆トリアージ3：維持ケア群

即時ケア、待機ケアの必要な人の後に対応します。被災者の様子を見ながら対話を行ったり、グループ活動への参加も促しましょう。

〈対象となる人〉

- ストレス処理法を伝えることで、自分で対処できそうな人
- 会話を中心としたコミュニケーションが維持できそうな人

~~~~~

- ・トリアージ・・・限られた医療資源の中で、一人でも多くの傷病者を救うために、治療及び搬送の順序をつけること
- ・パニック状態・・・不安に襲われたり、気が動転し、ふらつき、震え、めまい、呼吸困難を示す状態
- ・解離状態・・・思考の流れや行動が互いに関連を失っている状態

（出典：日本赤十字社「災害時のこころのケア」2008年）

## 2 各時期におけるこころのケア活動

### (1) 平常時の準備

#### ① 組織としての準備

##### ア 日常業務の中で

災害が起きた時のことを想定して災害に備えた連絡会議や研修を行い、日頃から災害への意識を高めておくことが大切です。

特に支援が必要と考えられる要援護者には同意を得て、事前にリストを作成したり、日頃から地域の関係機関が情報を共有し、災害時に備えておくことが良いでしょう。連絡会議や研修を通して、災害時のボランティアなど、人的資源の把握に努めておくことも有効となります。

##### イ 住民への普及啓発・教育

阪神淡路大震災や東日本大震災以降、災害時のこころのケアについて報道される機会も増えてきましたが、何故こころのケアが必要なのかを伝えるような啓発を行うことが大切です。例えば広報媒体を使ったり、地域住民を対象として講演を行ったりして、災害時の心理的ストレス反応や精神症状について理解してもらい、そのような時の対応を学んでもらいます。

こころのケアは専門家が特別に行うものではなく、家庭や学校、地域社会など、日常的に親密な人間関係の中で支え合うことはとても重要です。

#### ② 支援者の準備

支援者は、日頃から災害時における地域の体制や自分の所属する組織の役割について理解し、意識を高めておく必要があります。

そのために、組織内外の研修や学習の機会を積極的に活用し備えておきましょう。

大災害の直後は関係機関内でも混乱をきたすことがありますが、徐々にそれぞれの本来の役割や機能を取り戻していかなくてはなりません。

それには、被災地での支援を支援者が独自に行うのではなく、それぞれの組織が情報を収集し、他の組織と共有しながら役割を分担し、被災地域の状況に合わせて協働することが求められます。支援者は、自分自身が被災者になることも想定し、災害時のことを家族と話し合っておき、支援者としての任務と家族としての役割について、備えておくこともとても大切です。

### (2) 各時期におけるこころのケア活動の展開

こころのケア活動は、災害対策の一環として実施されます。

こころの健康は、生命の安全と生活の安定によって大きく回復するものですが、その活動は大きく4期に分けることができます。

#### ① 初動期の活動（災害発生直後～1週間）

##### ア 被災地の状況

この時期は、自宅で過ごせなくなった住民は身近な公民館や車中に避難するなど、ライフラインや公共交通機関などへの著しい影響や情報手段の寸断や制限も

起き、支援体制もまだ十分に整っていない時期です。

突然の被災で、自分の身に何が起こったのか理解できず、取り乱したり、不安状態に陥ったりします。一時的なものは正常反応の範囲内と言えますが、極度の興奮や精神的な高揚が表面化する場合には、無理に励ましたりせず、温かく見守ることが必要であり、怪我を負った場合は早急の手当てが必要となります。

また、慢性疾患の治療を受けている人は、服薬の中断により病気の再発や悪化が危惧されます。特にてんかん症状を呈する人は、服薬の中断により発作が再発される危険があるので、早期に薬の確保をするために、医療機関や救護所を受診できるような支援が求められます。

#### イ 被災者の精神保健の課題

新聞、テレビ等のマスメディアからの情報が遮断されるため、被災情報や行政の対応が被災者や避難者に伝わりにくくなります。

- \* 急激な環境変化に対して適応しにくく、戸惑いや不安が増大
- \* 災害に直面したときの恐怖がよみがえる

### ② 早期の活動（1週間～1ヶ月頃）

#### ア 被災地の状況

発災後の1週間から1ヶ月が目安です。

水や食料などのライフラインの確保、また、被災者同士の間で連帯感が生まれる時期でもあり、オーバーワークになったり、自分たちの地域が周囲から注目を受けている意識が高まるなど、精神的な高揚が続くことが予想されます。

多くの住民の間で興奮が高まるこの時期は、ハネームーン期と呼ばれます。

その一方で断続的な余震や生活の不安などから睡眠障がいや起きたり、被災後の不安状態に陥ることがあります。

それらの様々なストレス反応（抑うつ反応、不安障がいなど）が見られる時は、専門機関に繋げることが必要になります。

また、これまでの習慣や不安への対処行動としての飲酒が避難所等において徐々に現れ、この時期には、被災者の中で飲酒の機会が増大し、避難所等でアルコール関連問題が多数発生します。

被災という特別な状況下でのアルコール摂取は、平常時のそれとは大きく異なることを支援者は認識する必要があり、飲酒で気を紛らわせようとする雰囲気を作らないことが重要です。

#### イ 被災者の精神保健の課題

- \* 今後の生活への不安が大きくなる
- \* 対人関係のトラブルを持つ人が表面化する
- \* 様々なストレス反応が見られる
- \* オーバーワークによる疲労感の出現
- \* 遺族への対応が必要になる
- \* 避難所での飲酒など、アルコール関連問題の表面化
- \* 余震への不安

### ③ 中長期の活動（1ヶ月～6ヶ月頃）

#### ア 被災地の状況

発災後の1ヶ月から6ヶ月が目安です。

ライフラインは確保され、避難生活が少し落ち着くものの、なかなか進まない復興対策等に対して落胆などの感情が起きやすくなります。

同時に将来の生活に関する不安やこれまでの緊張や過労が蓄積され、心身の不調として現れる時期です。

高齢者の中には環境の変化に伴って認知障がいが増進したり、子どもの場合は赤ちゃん返りなどの退行現象が見られることがありますので、周囲の人が積極的に話しかけ接触する機会を多くするなど、不安軽減への配慮が必要です。

そして、この時期は、支援者の燃え尽き症候群なども起こってくる時期です。

支援者は、自分の健康管理に十分注意し、チームで声を掛け合い、支え合いながら活動しましょう。

#### イ 被災者の精神保健の課題

- \* ストレス状態の改善に個人差があり、急性症状から慢性症状へ移行する人が出てくる

- \* 継続支援を必要とする人と支援をいったん終結する人が出てくる

- \* 精神保健面の他にも生活再建に向けた複数のニーズを持った人が多くおり、多職種での関わりや、複数の支援機関の協働が求められる

### ④ 統合期の活動（6ヶ月以降）

#### ア 被災地の状況

発災後6ヶ月以降が目安です。

災害による混乱から地域社会が平常を取り戻しつつある時期です。

元の生活に戻り自信を取り戻す人もいる一方で、住宅問題、収入の確保など社会生活を営む上での問題が山積みしています。

それぞれの状況によって、一人ひとり異なる苦しさが出現する時期です。

仮設住宅でのドメスティックバイオレンス（DV）、ギャンブル（パチンコ、スロット）、ニコチン、カフェイン、アルコールなど、個々の問題が表面化してくることもあります。したがって、この時期の支援は生活状況を踏まえた個別のものが求められますが、中には、遷延化したPTSD症状を呈する人も見られ、経過の個人差が大きくなります。

被災地域の支援は、時間の経過とともに平常時の精神保健福祉活動へと収束していくよう、それぞれの支援チームから地域スタッフへと引き継がれていきます。

#### イ 被災者の精神保健の課題

- \* PTSD症状の遷延化

- \* 生活状況によりそれぞれの苦痛出現

- \* 仮設住宅でのDV

- \* さまざまな依存症の問題

- \* 精神保健福祉活動の再生

各時期におけるこころのケア活動の展開（表）

| 区 分                      | 被災地の状況                                                                                                                                                       | 精神保健の課題                                                                                                                                                                      | 必要とされる活動                                                                                                                                                                              |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【初動期】<br>災害発生直後<br>～1週間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅から公民館へ避難</li> <li>・ライフラインや公共交通機関の制限</li> <li>・情報手段の寸断や制限</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況、行政対応等の情報が被災者に伝わりづらい</li> <li>・何が起こったのか分からず不安状態</li> <li>・精神的な高揚や興奮</li> <li>・避難生活による服薬中断（※特にてんかん等のある人へ早期の薬剤の供給が必要）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不安状態の人には無理に励ましたりせず温かく接し見守る</li> <li>・持病や怪我等の有無を確認し、必要に応じて救護所や医療機関に繋げる</li> <li>・服薬中断による精神症状悪化の可能性がある人の薬の確保のための支援</li> </ul>                   |
| 【早期】<br>災害発生1週間<br>～1ヶ月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの確保</li> <li>・被災地に注目が集まる</li> <li>・被災者間に連帯感（ハネムーン期）</li> <li>・精神的な高揚や興奮が高まりオーバーワーク</li> <li>・継続的な余震</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の生活への不安（※睡眠障がい、不安障がい、様々なストレス反応が出現）</li> <li>・オーバーワークによる疲労感</li> <li>・遺族への対応が必要</li> <li>・避難所等でのアルコール問題</li> <li>・余震への不安</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレス反応（抑うつ・不安等）を呈する人を必要に応じて専門機関に繋げる</li> <li>・こころのケアを強調し過ぎない</li> <li>・他のこころのケアチームや身体科チームと情報共有・連携して活動する</li> </ul>                            |
| 【中長期】<br>災害発生1ヶ月<br>～6ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン確保</li> <li>・避難生活の定着</li> <li>・復興対策等への落胆</li> <li>・将来の生活への不安や心身の緊張や過労の蓄積</li> <li>・被災者間に停滞感が広がる</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の不調の表面化</li> <li>・環境変化による高齢者の認知障がいの進行、子どもの退行現象</li> <li>・支援者の燃え尽き症候群</li> <li>・ASDからPTSDへの移行期</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTSD症状を呈する人の支援</li> <li>・こころのケアチームによる支援の継続が必要な人と終了する人の見極め</li> <li>・被災地の支援者へのメンタルヘルスに関する心理教育や個別支援</li> </ul>                                  |
| 【統合期】<br>災害発生6ヶ月以降       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会が平常を取り戻す</li> <li>・被災者間に生活再建の格差が生じ、個別の生活問題が生じる</li> </ul>                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTSD症状の遷延化</li> <li>・生活の状況によりそれぞれ個人に異なる苦しさ出現</li> <li>・仮設住宅でのDV</li> <li>・様々な依存症の問題</li> <li>・精神保健福祉活動の再生</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTSDやその他精神的課題を持つ人の継続支援</li> <li>・個々の生活状況を踏まえた支援</li> <li>・こころのケアチームから精神保健福祉関係機関へ引継ぎ</li> <li>・様々な依存症予防への啓発</li> <li>・精神保健福祉活動の再生支援</li> </ul> |

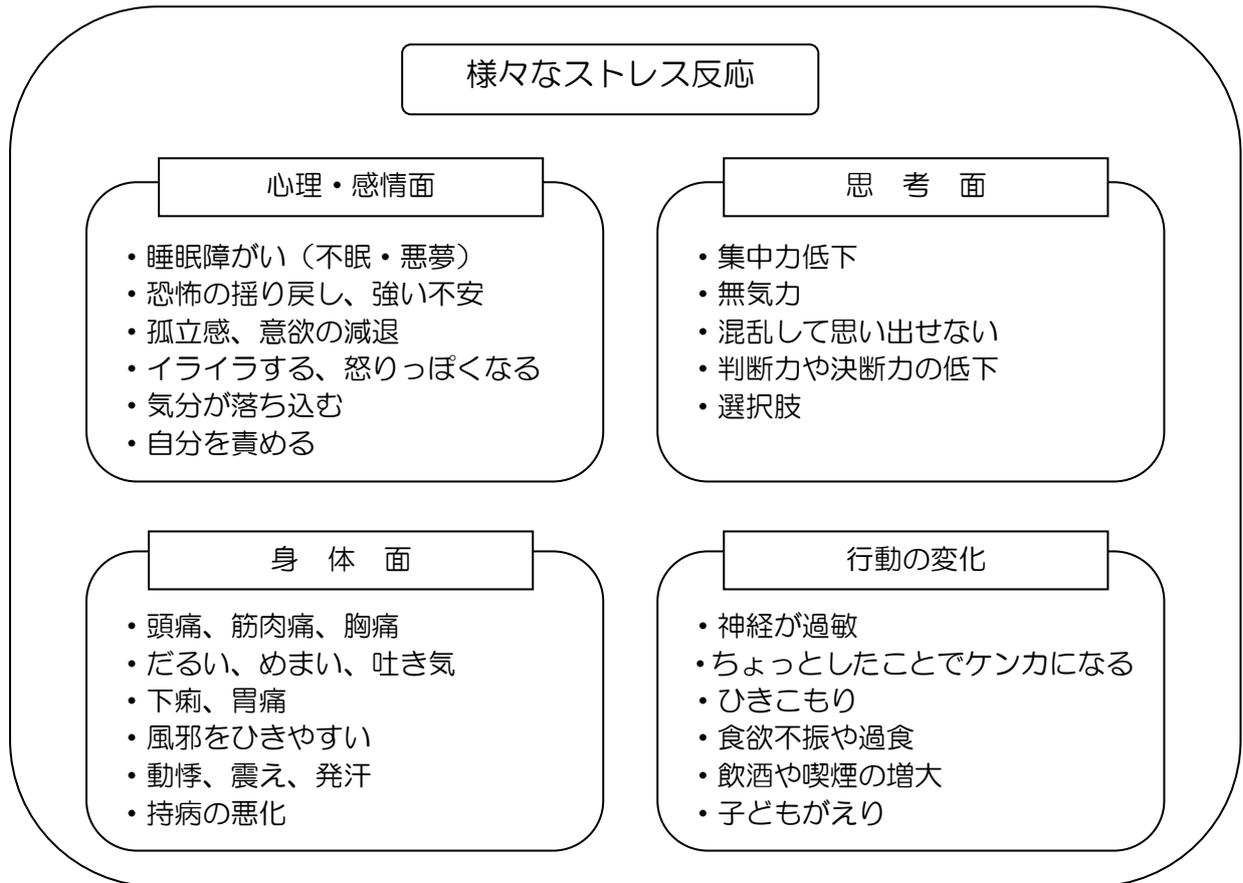
### 3 被災者のこころの問題

#### (1) 被災した人に起こりうる心身の反応と症状

災害直後の精神的な動揺や心身の症状の多くは、ひどいショックを受けた時に誰にでも起こる正常な反応です。

大部分の被災者は、家族や友人などの身近な人の援助や自身の対処行動により、通常1ヶ月以内で回復します。

但し、地震の被害で余震が続いたり、暴行の被害で加害者が身近にいる可能性があるなど、恐怖の対象が取り払われない状況下では、より長く続くこともあります。



#### (2) 災害ストレスとストレス障がい

一部の人々には、時がたってもその体験が過去のものとなっていわずに、こころや身体の不調が長引くことがあります。

##### ① 心的外傷後のストレス症状

###### ア 再体験症状

再体験症状とは、災害の体験に関する不快な場面の記憶がフラッシュバックや夢の形で繰り返しよみがえることです。

何かのきっかけで災害の体験のことを思い出させられたときの気持ちの動揺や、動悸や冷汗などの身体反応も含まれます。再体験症状は、急激に過去の経験が目の前で起こっているかのように再現されるもので、大きな苦痛を伴います。

それが、いつどこで起こるかも分からない不安も常に抱えています。

## イ 回避・麻痺症状

災害の体験に関して考えたり話をしたり、感情が沸き起こるのを極力避けようとすることや、思い出させる場所や物を避けようとする事です。

また、一部の記録を思い出させないという場合もあります。

その他、趣味や日常の活動に以前ほど興味や関心が向かなくなる、感情が麻痺したようで愛情や幸福などの感情を感じにくくなる、といった変化が生じます。

## ウ 過覚醒症状

何事にも必要以上に警戒して、ちょっとした物音などでもピクツとしてしまったり、うまく寝付けない、眠りが浅いなど、精神的緊張が高まった状態です。

また、いらいらして怒りっぽくなる、物事に集中できないなど、日々の生活や人間関係にも影響する症状です。

こうした症状が、災害後1ヶ月未満に見られれば、急性ストレス障がい（ASD）、1ヶ月以上長引く場合には、PTSDが疑われます。

ASDの時期に、回避・麻痺症状の一つでもある「自分が自分でないように感じられる」、「現実感が乏しい」などの解離症状を呈することがあります。

この症状が強い人は、PTSD発症の可能性が高いと言われています。

診断は専門機関で慎重になされるべきですが、そうした症状に気をとめて観察しましょう。

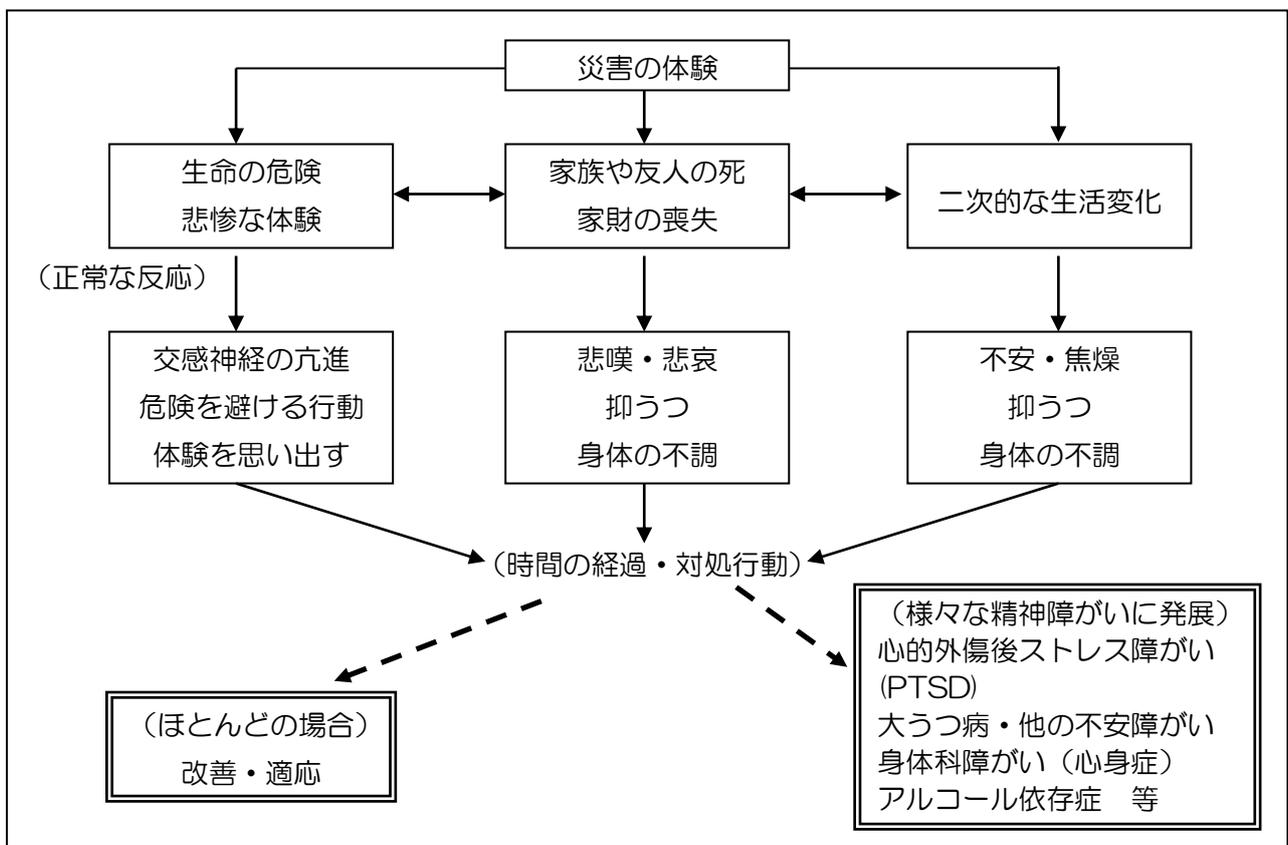
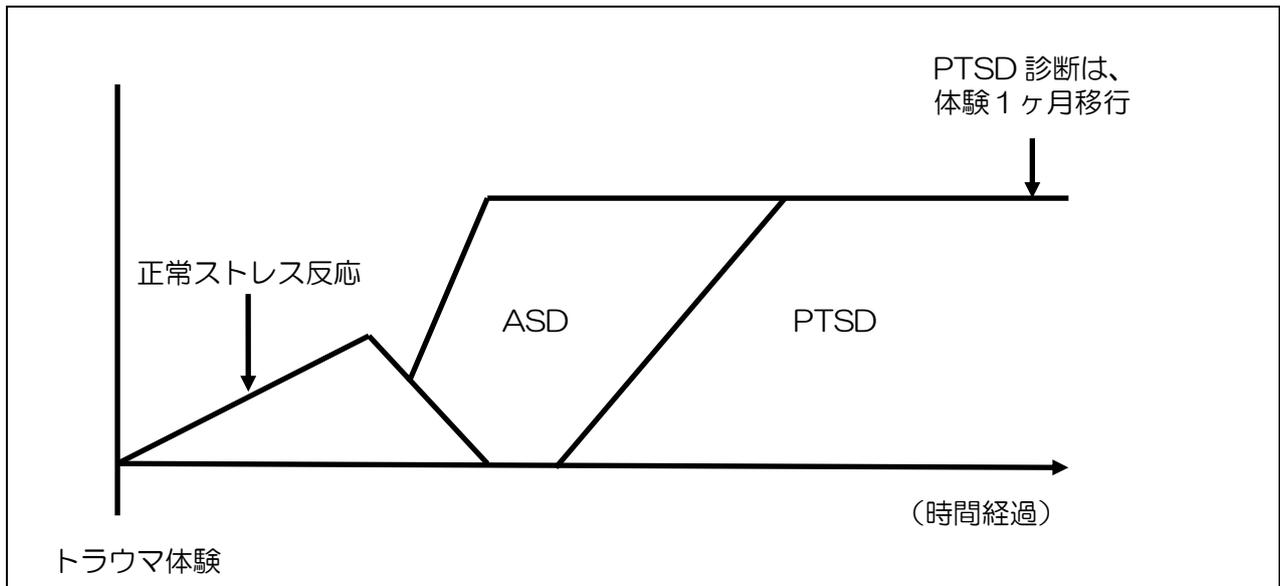


図 災害の心理的影響

(外傷ストレス関連障害に関する研究会 金吉晴(編)「心的トラウマの理解とケア」第2版 じほう 2011 より引用)



## 図 災害の心理的影響

(外傷ストレス関連障害に関する研究会 金吉晴(編)「心的トラウマの理解とケア」第2版 じほう 2011 より引用)

### ② 悲嘆反応

愛する者を亡くしたとき、人は深刻な喪失体験に見舞われます。そこに生じる一連の反応が、悲嘆反応と称される心理過程です。悲嘆反応の過程は、「喪の仕事」(喪失の悲しみから始まり、それを乗り越えて回復するまでに至る一連の心理過程)を進めていく上で必要とされる正常な反応です。遺族が悲嘆反応の過程を通して、「喪の仕事」を進めていけるためには、時系的に次の4点が支援のポイントとなります。

#### 【ポイント1：喪失の受容】

傾聴した上で、故人のことを過去形で語り、また、死亡という事実を繰り返し触れながら話すことで喪失の受容を徐々に促します。

#### 【ポイント2：悲嘆に伴う感情の表出】

悲しみ、怒り、罪悪感といった感情を抑えずに表出できるように促し、その感情をしっかりと受け止め表現していくことが大切です。

#### 【ポイント3：新たな環境への適応】

新たな環境に適応していけるような助言や援助が必要です。現実生活面で故人の担っていた部分を引き受け、生活を再建するように促すことが大切です。

#### 【ポイント4：故人への思いの再配置】

故人のことを心の中から片隅に移して思い出を持ち続けながら、その後の人生を築き続けるように促すことです。

(飛鳥井望 看護のための最新医学講座 外傷後ストレス障害および悲嘆反応 2006 より引用)

### (3) 被災者の心理的経過

#### ① 茫然自失期（災害直後）

恐怖体験のため無感覚、感情の欠如、茫然自失の状態となります。

自分や家族・近隣の人々の命や財産を守るために、危険を顧みず行動的となる人もいます。

#### ② ハネムーン期

劇的な災害の体験を共有し、くぐり抜けてきたことで、被災者同士が強い連帯感で結ばれます。

援助に希望を託しつつ、がれきや残骸を片付け助け合います。被災地全体が暖かいムードに包まれます。

#### ③ 幻滅期

災害直後の混乱がおさまり始め、復旧に入る頃に相当します。

被災地の忍耐が限界に達し、援助の遅れや行政の失策への不満が噴出します。

人々はやり場のない怒りにかられ、けんかなどトラブルも起こりやすくなり、飲酒問題も出現します。

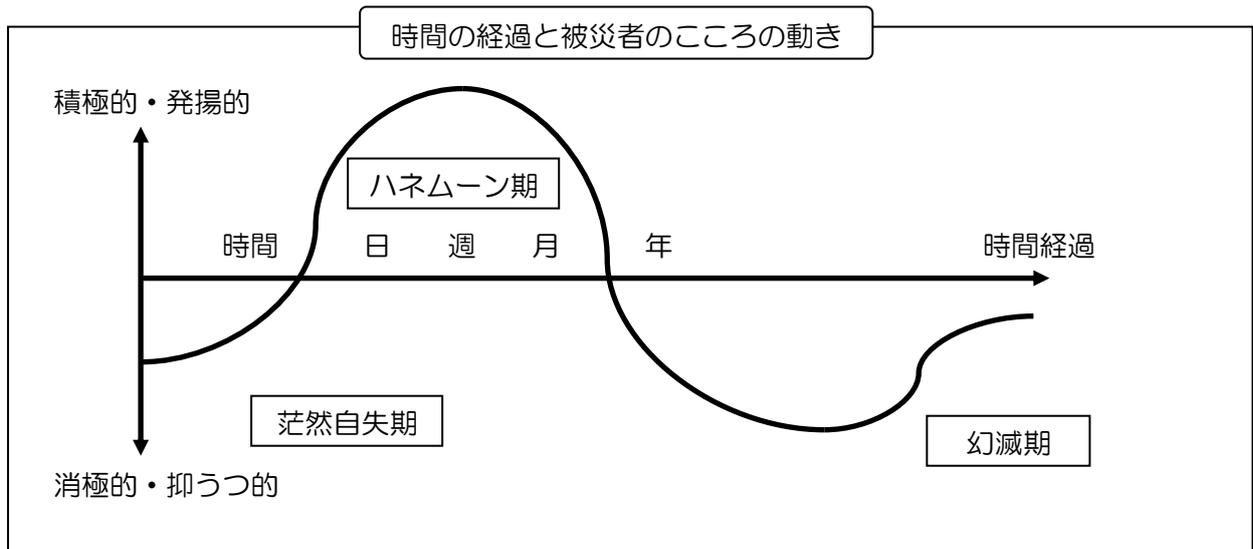
被災者は、自分の生活の再建と個人的な問題の解決に追われるため、地域の連帯感は失われる場合もあります。

#### ④ 再建期

復旧が進み、生活のメドが立ち始める頃です。

地域づくりに積極的に参加することで、生活の再建への自信が向上します。

フラッシュバックは起こりますが、徐々に回復していきます。但し、復興から取り残されたり、精神的支えを失った人には、ストレスの多い生活が続く場合もあります。



(外傷ストレス関連障害に関する研究会 金吉晴「心的トラウマの理解とケア」第2版 じほう 2006 より引用)

## 4 支援者の対応

### (1) 基本的な心構え

【ポイント1：支援に向かう前になるべく自らの状況を整えます。】

- \* 事前の健康管理に注意し、体調を調整しておきます。
- \* 家族やチームメンバーと各自の行動について打合せを行っておきます。
- \* 援助に関して、チームと自分の役割について把握しておきます。
- \* 自分の身は自分で守ること（自己完結型支援）が最低限度のルールです。  
(常備薬、気候対策、携行物資や機材、食糧等を事前にチームで用意しておく。)

【ポイント2：対象地域の様々な情報を知っておきましょう。】

- \* 被災地の住民は現実的な援助を必要としていますので、公的機関、交通、その他諸々の情報が必要となります。
- \* 被災地で既に活動している支援者から、事前に説明や情報を得るとともに、相談しながら進めることが大切です。
- \* チームで行動し、現地の窓口を活用します。

【ポイント3：支援者は二次受傷者となり得ます。】

- \* 被災地の現場では環境が混乱しており、ストレスの高い状態が続き、支援者も精神的な影響を被り、心身の変調をきたしがちです。
- \* 被災者を支援することで自らも傷つくこともあります。
- \* 災害によるストレスについて正しい知識を持つことが必要です。
- \* 被災者に見られる精神的な動揺の多くは、災害時に誰にでも起こりうる正常な反応であることを被災者に伝えるだけで被災者はとても安心します。
- \* この時、相手に分かりやすい言葉を選んで、誤解のないようにしっかりと伝えましょう。

【ポイント4：災害に関わる正しい知識を持つことも必要です。】

- \* 災害ごとに必要な知識は異なります。(例えば、放射性物質について、伝染病について、火山活動についてなど)
- \* 災害の性質や状況に応じて、正しい知識を出来るだけ自ら仕入れた上で、支援に出向くようにしましょう。

【ポイント5：出向き、働きかけることも大切です。】

- \* 救護所や相談所への来所者に対応するだけでなく、避難所や仮設住宅など被災者のいる所に出向いて、気軽に相談に応じることも大切です。
- \* その際、出来れば現地の人や多職種の専門家とペアを組んで出向くと良いでしょう。

【ポイント6：専門用語は使用しない。】

- \*「カウンセリング」、「メンタルヘルス」、「トラウマ」、「PTSD」、「精神」、「こころ」等の言葉を安易に使用しないようにしましょう。
- \*その代わりとして、「お話しする」、「お手伝いする」、「こころが疲れている」などの日常の言葉を使います。

【ポイント7：必要に応じて専門家への橋渡しをします。】

- \*無理なことまで引き受けて、できない約束をしてはいけません。
- \*専門家に橋渡しをすることも支援者の重要な役割です。

【ポイント8：被災者が自己決定できるよう被災者の考えを尊重し支えます。】

- \*支援者の援助の押し付けではなく、被災者の自律性の回復を重視した支援を行います。
- \*困難度が高かったり、混乱のひどい被災者においても、被災者の考えをなるべく尊重し、本人自身が適切な決定を行えるように支援しましょう。

【ポイント9：二次被害を防ぎましょう。】

- \*デマ、噂を簡単に信じないよう、常に情報の出所に注意を払いましょう。
- \*確信のない情報を安易に伝えないようにしましょう。
- \*本人の意に反した取材活動、事情調査等は心理的な負担となります。

(2) 対応のポイント

【ポイント1：関係づくりが第一】

- \*いきなりこころのケアの話をするのではなく、まずは人として信頼してもらうことが大切です。
- \*身なりや挨拶も重要なポイントとなります。
- \*どんなことでも、必要とされていることをお手伝いしながら、時間をかけて、こころのケアについて話せるタイミングを見計らいます。

【ポイント2：話の聴き方】

- \*ストレス反応を軽減させる方法として最も良い方法は、被災体験を傾聴することです。
- \*被災体験を傾聴するときは、相手の話のペースに任せてひたすら聴くことが大事です。
- \*最初に、被災状況や体調について声をかけ、ゆっくりと自然な感じで話します。
- \*オドオドしたり、躊躇することはかえって不自然ですので、どっしり構えて耳を傾けましょう。
- \*途中で話を妨げないで、かつ、共感する姿勢で聴きましょう。
- \*相手の気持ちを聴き（そのときどの様なお気持ちでしたか？など）、感情をあるがままに受け止めましょう。（～のように感じられたのですね！など）

- \*無理に聴き出すことは避け、本人が話すのにまかせましょう。
- \*安易な励ましや助言は禁物です。
- \*災害時を無理に思い起こさせるような聴き方は避けましょう。
- \*被災者の現在のニーズを読み取りましょう。

#### 【ポイント3：怒りへの対応】

- \*避難所等での困難な生活が続いたり、被災後の幻滅期には多くの人が怒りや不満を感じ、感情を八つ当たりのように表出することがあります。
- \*怒っている人は、支援者を責めているわけではありません。支援者は深呼吸し、こころを落ち着かせて対応します。
- \*感情のコントロールを失っている場合には、話を中断することも必要です。
- \*被災者の怒りには、そうせざるを得ないその人なりの理由がありますので、それをよく想像した上で、非難や否定の言葉を口にせず、感情を受け止めた態度を示すことが大切です。
- \*怒りを受け止めた後に、具体的に困っていること等を聴きます。

#### 【ポイント4：深い悲しみへの対応】

- \*泣くことは、大切なものや人を失ったことへの自然な反応であり、無理に悲しみを抑える必要はありません。
- \*相談者のそばに寄り添うことに意味があります。
- \*話をゆっくり、よく聴くことが大切です。
- \*相談者の感情に巻き込まれすぎないように、一定の距離を保ちましょう。

#### 【ポイント5：触れる ～肌のぬくもりは有効なコミュニケーション～】

- \*触れることは、恐怖、悲しみ、怒りを和らげる効果があります。
- \*隣に座ることや別れ際の握手なども有効です。
- \*高齢者には肩を揉むことや子どもには抱っこする対応もありますが、身体接触を嫌がる人もいますので、人と場に応じた対応を考えましょう。
- \*特に子どもの場合、すり寄ってきたり膝に乗ろうとするなど、赤ちゃん返りと呼ばれる行動を示すことがありますが、これも一時的な反応ですので、無理に止めさせたりせず、自然に受け止めましょう。

#### 【ポイント6：早期に専門機関への相談が必要な場合】

- \*強度の不眠が続いている場合。
- \*強い緊張と興奮が取れない場合。
- \*幻覚・妄想がある場合（周囲に対し、被害的言動が目立つ）。
- \*表情が全くない場合。
- \*ストレスによる身体症状が深刻な場合。
- \*ひどく落ち込んでいたり、自殺の恐れが感じられたりする場合。
- \*心的外傷後のストレス症状が顕著な場合。

#### 【ポイント7：支援活動の記録と引継ぎ】

- \* 複数の支援者から何度も同じ質問をされることは大きな負担となります。
- \* 支援者が交代で支援を行う場合や長期的に支援を行う場合は、特に活動内容やそこで得た情報を記録し、しっかり引き継げるよう体制を整えます。

#### 【ポイント8：情報共有とプライバシーの保護】

- \* チーム内で連携して仕事を進めるために、毎日定期的に情報共有の機会を持ちましょう。
- \* その際、プライバシーには十分に配慮し、避難所内での立ち話、宿泊地に戻ってからの会話など、気が緩むような場でも意識することが必要です。

#### 【ポイント9：他の支援チームとの情報交換】

- \* 多くの支援チームや他の保健医療職によるチームが支援にあたっている場合は、チーム間の情報交換や情報共有も積極的に行います。

#### 【ポイント10：支援者間、支援者と被災者間のトラブル】

- \* 職種の違いや、支援に入ってから期間の違いなど、支援者間のトラブルが生じがちです。
- \* 全ての立場の人が、支援者というチームの仲間であり、「私」だけが被災者の役に立つのではなく、「みんな」で支援をする意識を忘れないようにしましょう。
- \* また、外部地域からの支援者やボランティアに対して、被災者からのハラスメント（暴言、いじわる、仲間はずれ、性的いたずら等）の問題も、残念ながら散見されるようです。
- \* これも支援者を苦しめることが目的ではなく、被災者はそうせざるを得ない心情にあることを理解する一方で、こうしたことが続かないようしっかりと対応しましょう。
- \* 相手が被災者であってもしてほしくないことははっきりと伝え、起こったことは些細なことでも他の支援者等に相談し、チームとして対応しましょう。

## 5 災害時要援護者への対応

要援護者とは、子ども、高齢者、身体障がい者、発達障がい者、知的障がい者、妊産婦、また日本語を母語としない方々などで、災害弱者と言われるよりリスクの高い人たちです。しかし、要援護者であっても、困難に立ち向かう対処能力を持っていることを忘れてはいけません。ストレス脆弱性の高い人たちが、その人自身の力と工夫によって困難に対処できるような支援が必要です。

### (1) 子どもへの対応

#### ① 子どものこころに起こりうる反応

子どもは、自分のこころの状態を客観的に把握することが難しく、自分からこ

ろのケアが必要であると言い出すことは困難です。

また、災害に際して、子どもたちは何が起きているのか理解しにくく、今後どうなるかの見通しも立てにくく、大人に比べてもストレスの度合いが高くなります。

しかし、こうした状況で自分の感情（不安や苦痛など）を言葉でうまく表現することが十分ではないため、赤ちゃん返りなど、こころや身体、行動上の様々な反応が起こります。

しかし、その一方で、遊びを通して気持ちを発散させ、安定したこころの状態を取り戻すことができるのが、大人との大きな違いです。

子どもに現れやすい反応（表）

| こころの反応                                                                                                                                                 | 身体の反応                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・おねしょ、指しゃぶり</li><li>・甘えが強くなる</li><li>・わがままになる</li><li>・ぐずぐず言う</li><li>・反抗的、乱暴になる</li><li>・災害体験を遊びで繰り返す</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・食欲低下または過食</li><li>・寝つきが悪い、何度でも目を覚ます</li><li>・嫌な夢を見て、夜泣きする</li><li>・何度もトイレに行く</li><li>・吐き気、腹痛、頭痛、下痢</li><li>・喘息やアトピー等のアレルギー症状の悪化</li></ul> |

上記のような反応は正常な反応で、時間の経過と共に回復していきます。周囲の大人が落ち着いて受け止めてあげることが、一番大切です。

強い反応が続いたり、身近にいる大人が負傷したり、ひどく動転している場合には、子どものストレス反応が遷延する可能性があるため、この場合は大人と子ども両方のケアが必要になります。

時には、子どもより大人のケアが優先される場合もあります。

## ② 子どものこころのケアに関する留意点

- \* 安心できる人や大切な人と一緒にいるようにします。
- \* 安全を確保するようにします。
- \* 聞き、話、遊ぶの3点です。

子どものこころのケアに関する留意点（表）

|              | 留 意 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳 児          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保温と安全を保つ</li> <li>・大きな音や混乱から遠ざける</li> <li>・添い寝したり、抱きしめたりする</li> <li>・できるだけ規則的な食事と睡眠のリズムを保つ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 幼 児          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・声かけ、スキンシップを多くし、子どもとの時間を増やす</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 児 童          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全であることを何度も伝え、保証する</li> <li>・災害やそれに伴い悪いことがおきたことは、あなたのせいではないと伝える</li> <li>・保護者などの大切な大人から引き離さない</li> <li>・出来るだけいつものとおりの生活習慣や時間を守る</li> <li>・起こった出来事については、簡潔に伝え、詳しく説明し過度に怖がらせない</li> <li>・おびえたり、まとわりつくときには、そばにいさせる</li> <li>・赤ちゃん返りをしても、注意はせずに見守る</li> <li>・時間を見つけ、遊んだり、リラックスしたりする機会を作る</li> <li>・時間を作って向き合い、自分の気持ちを表現できる場を作る</li> </ul> |
| 青少年<br>(中高生) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段の日課がこなせるよう手助けする</li> <li>・何が起きたのか事実を伝え、今何が起きているのか説明する</li> <li>・悲しんでもよいことを保証する</li> <li>・子どもの考えや怖れに耳を傾ける</li> <li>・明確なルールや目標を設定する</li> <li>・子どもが向き合っている危険について尋ね、子どもを支え、どうすれば傷つけられずに済むか話し合う</li> <li>・家庭生活や避難所生活の中で、何かの役に立つように励まし、そのための役割や機会を与える</li> </ul>                                                                          |

《参考》 ……再体験遊び……

発災後子どもたちが、「地震ごっこ」、「救出ごっこ」などの遊びをし、トラウマ体験後に遊びの中で再演行為をすることがあります。これはトラウマを乗り越えるという作用もあり、回復していくためのプロセスでもあるので、むやみに禁止する必要はありません。

ただし、顔が強張り緊張している、しつこく繰り返される、けがの危険性が高い、他の子どもへの影響が大きい場合には、他の遊びにさりげなく誘導してあげることも必要になります。

《参考》・・・災害体験を無理に表現させることはしない・・・

大人が災害体験をテーマとして、絵や作文を無理に強いることは避けるようにします。

子どもが自発的に絵などの作品づくりを行うことは構いませんが、表現が暗くなって気になる場合には、適切なテーマを決めることが良いでしょう。

○「癒しのテーマ」

亡くなった方への思いが忘れられない子どもには、故人の「思い出のアルバム」づくりなどで、気持ちの整理に役立つ。

○「再生のテーマ」

家や街が破壊された姿を見てしまった子どもには、「新しい街づくり」などをテーマとして、将来への希望を表現してもらおう。

○「感謝のテーマ」

災害時に助けてくれた方に感謝を表すことは、自分が多くの人に守られている実感を得ることができる。また、それを支援者に手渡し、嬉しそうな支援者の反応を見た子どもは、貢献感を実感できる。

## (2) 高齢者への対応

### ① 高齢者のこころに起こりうる反応

高齢者の場合、加齢に伴う心身機能の低下があり、急激に変化した新しい環境に馴染みにくいという特徴があります。

被災による喪失体験からくる恐怖感、無力感が強くなりやすく、将来に対する絶望感など、様々なストレスを伴い、こころや身体への影響が強くなる傾向があります。

一方で、高齢者は長い人生の中で得た体験や知恵が豊富にあります。

子どもの頃に災害を経験した方は、被災後の生活や復興のイメージがつきやすく、災害自体に対してはストレス耐性が高い側面も見られます。

日常から町内会や老人クラブなどでコミュニティ活動ができている人は、日頃の活動を生かし、避難所などでも有効な動きができるものと思われます。

また、軽度の認知症がありながらも地域生活を送ってきた高齢者は、環境の変化に適応できず、認知機能が低下し、生活障がいが顕著になる可能性もあります。

#### 身体の反応

- ・食欲低下
- ・不眠
- ・下痢
- ・持病（高血圧、心疾患、喘息など）の悪化

#### 情緒・行動の反応

- ・孤独感
- ・悲嘆、喪失感、無気力、抑うつ状態
- ・生き残ったことへの罪悪感
- ・絶望感による援助の拒否
- ・月日、場所など見当識障がいの出現

こうした反応は、しばらく続くこともありますが、多くは自然に回復していきます。

災害後の反応としては、うつ状態、せん妄、認知症などが現れやすい症状でもあるので、鑑別診断が必要になります。

身体的機能が著しく低下し、安全が保てなくなり、怪我などの心配も出てきますので、注意深い観察が必要です。

## ② 高齢者のこころのケアに関する留意点

\* 様々な不安に対して安心感を与える関わりをします。

\* 声をかけ、名前を呼び、今の状況を分かりやすく伝えるようにします。

\* 規則的な日常生活や身だしなみ等に気を配るよう促します。

\* 家庭、避難所などで役割を持ち、得意なこと、出来そうなことをやってもらうようにします。

\* 閉じこもりを防ぐために、できるだけ被災前の人的交流が保てるよう、外出の場、人との触れ合いの場の提供に努めます。

\* 気になることがあった場合の相談先を伝え、いつでも対応してもらえるとという安心感をもってもらうようにします。

高齢者の支援に際しては、地域の保健担当、高齢者福祉担当、介護保険担当が連携します。また、安否情報の整理、災害による要支援者の早期発見を行い、支援体制の整備と高齢者全体のこころのケア対策を検討することが大切です。

## (3) 精神障がい者への対応

### ① 精神障がい者のこころに起こりうる反応

精神障がい者は、精神疾患により認知機能の低下、自我機能の低下が見られます。

また、ストレス脆弱性の影響で不安が高じやすく、日常生活の維持が困難になったり、避難所での生活への不適応反応が出やすい状態となります。

統合失調症などの場合には、安全が確保できず身の危険の不安から、言語化してうまく自分の思いを伝えることができずに、理解不能な言動や行動が出現する場合があります。

### ② 精神障がい者のこころのケアに関する留意点

\* 周囲に精神障がいがあると知られたくない場合や、地域の特性上、精神障がい者がスティグマとなる所では、支援者は「精神」などの言葉の使用に十分に配慮します。

\* 災害で定期的に内服している薬が紛失していないか確認し、継続して服薬できるように支援します。

\* 睡眠不足は症状悪化と大きく関連しますので、観察し睡眠がとれるよう工夫します。

\* 災害時の不安から奇声を発したり、走り回るなどの行動が出ることがあります。そのようなときは、大騒ぎしたり、叱ったりせず、安全であることを伝え、し

ばらくそばに付き添い、話を聞き、不安感を取り除くようにします。

\*状況の説明をする際には、落ち着いて、はっきりとした口調で簡潔に伝えるようにします。また、何度も同じ質問をしてきても、拒否せず、はっきりと答えを伝えるようにします。

\*介入しても症状悪化が見られるときには、かかりつけ医につなぐか、若しくは精神科医のいるチームに相談します。

#### (4) 発達障がい者への対応

##### ① 発達障がい者に起こりうる反応

発達障がいと呼ばれる障がいには、自閉症スペクトラム障がい、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、特異的学習障がい、運動障がい（発達性協調運動障がい、チック障がい）などが含まれます。

自閉症スペクトラム障がいの有病率は1～2%、ADHDは3～7%（厚生労働省2011）などと言われており、決してまれな障がいではありません。また、成人してもこうした症状を抱えて悩む方も増えています。

発達障がいは外から見て分かるものではなく、知的な遅れがない方も多く、日常生活は自律的に送ることが出来る方も決して少なくありません。

しかし、こだわりの強さ、新奇な場面への適応が苦手、落ち着きのなさ、衝動的な行動など、特に集団行動の中で目立つ症状もあり、時に「わがまま」と誤解されたり、それが元でトラブルに発展する場合があります。

特に、被災直後の混乱した時期や、避難所生活などの場面では症状が強く現れることで問題点が際立つ可能性があり、注意が必要です。

##### 《過去に起きた事例》

自閉症スペクトラム障がいのお子さんが自宅を被災で失い、避難所生活を余儀なくされました。

しかし、新しい環境での生活にどうしても馴れることが出来ず、興奮して深夜に大声をあげたり、避難所内を徘徊してしまいます。

周囲の人も気になって眠れず、保護者に強く苦情を申し入れた結果、家族は周囲に気兼ねして避難所に居場所が無くなり、母子で自家用車に寝泊まりをしなくてはならなくなりました。

このように、障がいを抱える本人だけでなく、家族や親族など、支援する周囲の人々の負担を増やすことが考えられます。

##### ② 発達障がい者のこころのケアに関する留意点

発達障がいの中でも、特に突然の出来事に対して脆弱性を示すのは、自閉症スペクトラム障がいを抱える方々です。

特に、社会的な場面で誤解を生じやすい症状を抱えることが特徴です。

こういった障がいに起因した問題が発生した場合には、発達障がいの専門家の助言を得て、症状の特性を正しく理解した上で支援を行うことが必要です。

日頃から、何らかの支援を受けている方であれば、出来るだけ早期にかかりつけ医等に連絡することで、個人に応じた的確な支援方法の助言が得られるでしょう。

新奇な場面では、混乱して症状が大きくなる可能性がありますので、出来るだけ早くその場に馴れることができるような支援が求められます。

また、優しく見守るよりも、具体的な指示や場の構造化、ルールの明示等があった方が、新奇な環境での不安が和らぐため効果的です。

更に、発達障がいの子どもを抱える保護者にも配慮が必要です。周囲に気兼ねして過剰に子どもの行動を統制しようとして、かえって問題行動を増悪させてしまう場合もあります。

保護者らの抱える不安を傾聴し、無理なく出来る具体的な取組みを考える手助けをしましょう。

症状に基づく行動が「わがまま」と誤解されることがどうしても多いため、周囲の方にもある程度理解を求めるような働きかけが望ましい場合もしばしばですが、保護者がそれに反対する場合もあります。

保護者らとよく相談しながら支援方法を決定しましょう。

## (5) 知的障がい者への対応

### ① 知的障がい者のこころに起こりうる反応

知的障がいがある方は、以下の特徴などがあります。

- \* 災害や避難などの状況の理解が困難
- \* コミュニケーションをとることが難しい
- \* 環境の変化に強いストレスや不安を感じやすい
- \* 感覚が過敏だったり鈍感だったりします

そのため、災害や避難生活で情緒的反応を生じ、混乱を来すことがあります。また、家族も避難所での生活は難しいと考え、合流することをためらい、自家用車で過ごす場合もあります。

### ② 知的障がい者のこころのケアに関する留意点

- \* 出来るだけ分かりやすい言葉や具体的な物や絵を使って状況を説明します。
- \* 説明が理解できているか確認しながら話を先に進めます。
- \* 出来るだけ災害前と同じような生活が送れるような配慮が必要です。
- \* 刺激の少ない環境が必要な場合には、間仕切り、居場所などを提供します。
- \* 急に興奮したり、気分が沈んだり、パニックになるなど情緒的な反応が起こった場合には、刺激から遠ざけ、落ち着くまでゆっくりと待ちます。

## (6) 妊産婦への対応

### ① 妊産婦のこころに起こりうる反応

妊娠、出産時は、通常の場合でもホルモンバランスの影響を受けやすく、不安、集中力低下、抑うつ状態に陥りやすいと言われています。

身体的にも、疲労感や便秘などが出現しやすく、被災による心身のストレスが加わることで、胎児に危険が及ばないか不安になったり、うまく子育てできないなどの変調が起こりやすくなります。

妊産婦に現れやすい反応（表）

| 妊 婦                                                                                                                                                                                                        | 産 婦                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分と胎児に危険が及ばないかなどの不安や心配から、イライラしやすくなる</li> <li>・災害によるショックや食欲不振、極端な栄養の偏りから、妊娠中の異常や胎児の発育への不安を感じやすくなる</li> <li>・ライフラインの寸断により、水くみ、後片付けなどの家事が重労働化し、流早産のリスクが高まる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後は神経過敏となり、眠れなくなったり、子育てに無関心になることもある</li> <li>・食糧不足や栄養の偏りから、子宮の回復が遅れ、悪露の排出が長引くことがある</li> <li>・母乳の出が悪くなったり、ミルクが手に入らない状況により、育児不安が強くなる</li> </ul> |

② 妊産婦のこころのケアに関する留意点

妊産婦のこころのケアについては、夫及び家族からの支援が大切になります。

また、同じ体験をしている妊産婦同士のグループやピアサポートなどで、互いの不安や知恵を分かち合うことで、改善されていく場合もあります。

\* ストレス反応がある場合、出来るだけ夫や家族がそばに付き添い、声かけを行います。

\* 疲労がたまった状態での家事などは、過重労働ともなり、流早産の危険もあるので、周囲が手伝うなど配慮が必要です。

\* 育児用品などの物資不足からくる育児不安を解消するよう配慮します。

\* 医療機関の再開とともに、速やかに母子の健診を受診するよう勧めます。

\* 避難所での授乳などの際には、プライバシーを保護し、カーテンなどの仕切りを工夫します。

(7) 身体障がい者への対応

障がい特性により移動や情報の入手・伝達が困難となり、「大切な人や物を探せない」、「利用できるはずの支援が受けられない」などの状況が出現しやすく、精神的に不安定になりやすいので、一人ひとりの障がいの状況に合わせた支援が必要となります。

既存の医療サービスや社会的サービスにつながるように情報を提供するようにしましょう。

① 視覚障がい者

視覚障がいは、光覚もない全盲の方から、補助具の使用により拡大文字が識別できる方まで、障がいの程度は様々です。視力や視野の障がいにより、慣れない環境

では周囲の状況や情報が得にくく、単独での移動には困難が生じます。

【対応の留意点】

- \* 本人の機能に合わせた誘導を行う。
- \* 誘導介助の際には、介助者が前方に立ち、ひじの上部か肩を片手でつかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩く。
- \* 場所の説明時は、「まっすぐ 15 歩歩いたらトイレのドアに到着します」など、具体的な言葉で周囲の状況を説明し、本人に位置感覚をつかんでもらう。
- \* 常に声をかけ不安を軽減する。

② 聴覚障がい者

完全に聴力がない方から、補聴器の使用により聞き取りが可能な方まで障がいの程度は様々です。

手話、口話、筆談などを総合的に使ってコミュニケーションを図ります。

【対応の留意点】

- \* 本人の希望を確認し、最適なコミュニケーション方法を選択します。
- \* 障がいの軽度な方から話す。
- \* 正面に立ってゆっくり話す。
- \* 補聴器の方には大きな声で話さず、普通の声でゆっくり、はっきりと正面から話す。

③ 歩行障がい者

肢体不自由の方だけでなく、三半規管などによる平衡機能や中枢神経系の働きによる姿勢や動きを調整する機能の障がいから、四肢体幹に異常がなくても転倒したり、著しくよろめくなどの歩行障がいが生じます。

【対応の留意点】

- \* 介助の方法は本人の希望に合わせる。
- \* むやみに車椅子や歩行器を使用せず、身体の接触にも気をつける。
- \* 通路などに障害物を極力置かないようにし、車椅子の通路を確保する。

④ 内部障がい者

内部障がいのある方とは、心臓にペースメーカーを埋め込んでいる方、腎機能障がいがあり人工透析をしている方、膀胱直腸障がいのため人工肛門、膀胱瘻がある方、小腸障がいがあり、経管栄養を摂取している方、呼吸器系の障がいで人工呼吸器装着又は在宅酸素療法をしている方のことです。

【対応の留意点】

- \* こころのケアよりも実際的な医療物資の支援が必要になる。
- \* 災害後も継続的な治療が受けられるように情報或いは便宜を与える。

## (8) 日本語を母語としない人への対応

### ① 日本語を母語としない人に起こりうるこころの反応

母語が通じない状況の中で災害に遭うことは、正確な情報が入りにくく、大変不安な状況になります。

また、文化や宗教的背景や生活習慣の違いから、避難所、仮設住宅等でトラブルが発生することがあります。

### ② 日本語を母語としない人に対する留意点

ア 各言語に対応したパンフレットを整備する。または、平易な日本語を使い、ふりがなをふったパンフレットなども準備します。

イ 各国語によるラジオ放送や、通訳ボランティアの巡回状況を伝え、情報が入りやすい環境を作ります。

ウ 避難所などでのゴミ出し、共有電話の使い方など基本的な生活ルールについては、早急に伝えます。

エ 外国人だからといって特別扱いすることは、他の被災者との軋轢になる場合があります。

## 6 他地域へ避難した被災者への支援

ここでは、被災直後の避難所生活よりも、むしろ被災地域を離れて新たな土地で生活することを余儀なくされた避難者に対するこころのケアについてまとめています。

### (1) 避難者の抱える問題

居住地が被災して生活が維持できなくなると、被災者は別の地域に避難することになります。

被災に伴い、多くの避難者が生じますが、日頃から交流のある近隣地域への避難もあれば、全く別の地域への避難もあります。

山形県では、庄内地域から内陸地域へ、逆に内陸地域から庄内地域への避難も想定されますが、山形県内での生活を諦め、県外に避難する場合もあるでしょう。

慣れ親しんだ土地を離れての生活を余儀なくされた避難者に対して、その心情を理解したうえでの支援や対策が求められます。

避難者が感じやすい心情としては、以下のものが挙げられます。

\* 生活を失った事への絶望感と新たな生活への不安

\* それまでの人間関係が途絶えたり、避難先住民ともうまく関係を作れないことで生じる孤独感

\* 地元に戻るか、避難先で新たな生活を始めるかについての迷い

\* 特に自主避難の場合、避難した行為に対する周囲からの非難と理解されない事への苛立ち

## (2) 避難者と接する時

被災を経験していない支援者は、経験者に対して「経験のない自分はこの人に何も言えない、言うてはいけない」と引け目を感じます。

しかし、こちらが引け目を感じて何もしないことは、避難者の孤立化させることに繋がります。支援する者が、こうした引け目を乗り越える勇気を持つことが大切です。

そのうえで、いつかはニーズが生まれ、誰かに助けを求めたいと思った時に頼られる存在であること、すぐに手を差し伸べられる存在になることを目指します。

避難者と関わる際の基本的な方針は、孤独感を強めないこと、生活への希望を維持することにあります。

孤独感や絶望感の問題を最小限に食い止めるためにも、避難先と被災地の自治体が積極的に連携して、出来るだけ早期に帰宅の可否の判断や、帰宅可能である場合はどのような段階を経て帰宅を進めるかについて、具体的な見通しを示すことが重要です。

一方で、支援だからといって全てを与えるのではなく、「自分達のことは自分達で」という意識が持てる環境を整えます。

そのために、避難者同士の良好な関係作りを手伝うといった支援も重要となります。特別な環境やストレスが続く環境下では、個人の感情が表出されやすく、そうした表面的な感情表出の影響を和らげ、その背景にある本心を翻訳して伝達する手助けをしつつ、避難者同士の輪の形成を支援します。

## (3) 長期的な支援

避難生活は数日の場合もあれば、東日本大震災に伴う福島県の放射性物質汚染のように、何十年も地元に戻れない場合もあります。

避難が長期化する場合には、避難先の一住民としての生活を支えるため、以下の支援を継続的に行っていくことが必要です。

### ① 避難初期の生活づくり

自らの居住地域を離れて別の地域に移り住むことは、どれだけ友好的に迎え入れられたとしても、疎外感や孤独感を感じるものです。支援を始める際には、避難者からの申し出を待つのではなく、受入れる側から積極的に声をかけましょう。

医療、福祉、生活に関する地域資源の情報提供や交通機関の紹介、交通手段の補助などがまず最初に求められます。

避難者の状態や考え方は時間によって変化していきますので、こうした情報提供には一度行って終わりではなく、間隔をあけて何度も行う必要があります。避難者のニーズを聞き取ってそれに具体的に対応することも大切です。

そのために、負担のない形でアンケートを行うことも有効でしょう。

また、仕事の斡旋も重要です。避難者の能力とニーズに応じた労働環境を提供できるよう雇用側と避難者にニーズをつなぐ体制を整えます。雇用側にとっても有能な人材を発掘する有益な機会と位置づけ、積極的な雇用をお願いしたいところです。

### ② 被災地との繋がり維持

地元の復興の状況や再生計画など、被災地の情報が個々の避難者に継続的に届け

られるよう、被災元自治体とも協力しながら体制づくりを行います。

無理のない範囲で定期的に、インターネットメール等を活用して情報発信を行うことで、避難者の帰宅への動機づけを維持し、孤独感を防ぐことができます。

### ③ 新たなネットワーク

徐々に、避難者と地域住民の繋がりを深めていくために、集会を設定したり、地域のお祭り等に招待するなどの働きかけが有効です。

また、避難者の生活区域内に多様な地域から人が集まっていることも想定されますので、避難者同士の集会や情報交換会を持つことも必要です。

避難者同士の自助グループが形成されることもありますので、こうした活動に対して活動場所の提供や活動の補助などを行うことも出来ます。

更に、避難者支援のためのボランティア団体等が買い物や交通の補助などを行うこともありますが、こうした情報を集約して避難者に提供したり、活用の希望がある場合には各団体と連絡を取るなど、パイプ役が必要となります。

なお、ネットワークづくりを促進する一方で、避難により気持ちが落ち込み、周囲の人と関わりたくないと考える人も少なからずいることに留意する必要があります。

そうした心情も自然なものですので、否定することなく「必要があればいつでも声をかけて下さい」と伝えたいと、しばらく間隔をあけて定期的に訪問し、話を伺うようにしましょう。

### ④ 従来からある人間関係の維持

避難によって親族や近隣の方々と離ればなれになったり、母子だけが避難して父親は現地に残るようなケースでは、物理的な距離が孤独感を生み、人間関係に亀裂を生じさせ、トラブルや離婚などの問題を引き起こすこともあります。

自主避難の場合には、避難した行為自体を身近な人が咎める場合もありますが、物理的距離がありながらその行為まで否定されることはとても辛いことですし、こうしたことが起因して、帰宅が許されても元の地域に帰りにくくなります。

こうした場面では、当人同士の継続的な対話が不可欠ですが、近しい間柄だけにうまくコミュニケーションがとれなくなりがちな場面でもあります。

その場合には、こころのケアの専門家（臨床心理士等）が仲裁に入りながら、気長に話し合うことが必要になります。

### ⑤ 帰宅支援

被災地域の復興が進むにつれて、徐々に帰宅の準備に入ります。

しかし、避難の時間が長くなればなるほど、帰宅に対する希望や意志が弱くなる傾向があることも明らかになっています。

避難先の仕事が軌道に乗ったり、学校に通い出して人間関係が出来始めると、被災地に戻るのか、避難先の住人となって止まるのか、避難期間が長くなればなるほどその迷いは大きくなります。

環境的準備が整ったからといってすぐに帰宅を前提に話を進めるのではなく、時

間をかけて避難者自身の決断を待つ必要があります。帰宅するにも、地元民になるにしても、決断には勇気が必要です。心情に寄り添いながら、その勇気を支える支援が必要な場合があります。

また、帰宅者の受け入れ先としての被災地域にも準備が必要です。

避難せずに地元に残った人と避難した人の間には、時間がたつほどに大きな価値観の溝が生まれます。

東日本大震災の折に、福島県郡山市からは多くの自主避難者が出ましたが、こうした避難者の帰宅を、温かく受け入れるための取組みが行われました。

避難した人を責めずに、以前と出来るだけ同じ環境を早く取り戻すための受入体制を作ることは、帰宅者の背中を押す大きな要因となります。

#### (4) 避難してきた子ども達への対応

転居の影響は、子ども達に特に大きな影響を与えます。

避難に伴い転校を余儀なくされた子ども達は、新たな環境で一から人間関係を作り直すこととなります。

被災による避難者ということで、受入側でも関心が高まり、過度に質問攻めにしたり、おかしな噂を立てたり、時にはいじめに発展する場合があります。

避難者を受け入れる可能性のある学校では、学校全体としてこうした問題に対する対策を、あらかじめ検討しておく必要があります。

全教員が、どのような地域でどの程度の被害があったのかについて勉強の機会を持ち、基礎知識を共有します。

特に担任は、当該児童生徒が居住していた地域がどの程度の被害に遭っていたかを事前に把握し、子どもが転入してきたら、できるだけ早い時期に保護者を含めて面談をして、どのような被害があったのか、今どんなことを気にしたり不安に思っているかを把握した上で、学校全体としてサポートしたいという気持ちを伝えます。

学級では、どのような子が転入してくるのか事前に情報を伝え、とても傷ついていることを理解しサポートするよう要請した上で、「震災についてしつこく質問などをしてない」、「震災に関連してからかったり中傷をしない」ことを注意喚起します。

そして、様子を細かく観察し、元気がない、いつも一人でいる、休みが多い（月3日以上）状態のときは、話を聞きたい旨声かけを行います。

避難してきた子どもは、自ら問題を訴えることはほとんどありません。支援者側から積極的に関わることで少しずつ話しやすくなります。

悩みが大きくなってきたときに相談できるよう、早い時期からスクールカウンセラーにつないで、定期的なカウンセリング（雑談など）を行っておくと良いでしょう。

万が一、被災に関連して過度な「からかい」や「いじめ」がある場合には、断固たる対応が必要です。

被災したことは、本人には何ら落ち度もなければ、望んで被災したわけではありません。そのことで、いわれのない中傷をすることは間違ったことであることを毅然とした態度で指導することが、いじめた側いじめられた側双方を成長させるきっかけとなるでしょう。

(5) 山形県から県外への避難者に対する支援

山形県で被災して、県外に避難した避難者に対しては、県内の復興状況や見通しについて、継続的に情報を伝達できる体制を整えることが重要です。

そのために、自治体間の連携を密にし、メーリングリストなどを活用します。

復興情報だけでなく、山形県の文化や季節感に関する情報も付け加えることで、「山形に戻りたい」という気持ちも維持しやすいでしょう。

(6) 県外から山形県への避難者に対する支援

県外からの避難者に対しては、言葉や文化の違いに配慮しましょう。

山形県独自の文化を理解してもらうことも大事ですが、避難者が生まれ育った土地の文化や風習を大事にすることも大きな支援になります。

(例えば、地域独特のお祭りや催しを県内で一緒に行うなど)

避難者の地域文化を大事にすることで、それを核にした自助活動も起こしやすくなるでしょう。

## 7 災害支援者のメンタルヘルス

(1) 支援者への対応

消防隊員、警察官、医療関係者などの災害支援者及び他都道府県から派遣される事務職員やボランティアなど、災害支援に携わる人自身も被災者と同様に強いストレスを受け、精神的に疲弊したり、不安定になったりすることがあります。

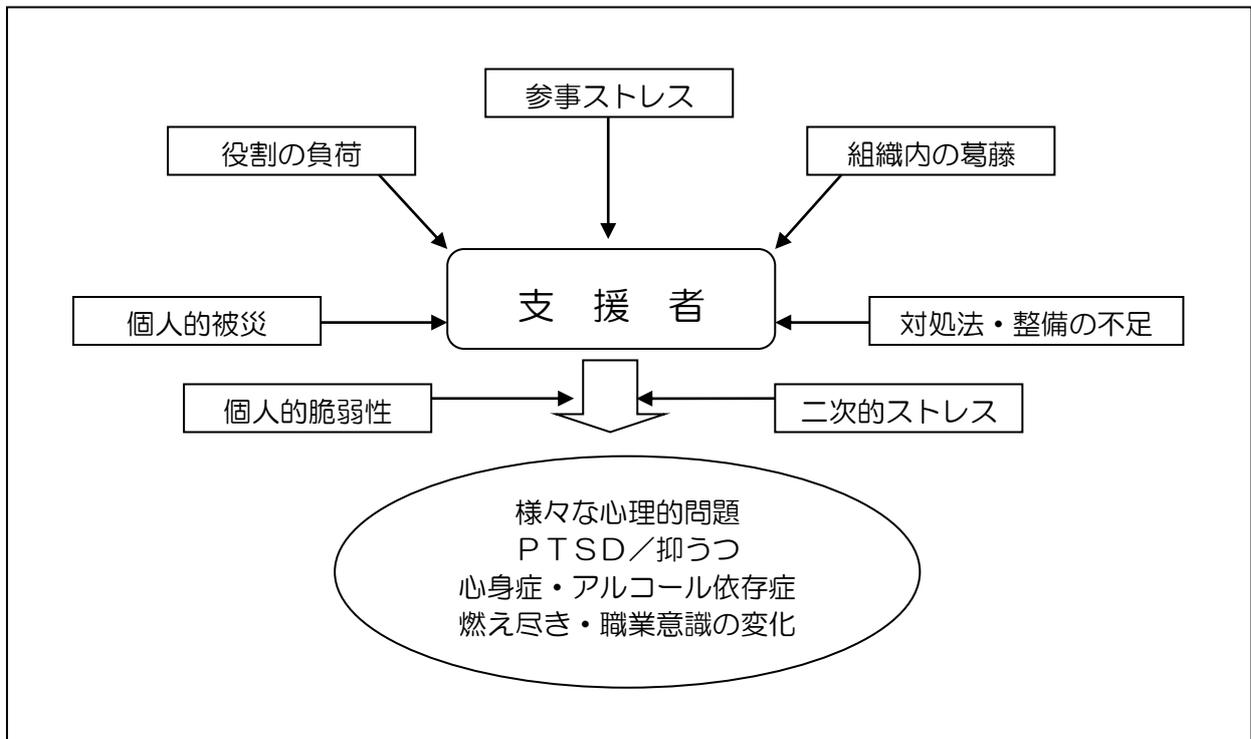


図 支援者の被る災害ストレス

(外傷ストレス関連障害に関する研究会 金吉晴(編)「心的トラウマの理解とケア」第2版 じほう 2011 より引用)

## ① 支援者に起こる心身の反応

### ●身体面の反応

- ・不眠、悪夢
- ・動悸
- ・立ちくらみ
- ・発汗
- ・呼吸困難
- ・消火器症状
- ・音に過敏に驚く
- ・皮膚症状

### ●こころの反応

- ・気分の高ぶり
- ・イライラ
- ・怒り
- ・不安
- ・無力感
- ・自責感
- ・抑うつ感

### ■強度になると

- ・現実感がなくなる
- ・時間の感覚がなくなる
- ・繰り返し思い出す
- ・感情が麻痺する
- ・仕事が手につかない
- ・引きこもる

### ●行動面への影響

- ・アルコールが増える
- ・タバコが増える
- ・危険を顧みなくなる
- ・業務に過度に没頭する
- ・思考力の低下
- ・集中力の低下
- ・作業能率の低下

### ●遺体関連業務で特に現れる反応

- ・気分不良
- ・嫌悪感
- ・遺体、遺留品への感情移入
- ・においへの過敏反応
- ・嘔気、嘔吐、食欲低下
- ・遺体を連想させる物が食べられない

## ② 支援業務における過重労働対策への基本的な心構え

過重労働対策は、支援者のメンタルヘルスに影響を及ぼす重要なことです。

支援者は使命や誇りを忘れずに、業務に専念しますが、「支援業務は普段の7割程度出来れば充分」などの目標設定とし、支援業務に忙殺されないようにします。

管理者及び支援チームのリーダーは、以下の点に配慮して、支援業務の過重労働を防がなければなりません。

- \* 大規模緊急事態の場合には、業務量は無限となりますが、支援者がすべての業務や問題を解決できるわけではありません。
- \* 業務内容の曖昧さや本来の業務の目的を見失うと大きな負担となるので、支援業務の目的を明確にし、優先順位をつけましょう。
- \* 支援者が処理できる業務量には限りがあることから、休憩時間の確保、体調の事故管理が求められますが、自分自身を犠牲にすると、ストレスに圧倒され、周囲に影響を及ぼします。
- \* 支援する側も実際に地元で被災している場合や、悲惨な現場の目撃により心理的にトラウマになることもあるので、支援者もまた被害を受けていることを自覚しましょう。

### ③ 組織としての対応

#### ア 業務ローテーションと役割分担の明確化

派遣された支援者の活動期間、交替時期、責任、業務内容をできるだけ早期に明確にしましょう。

#### イ 支援者のストレスについての教育

支援者のストレスについて、それを恥じるべきことではなく、適切に対処すべきことを、あらかじめ教育しておきます。

#### ウ 支援者の心身のチェックと相談体制

支援者は、心身の変調についてのチェックリストを携帯し、必要に応じて、健康相談等を受けられるようにします。

#### エ 住民の心理的な反応についての教育

こころのケア活動において、住民からの心理的反応として、怒りなどの強い感情が向けられることについて教育します。

#### オ 被災現場のシミュレーション

派遣先の被災現場では、様々な悲惨な状況が想定されます。

災害が発生した場合の情景、死傷者の光景などについて、あらかじめスライドなどを用いてシミュレーションを行います。

#### カ 業務の価値付け

支援業務に従事した個々人が、組織の中で評価されることは重要なことです。

支援業務の意義と効果については、その価値を明確に記録して広報する必要があります。

また、組織の中では、しかるべき担当者（責任者）が、支援活動の価値を明確に認め、苦勞をねぎらうことが重要です。

### ④ 支援者のセルフケア

支援者が個人として出来ることには限界があることを認識し、チーム対応を心がけていくこと、自分自身のストレスについても過小評価せず、早めに対応することが大切です。

#### ア ストレスの自己管理

＊自己のストレスチェックを行う

＊ストレス反応が出ている場合には、休憩、リラクゼーションに心がける

#### イ セルフケアの維持

＊十分な睡眠、食事、水分をとる

＊カフェイン、アルコール、タバコの取り過ぎに注意する

＊日報、日記、手帳などに記録を付けて頭を整理する

＊家族、友人などに連絡をとり、生活感、現実感を取り戻す

#### ●休憩をとるにあたって

- ・「自分だけ休んでは申し訳ない」などの罪悪感は自然な感情
- ・支援者自身が調子を崩すと、支援チームや周囲にも影響が及び
- ・支援チームでいっしょに休憩をとることも一法

●リラクゼーションの工夫

- ・深呼吸、眼を閉じる
- ・ストレッチ、散歩、体操、運動
- ・音楽を聴く
- ・入浴
- ・漸進性弛緩法

ウ 自己肯定と相互サポート

- \* 支援活動に従事している自分自身を褒める
- \* 派遣チーム内でお互いのことを気遣い、なるべくこまめに声をかけあう
- \* お互いの頑張りをねぎらう
- \* 自分自身でストレス反応に気づかない場合もあるので、他のチーム員の客観的な気づきも必要

エ ミーティングによるストレスの緩和

- \* 日々の活動後に、お互いに体験したことや感じたことを話し合い、翌日に持ち越さないようにする
- \* 自分の体験、気持ちを話したい場合には、我慢せずに聴いてもらい、また、話したくない場合には、無理に話す必要はない。

⑤ 活動終了後のケア

活動終了後は、使命感、高揚感、緊張感が残り、疲労を感じない場合があります。しかし、心身の疲労は思った以上に蓄積されているので、十分な休憩をとることが必要です。

「活動中の仕事が溜まっている」、「残って自分の仕事を肩代わりしてくれている者に申し訳ない」などの思いから、十分休みも取らないまま仕事に復帰することは、逆に集中力や判断力が落ちた状態でミスを起こすことにもつながります。また、悲惨な状況にショックを受けて、被災地の状況が思い出されたり、十分に活動できなかったという無力感にもさいなまれ、不眠、食欲不振、体調不良などが出現することがあります。

通常、このような反応は自然に回復していく場合がほとんどですが、長引く場合はうつ病、PTSDなども懸念されますので、活動後は、SDS、IES-R（様式参照）などでこころの状態をチェックし、改善しないようであれば専門家に相談するようにしましょう。

また、周囲の方々は、活動を慰労し、ねぎらいの言葉をかけてください。派遣元の職場での活動報告会を開き、派遣業務の総括と成果を共有するようにします。

●派遣終了後に管理者に必要な配慮

- ・支援の意義や価値をきちんと評価し、言葉で伝える
- ・十分な休息、休養のための休暇がとれるよう調整する
- ・日常業務にもどることは大切であるが、仕事量については配慮する
- ・報道取材の依頼があれば、窓口を定める

(2) 遺体関連業務に携わる方への対応

① 注意すべき要素

ア 影響を受けやすい支援者

- \* 若年者
- \* 未経験者
- \* 女性 > 男性

イ 影響を受けやすい状況

- \* 多数の遺体の目撃
- \* 予期しない状況、衝撃的な状況での遺体の目撃
- \* 遺体に長時間関わる

ウ 影響を受けやすい遺体の特徴

- \* 損傷の激しい遺体（水・焼死体、首を切断された遺体、匂いの激しい遺体）
- \* 損傷な少ない遺体（まるで生きているような遺体）
- \* 支援者の感情移入しやすい遺体（子どもの遺体、自分の近親者を連想させる遺体、殉職者、知人の遺体）

② 遺体関連業務への心構え

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総論 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の重要性、誇り、目標を忘れない</li> <li>・予測される最悪の事態を想定し、業務前にこころの準備をする</li> <li>・可能な限り、業務内容の詳細を事前に知らせる</li> <li>・未経験者は、刺激の少ない状況から慣れていき、徐々に負担を増やしていく</li> <li>・経験者の同僚から話を聞く</li> <li>・遺体への関わりは最小限に</li> <li>・遺体にはあくまで職務として関わる</li> <li>・遺体や遺留品に感情移入しないようにする</li> <li>・遺体はあくまで遺体であり、もう生きていない事を言い聞かせる</li> <li>・清潔を保ち、食事と水分をしっかりとる</li> <li>・休憩をこまめにとる</li> <li>・業務外の時間では、心身ともに休む</li> <li>・自分のストレス反応を認識し、それを話合える場をつくる</li> <li>・業務のローテーションを明確にする</li> </ul> |
| 各論 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置場所は敷居、カーテン、パーティション、袋などを使用し、必要以上に見えない環境をつくる</li> <li>・防臭効果の優れたマスクを着用する</li> <li>・臭い消しの香水、香料を使用しない（匂いは業務体験を想起させる危険がある）</li> <li>・遺体に接する時間はなるべく短時間とする</li> <li>・「遺体はあくまで遺体である」と自分に言い聞かせ、そのように心理的距離をとった自分を責めない</li> <li>・遺体の取扱いには、その土地の風習など文化的な違いがあることを理解する</li> <li>・特定の犠牲者、遺留品への感情移入はしない</li> <li>・遺留品は身元確認のためだけに重要なのではなく、遺族にとっても大切な所有品となるので、取扱いには注意する</li> </ul>                                                                         |

### ③ 業務管理者の注意点

- \* 管理者自身のストレスも大きいので、部下に率先してセルフケアを実践します。
- \* 影響を受けやすい若年者、未経験・未訓練者、女性の反応に特に注意します。
- \* 業務の目的と想定される事態を、事前に具体的に説明します。
- \* 想定される最悪の事態を説明し、「予期せぬ事態」を避けます。
- \* 可能な限り、遺体安置所などで事前訓練の機会を設けます。
- \* 一人で業務にあたらせない。複数人数でのシフトを考える必要があります。
- \* 同業務の刺激を長時間受けたくないよう、業務内容をローテイトします。
- \* 過重労働させないようにします。
- \* 部下に過重な負担がかかっていると判断した場合には、業務の配置転換などを配慮します。
- \* 業務の大変さなど、言葉で表現できるよう声掛けします。但し、無理強いはしないようにします。
- \* 特定のストレス対処方法を押し付けないようにします。また、アルコールでのストレス発散を積極的に勧めないようにします。

## 8 災害による遺族への支援

### (1) 遺族の特徴

災害が起きると同時に、多発的に多くの人が、突然大切な人（配偶者、子ども、親、友人等）を失い、死別体験をします。

このように親しい人や大切なものを失ったときは、心理的、身体的、社会的な様々な反応が起きますが、これを「悲嘆反応」と言います。悲嘆は正常な反応であり、それ自体は病気ではありません。

予期せず突然起きる災害などの場合は、言葉では言い表せないほどの衝撃や恐怖を伴い、その苦痛には著しいものがあります。

遺族には死に対する悲しみや怒り、死を防げなかった、あるいは助けられなかったことへの罪悪感や自責感、安らぎを与えてやれなかったこと、きちんと別れが言えなかったことへの後悔、亡くなった人への思慕、再会への願いなどが湧いてきます。

死別体験は、もっともストレスフルな出来事の一つで、その直後には遺族に大きな衝撃を与えるため、様々な心理的問題の原因となり、悲嘆反応が慢性化し、PTSD やうつ病などの精神疾患を併発するとも言われています。

このようなことから、遺族の悲嘆への心理的ケアが求められます。

### (2) 遺族に見られる心理状態とケアポイント

#### ① 遺族に見られる心理状態

##### ア ショック、茫然自失

頭が真っ白になって茫然とした状態となります。

《注意点》

\*名前を呼びかける、手や肩など身体に軽く触れる

\*現実感を取り戻すような声掛け

#### イ 感覚鈍麻

一見冷静に見える状態です。

##### 《注意点》

\*感情を抑圧することで、自身のところを守っている場合があるので、感情表出を無理に促さない

#### ウ 怒り

やり場のない怒りを様々なところに向ける可能性があります。神や運命を恨み、死別の状況に対する理不尽さや、家族を含む周囲の人や第三者、中には医療・保健チームや行政職員に対して「八つ当たり」的に、怒りが向けられることがあります。

##### 《注意点》

\*怒りを理屈で説明して抑え込もうとしない

\*怒りの矛先を向けられた場合は、穏やかな声で冷静に対応する

#### エ 罪悪感と自責感

眼の前で流されるのを見た、手を離してしまった場合に、罪悪感や自責感は特に強く表出します。

##### 《注意点》

\*「自分を責める必要はないですよ」、「その状況では無理もないことですよ」などの言葉掛けは良いが、遺族のころには響かないこともあることを認識しておく

#### オ 不安感

津波への強い恐怖感、将来への不安、自分自身や他の家族の死などから不安感が表出します。

##### 《注意点》

\*不安な思いを表出するのを傾聴する

\*薬物療法が必要と思われる強度の不安の場合は、専門家チームにつなげる

#### カ 孤独感

他の家族や友人がいても、ひとりぼっちであるという感情があります。

#### キ 無力感

津波という圧倒的な出来事に直面し、自分は何も出来ないという無力感を抱くことがあります。

#### ク 思慕

故人に対して、その存在を追い求め、会いたいと願う気持ちが出てきます。

#### ケ 混乱や幻覚

生き返らせた、過去に戻って助けたいなどの故人についての考えにとらわれてしまう場合もあります。

## ② 遺族へのケアポイント

### ア 悲嘆の反応は個人差がある

家族の中でも違いがあり、「こうあるべき」という正しい反応はありません。決して、こちらの死生観や価値観を押し付けることのないように対応します。

### イ 遺族の語り（ナラティブ）を尊重

「共感を持って傾聴する」ことが第一歩です。遺族が自分の語りを通じて、ある種の納得を得ることが重要です。

### ウ 抑圧された悲嘆に踏み込まない

遺族が冷静に淡々と振舞っているなどの場合は、感覚鈍麻に陥っている可能性もあり、それはその人なりの自己防衛反応であることを認識しておくことです。

その際は、感情表出を無理に促す必要はありません。

### エ そっと寄り添うことが重要

無理に言葉を掛けようとはせず、そっと寄り添い、必要な時に手を差し伸べるようなサポートの姿勢が大切です。

### オ 相手のニーズに合わせる

相手が必要としているのが精神的サポートとは限りません。情報を提供することや他家族への連絡を代行するなど、現実的なサポートが必要な場合もあります。

独りよがりや自己満足ではなく、相手のニーズに合わせることです。安易なアドバイスは、逆に相手を傷つける恐れがあるため控えましょう。

### カ スピリチュアルな苦痛を理解する

「なぜ亡くならなければならなかったのか？」という問いには究極のところ答えは有りません。

こうした問いはスピリチュアルな苦痛の表出であり、答えを求めるものではないので、無理に答える必要はありません。

### キ ケアする側の限界を知る

複雑化した悲嘆のリスクが高い人など、その場で解決しようとはせず、必要な場合は適切な専門家に繋ぎましょう。

## (3) 遺族への支援者の対応

### ① 言って良い事、行うべき事

深い悲しみに効く薬はありません。慰める言葉もありません。しかし、支援者が遺族を気遣い、深い悲しみにあることを理解しようとし、その苦しみに向き合う遺族に寄り添い、支援しようとする姿勢が遺族を支えます。

\* 遺族の悲嘆に共感を示す。

\* 遺族の話に共感を示しながら傾聴する。

\* 遺族が孤独や不安を感じている時に側に寄り添う。

\* 遺族が体験していることや気持ちを本当に理解できるわけではないことを率直に認める必要があるが、理解しようとする努力することが大切。

\* 故人を尊重し、名前で呼ぶ。

- \* 支援者が故人と関係があるようであれば、故人について話したり、自分が故人を知っていたことを誇りに思っており、失ったことをとても悲しく感じていることを伝える。
- \* 遺族を気遣い、心配していることを伝えたり、心身の状態を尋ねる。
- \* 現在の悲嘆が、このような出来事にあったら当然の反応であることと、しばらくは続くことを伝える。
- \* 悲しみ方には個人差があり、正解はないことを伝える。
- \* 相談したり話を聴いてくれる場所があることを伝える。

## ② 言ってはいけない事、行うべきでない事

深い悲しみの底にいる人が以下のようなことを言った場合には、その人の気持ちや考え方を尊重し、受け入れてください。しかし、こちらからこのような発言をしてはいけません。

◇ 遺族の気持ちを理解しているという発言は不適切。

例：「あなたの気持ちは良くわかります」

⇒簡単にわかってほしくないという心理がはたらく

◇ 故人や死を妥当化するような発言は不適切。

例：「それが最良のことだった」、「故人は今では楽になった」、「神の御心だ」、「それが寿命だった」

⇒故人への侮辱や単なる気休めに聞こえる

◇ 遺族は強い、死別を必ず乗り越えられるというように決めつけることは不適切。

◇ 無理に気分転換を進めることは不適切。

◇ 時間が解決するという発言は不適切。

◇ 他人と比較することは不適切。

例：「あの人と比べれば他の家族がいるからまだ」、「あなたはましな方ですよ」

⇒逆に言葉の暴力となる

◇ まだ家族が残っているから良かったという発言は不適切。

例：「一人っ子でなくて良かったですね」

⇒他に子どもがいようが、悲しみは同じという心理がはたらく

◇ 安易な慰めはしない。

例：「これからがんばってください」

⇒遺族は既に十分がんばっている

「あなたが生きていてよかった」

⇒自分を責めている場合にはそれを増長する

## ③ 気をつけるべき事

- \* 行方不明者の家族は、死を認められない状況にある場合が少なくないため、はっきり遺族として対応しないように気をつける必要があります。
- \* 悲嘆とともに、うつ病やPTSDなどの精神障がいの併存に注意する。
- \* 自殺念慮や自殺企図に注意する。

\*死別後長期経過しても急性期の激しい悲嘆が続いていたり、悲嘆によって社会生活機能が障がいされている場合には、「複雑性悲嘆」と呼ばれる状態になっている可能性があり、専門的な治療が必要です。

《早急に専門家につなげた方が良い場合》

- うつ病に陥っていると思われる場合
- 希死念慮が強くなっていたり、自傷他害のおそれがある場合
- アルコール依存などの問題が生じている場合
- 避難所などでの集団生活ができないほど、感情のコントロールができない場合

●ここでいう「専門家」とは、DPATや医療機関、保健所及び精神保健福祉センターの専門職等を指す。

#### (4) 遺体と対面する遺族への支援

被災後の遺体の確認は、遺族にとって非常に辛い体験となります。

遺体との対面における遺族の苦痛やショックを和らげることや対面時の心理的反応に対する支援が重要となります。

##### ① 遺体との対面場面への配慮

- \*遺体を出来るだけきれいにする。亡くなられた方の尊厳に可能な限り配慮します。(身体をきれいにする、損傷部位を包帯で巻く、きれいな布をかける、棺に入れる、遺品をきちんと保存する、花を置く等)
- \*遺体安置所も花を飾るなど、尊厳を持って弔いがされている環境をつくります。
- \*亡くなられた方の名前を「〇〇さん」や「息子さん」という言い方で呼び、「遺体」、「死体」という言い方は避けます。
- \*遺体の損傷が激しい場合には、事前にそのことを説明します。
- \*遺体に対面するかどうかは遺族の意思を尊重します。損傷がひどい場合でもきちんと説明したうえで、遺族が見たいという気持ちを妨げないようにします。
- \*損傷がひどくすべてを見せるのがためられる場合には、手や顔の部分など、比較的きれいな状態の部分を見てもらうことも検討します。
- \*確認場所に入る前に付き添いを希望する人には付き添えるよう配慮します。
- \*対面するべき遺体とだけ対面できるように確実に案内します。
- \*付添者は、確認場所まで案内し、心理的な支えを提供します。また、確実に戻ってこられるよう支援します。
- \*対面時十分にお別れができるようプライバシーを尊重し、付添者は少し離れて見守ります。
- \*対面時に遺族がどのような反応をしても、それを尊重します。遺体に触れることも危険がない限りは妨げないようにします。
- \*対面しないことを希望する遺族のために、遺体の写真を撮っておくことが後日役に立つことがあります。
- \*写真で遺体を確認する場合には、見せる前に写真の内容を説明し、亡くなられた方だけを見ることができるよう配慮します。

- \*わかる限りで遺族の質問に対応するが、どこで見つかったのかなど、不正確な情報は伝えないようにします。
- \*一度遺体安置所から離れ、今後の手続き等について、相手の理解を確認しながら説明します。検視の場合は、その手続きや必要性について相手の質問に答えながら説明します。
- \*他の家族への連絡や、遺体をどのように連れて帰るか、遺品の受渡し等具体的な対処を遺族が検討したり、行うのを手助けします。
- \*今後、遺族が必要としている社会資源や制度について情報を提供するとともに、今後の心理的支援が行える機関や団体等を紹介します。これらがまとまっているパンフレットがあると便利です。

## ② 遺族の心理反応

遺体に直面することは大切な人を失った事実と直面することで、遺族には大変な衝撃をもたらします。

このような状況下では、遺族はしばしば以下のような反応を示しますが、反応には個人差があります。

- \*泣く、泣き叫ぶ
- \*ふらついたり、倒れたり、しゃがみ込んだり、座ったり立ってられない状態になる
- \*パニック状態になる・・・過呼吸、動悸、震え、めまいなど
- \*強い怒りを示す
- \*死亡した事実を認めようとしない
- \*自分を責める、罪の意識を現わす
- \*茫然となる・・・話に反応しなくなる
- \*淡々と応答する・・・感情の麻痺を起す

## ③ 遺族への対応

遺体対面時の遺族の反応は、事態に直面する衝撃からくるもので、病的なものではないことが多いです。遺族には共感的に寄り添うことで多くの場合、遺族自身が徐々に落ち着いていきます。

- \*支援者、告知者が動揺せず、暖かく共感的で落ち着いた態度や口調で死の状況を説明します。
- \*背中をさする、抱きしめる、手を握るなどの身体接触は慰めになることも多いが、不快に感じる遺族もいますので、相手の行動に合わせて行うべきです。支援者側から身体接触を行う際は、「手を握っても良いですか」という言葉をかけてから行うようにした方が良いでしょう。特に家族以外の異性の支援者は身体接触は避けた方が良いでしょう。
- \*あらかじめ遺族の混乱が予想される場合には、複数の支援者、告知者が付き添います。
- \*最初は、遺族が泣いたり、怒ったりしている言葉を静かにうなずきながら聞き

ます。なだめようとしたり、感情をみやみに抑えようとしたり、話すことを強要するようなことはしないようにします。事実関係を述べて説得しようとする  
と口論になりやすいので、注意しましょう。

- \* 遺族がパニックを起こしたら、椅子に深く腰掛けさせ、ゆっくりと息を吸い、吐き出すように声掛けをします。
- \* 少し落ち着くまで傍らに寄り添って休ませます。一度遺体安置所から離れ、座れる場所に連れていきます。
- \* 茫然として周囲の状況がわからないような状態（解離状態）になった場合は、穏やかに遺族の名前を繰り返すなど、声掛けを行います。
- \* 遺族が一見冷静に見える場合でも、実際には落ち着いた状態であるわけではありません。「しっかりしている」、「大丈夫ですね」など、感情を抑制していることを褒めるような発言はさけてください。
- \* 兄弟や親を亡くした子どもに対して、例えば「しっかりしなさい」、「お母さんを支えるようにがんばりなさい」など、その子が嘆き悲しむことを抑制してしまうような発言はさけてください。

#### ④ その後のケア

- \* 反応が強い、或いはその後の状態が心配される遺族に対しては、別れる前にあらかじめ連絡先を聞き、後日連絡しても良いか確認します。
- \* 可能であれば、1ヶ月後くらいに連絡して様子を確認し、うつ病等の精神疾患が疑われる場合には、医療機関の受診を勧めます。

## 9 報道機関への対応

### (1) 報道機関との協力・対応

#### ① 報道による情報援助の意義

迅速かつ公正な報道が行われることは、災害の事実関係の情報だけでなく、支援に関する情報を提供するうえでも非常に有益です。

また、報道によって被災地域がその他の地域、住民と結びついているように感じられることは、一種の治療的ネットワークを形成し、トラウマからの立ち直りを助け、風評被害やスティグマなどの軽減にも有効です。

#### ② 取材活動によるPTSD誘発の危険

取材活動における予告のないフラッシュの使用、多数の取材者によるインタビュー、詳細な聞き取り、自宅・避難所生活の撮影などは、被災者の被害体験を再現したり、疲弊させたり、住民の精神不安を悪化させることがあります。

特にPTSDの症状の中には、光や音の刺激への過敏性（過覚醒）が含まれるので、行き過ぎた取材はこうした症状を悪化させます。

二次被害が生じないように取材者側に理解を求め、協力を依頼します。

③ 報道機関への対応

対策本部としては、報道の肯定的な意義を認識し、必要な情報は積極的に開示するとともに、特定の被災者に取材活動が集中したり、本人の意思が確認できない状態での取材が過剰とならないように、理解と協力を求める必要があります。

特に、取材に伴う精神状態の悪化の可能性を適切に伝えることが重要です。

なお、報道への対応は、基本的に支援の現場ではなく、災害対策本部において報道対応を一元化することが望ましいです。

④ 情報提供の留意点

取材対応の職員や窓口を一本化し、情報については、いつの時点のものか、情報源はどこかということを明示して提供する必要があります。

曖昧な発言は憶測を生み、現場に混乱を引き起こす危険性があります。また、発信した情報は、時系列に整理し保管しておくようにします。

《参考・引用文献》

- 1 災害時地域精神保健医療活動ガイドライン 平成 13 年度厚生科学研究費補助金(厚生科学特別研究事業)
- 2 被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン 内閣府 2012
- 3 DPAT 活動マニュアル Ver 3.0 (令和 4 年 4 月) 厚生労働省委託事業 DPAT 事務局
- 4 金 吉晴(編) 外傷ストレス関連障害に関する研究会 心的トラウマの理解とケア 第 2 版 じほう 東京 2011
- 5 中島聡美 大規模災害における行政の地域精神保健活動への支援 精神保健研究 第 58 号 2012
- 6 金 吉晴 精神保健医療活動マニュアル 国立精神・神経医療研究センター
- 7 災害精神保健医療マニュアル 平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業:精神障害分野) 大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究 平成 23 年 3 月
- 8 サイコロジカル・ファーストエイド 実施の手引き 第 2 版 日本語作成 兵庫県心のケアセンター
- 9 WHO 版 心理的応急処置(サイコロジカル・ファーストエイド:PFA) フィールドガイド 災害時こころの情報支援センター
- 10 災害時こころのケアサイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き 医学書院
- 11 金 吉晴 自然災害発生時における医療支援活動マニュアル(第 5 部精神保健医療活動マニュアル) 平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応・体制に関する調査研究」
- 12 重村 淳、金 吉晴(監修) 災害救援者・支援者メンタルヘルス・マニュアル
- 13 飛鳥井望 看護のための最新医学講座 外傷後ストレス障害及び悲嘆反応 2006
- 14 伊藤正哉、中島聡美 他 死亡告知・遺体確認における遺族への心理的ケア
- 15 瀬藤乃理子、中島聡美、丸山宗一郎 自然災害による被災者遺族、行方不明家族への精神的影響 産業精神保健 20 (特別号) 2012
- 16 伊藤正哉 他 災害による死別・離別後の悲嘆反応
- 17 藤代富弘 遺体確認時の遺族への支援
- 18 高橋聡美 東日本大震災における遺族の現状とグリーフケア
- 19 中島聡美 他 災害による死別の遺族の悲嘆に対する心理的介入 ト라우マティック・ストレス 一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会誌 2012 Vol.10
- 20 日本 DMORT 研究会編 家族(遺族)支援マニュアル東日本大震災 ~医療救護班・行政職員などの方へ~
- 21 E. 災害とこころのケア 医学書院
- 22 災害支援ナース派遣マニュアル 日本看護協会
- 23 災害支援ナース実践マニュアル 社団法人兵庫県看護協会
- 24 厚生労働省 2011 知ることから始めようみんなのメンタルヘルス総合サイト 発達障害

- 25 北海道立精神保健福祉センター編 災害時こころのケア活動ハンドブック 2011
- 26 青森県精神保健福祉センター編 災害時こころのケアガイドライン 2008
- 27 岩手県精神保健福祉センター編 岩手県災害時こころケアマニュアル 2010
- 28 福島県精神保健福祉センター編 福島県心のケアマニュアル 2011
- 29 新潟県福祉保健部 新潟県災害時こころのケア活動マニュアル 2006
- 30 長野県精神保健福祉センター編 災害時のこころのケア ～支援者マニュアル～  
第2版 2012
- 31 東京都福祉保健局 災害時要援護者防災行動 マニュアル作成のための指針  
2013
- 32 東京都立中部総合精神保健福祉センター編 「災害時のこころのケア」の手引き  
2008
- 33 静岡県健康福祉部 災害時の心のケア対策手引き 2006
- 34 岐阜県精神保健福祉センター編 災害時のこころケア 2011
- 35 愛知県健康福祉部 災害時心のケア活動の手引き 2015
- 36 高知県地域福祉部 災害時のこころのケアマニュアル 第2版 2013
- 37 福岡県 災害時のこころのケア対応マニュアル
- 38 長崎県、長崎こども・女性・障害者支援センター編 災害時こころのケア活動マニ  
ュアル 2011
- 39 沖縄県 災害時におけるこころのケア活動マニュアル 第1版 2014

# 第8 様式

様式1

(P1)

## 災害診療記録

項目は、および必要記入項目です。

年 月 日

|            |                        |    |                  |
|------------|------------------------|----|------------------|
| トリアージタグ&番号 | * 該当項目に○を付す<br>赤 黄 緑 黒 | 番号 | トリアージタグ記載者・場所・機関 |
|------------|------------------------|----|------------------|

\* 該当性別に○を付す

|         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| メディカルID |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | M<br>F |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|

|      |                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |       |
|------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|-------|
| フリガナ | * 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 男 | 保険者番号 |
| 氏名   |                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 女 | 記号・番号 |

|            |                |   |   |   |   |   |   |     |   |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |
|------------|----------------|---|---|---|---|---|---|-----|---|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|
| 生年月日<br>年齢 | * 年齢不詳の場合は推定年齢 |   |   |   |   |   |   |     |   |  |  |  |  |  |  | [携帯]電話番号 |  |  |  |
|            | M              | T | S | H | 年 | 月 | 日 | ( ) | 歳 |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |

|     |                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                              |                              |                             |                              |
|-----|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 住 所 | 自宅                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | * 該当項目に○を付す<br>健存 半壊 全壊      |                              |                             |                              |
|     | <input type="checkbox"/> 避難所1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 知人宅 | <input type="checkbox"/> テント | <input type="checkbox"/> 車内 | <input type="checkbox"/> その他 |
|     | <input type="checkbox"/> 避難所2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <input type="checkbox"/> 知人宅 | <input type="checkbox"/> テント | <input type="checkbox"/> 車内 | <input type="checkbox"/> その他 |

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                |       |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------|-------|
| 職 業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 連絡先(家族・知人・その他) | 連絡先なし |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------|-------|

**【禁忌事項等】**

アレルギー

禁忌食物

**【特記事項(常用薬等)】**

抗血小板薬 ( )

抗凝固薬 ワーファリン ( )

糖尿病治療薬 インスリン 経口薬

ステロイド ( )

抗てんかん薬 ( )

その他 ( )

透析

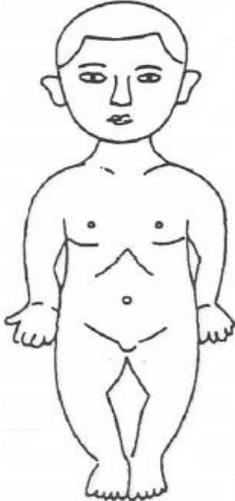
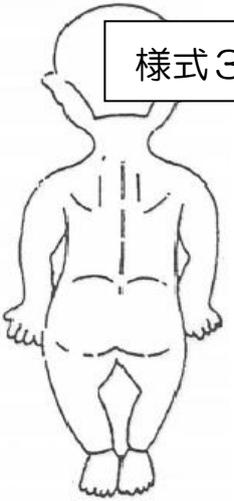
在宅酸素療法(HOT)

災害時要援護者( 高齢者 障害者 乳幼児 妊婦 日本語が不自由 その他( ) )

**【フォローアップ】** 必要(次の該当項目に○を付す。身体的/精神的/社会的/その他)

| 傷病名 | 開始       | 診察場所 | 所属・医師サイン |
|-----|----------|------|----------|
|     | 年<br>月 日 |      |          |
|     |          |      |          |
|     |          |      |          |
|     |          |      |          |
|     |          |      |          |
|     |          |      |          |
|     |          |      |          |

(P2)

|                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> は、 <input checked="" type="checkbox"/> および必要記入項目です。                                                                             |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      | 年 月 日                                                                   |  |                                                          |  |
| メディカルID                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      | * 該当性別に○を付す<br><input type="checkbox"/> M<br><input type="checkbox"/> F |  |                                                          |  |
| バイタルサイン等                                                                                                                                                 |  | 意識障害: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                                                                                                         |  | 呼吸数: /min                                                                                                                                                                                      |                                                                                     | 脈拍: /min                              |    | * 該当項目に○を付す<br><input type="checkbox"/> 整 <input type="checkbox"/> 不整 |                                                                                      | 血圧: / mmHg                                                              |  | 体温: °C                                                   |  |
| 身長: cm、体重: kg                                                                                                                                            |  | 既往歴 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> その他( )                                                           |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| 予防接種歴                                                                                                                                                    |  | <input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 破傷風 <input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> 肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他( ) |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  | 妊娠 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 |  |
| 主訴                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 外傷⇒黄色タグ以上は外傷カルテへ(J-SPEEDは記入)                                                                                                    |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 痛み ( <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 胸部痛 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> その他: _____ ) |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 熱発 _____ 日                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 咽頭痛 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 呼吸苦                                                                     |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 食思不振 <input type="checkbox"/> 下痢 _____ 日 ( <input type="checkbox"/> 水様便、 <input type="checkbox"/> 血便 )                          |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> めまい                                                                                                 |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 眼の症状 <input type="checkbox"/> 耳の症状                                                                |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> その他                                                                                                                             |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
|                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |  |                                       |    |                                                                       |  |                                                                         |  |                                                          |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">様式3</div>                                                                     |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <b>診断</b>                                                                                                                                                |  |                                                                                                                                                                                     |  | <input type="checkbox"/> 処置あり <input type="checkbox"/> 処置なし                                                                                                                                    |                                                                                     |                                       |    | 処方 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有              |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| #1                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                     |  | <input type="checkbox"/> 創処置 <input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 注射<br>*その場の処置としての <input type="checkbox"/> 外用<br><input type="checkbox"/> 内服<br><input type="checkbox"/> その他 |                                                                                     |                                       |    | #1                                                                    |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| 初診時J-SPEED                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 1 男性                                                                                                                            |  | <input type="checkbox"/> 7 熱傷 (皮膚/気道)                                                                                                                                               |  | <input type="checkbox"/> 13 呼吸器感染症                                                                                                                                                             |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 19 気管支喘息発作   |    | <input type="checkbox"/> 25 治療中断                                      |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 2 女性                                                                                                                            |  | <input type="checkbox"/> 8 溺水                                                                                                                                                       |  | <input type="checkbox"/> 14 消化器感染症                                                                                                                                                             |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 20 災害ストレス諸症状 |    | <input type="checkbox"/> 26 災害関連性なし                                   |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 3 歩行不能 (被災後~)                                                                                                                   |  | <input type="checkbox"/> 9 クラッシュ症候群                                                                                                                                                 |  | <input type="checkbox"/> 15 麻疹疑い                                                                                                                                                               |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 21 緊急心理ケア    |    | <input type="checkbox"/> 27                                           |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 4 搬送必要                                                                                                                          |  | <input type="checkbox"/> 10 人工透析必要                                                                                                                                                  |  | <input type="checkbox"/> 16 破傷風疑い                                                                                                                                                              |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 22 緊急介護/看護   |    | <input type="checkbox"/> 28                                           |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 5 創傷 (臓器) 損傷                                                                                                                    |  | <input type="checkbox"/> 11 深部静脈血栓症疑                                                                                                                                                |  | <input type="checkbox"/> 17 皮膚疾患                                                                                                                                                               |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 23 緊急水・食料    |    | <input type="checkbox"/> 29                                           |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| <input type="checkbox"/> 6 骨折                                                                                                                            |  | <input type="checkbox"/> 12 発熱                                                                                                                                                      |  | <input type="checkbox"/> 18 血圧 >160/100                                                                                                                                                        |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 24 緊急栄養      |    | <input type="checkbox"/> 30                                           |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| 【記載者】 ( <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> その他 )                             |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       |    |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |
| 所属                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |                                       | 氏名 |                                                                       |                                                                                      |                                                                         |  |                                                          |  |

(P3)

は、 および必要記入項目です。

\* 該当性別に○を付す

|         |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| メディカルID |  |  |  |  |  |  |  |  | M<br>F |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 日時 | 所 見 | 取真のJ-<br>SPEED#3 #<br>28の該当コ<br>ドを記載 | 処置・処方 | * 診療場所<br>* 所属<br>* 医師等サイン |
|----|-----|--------------------------------------|-------|----------------------------|
|    |     |                                      |       |                            |

(P4)

|                                                                                                                            |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|--|--|-------------------------------------|-------|--|--|--|-------------------------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ■ は、☑および必要記入項目です。 <span style="float: right;">* 該当性別に○を付す</span>                                                           |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| メディカルID                                                                                                                    |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         | M | F |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 日時                                                                                                                         | 所 見 |  |  |  | 2頁のJ-<br>SPEED#3#<br>26の該当コ<br>トを記載 | 処置・処方 |  |  |  | ・診療場所<br>・所属<br>・医師等サイン |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                            |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>【転帰】</b> 年 月 日                                                                                                          |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 1帰宅                                                                                               |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 2転送(手段: 搬送機関: 年 月 日<br>搬送先: )                                                                     |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 3紹介先                                                                                              |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 4死亡(場所: 時刻: 確認者: )                                                                                |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>【災害と傷病との関連】</b>                                                                                                         |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 1有 ( <input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 悪化 / <input type="checkbox"/> 慢性疾患増悪) |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 2無                                                                                                |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 3わからない                                                                                            |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 最終診療記録管理者                                                                                                                  |     |  |  |  |                                     |       |  |  |  |                         |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |

災害診療記録(精神保健医療版)

Ver.1.1 2018年6月8日

|                                |                                          |                                        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|--------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|-------|---|---|---|--|--|--|--|--|----|--|--|
| 精神保健医療版J-SPEED あてはまるもの全てに☑     |                                          | 相談対応日                                  | 西暦・平成                                      | 年                 | 月                                                              | 日     |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 年齢                             | _____歳                                   |                                        | 相談者氏名                                      | (フリガナ) _____      |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | ☐ 0歳 ☐ 1~14歳 ☐ 15~64歳 ☐ 65歳~             |                                        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 性別                             | 1                                        | <input type="checkbox"/> 男             | 生年月日                                       | 西暦・大正・昭和・平成       |                                                                |       | 年 | 月 | 日 |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 2                                        | <input type="checkbox"/> 女             |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 属性                             | 3                                        | <input type="checkbox"/> 支援者           | 住所                                         |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 対応した場所                         | 4                                        | <input type="checkbox"/> 避難所           |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 5                                        | <input type="checkbox"/> 病院・救護所        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 6                                        | <input type="checkbox"/> 自宅            |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 7                                        | <input type="checkbox"/> その他           |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 8                                        | <input type="checkbox"/> 眠れない          | 避難所・救護所名                                   |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 精神的<br>健康状態                    | 本人の訴え                                    | 9                                      | <input type="checkbox"/> 不安だ               | [携帯]電話番号          |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 10                                     | <input type="checkbox"/> 災害場面が目に見えすぎる      |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 11                                     | <input type="checkbox"/> ゆううつだ             | 既往精神疾患            | ☐ あり ( ) ☐ なし ☐ 不明                                             |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 12                                     | <input type="checkbox"/> 体の調子が悪い           |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 13                                     | <input type="checkbox"/> 死にたくなる            | 内服薬               |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 14                                     | <input type="checkbox"/> 周りから被害を受けている      |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 15                                     | <input type="checkbox"/> 物忘れがある            | 生活歴               | 被災状況: ☐ 家族・友人の死亡・行方不明 ☐ 自身の負傷<br>☐ 家屋の損壊または浸水<br>家族: ☐ あり ☐ なし |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 16                                     | <input type="checkbox"/> その他               |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 17                                     | <input type="checkbox"/> 話がまとまらない          |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 18                                     | <input type="checkbox"/> 怒っている             |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 19                                       | <input type="checkbox"/> 興奮している        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 20                                       | <input type="checkbox"/> 話しすぎる         |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 21                                       | <input type="checkbox"/> 応答できない        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 22                                       | <input type="checkbox"/> 徘徊している        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 23                                       | <input type="checkbox"/> 自傷している        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 24                                       | <input type="checkbox"/> 自殺を試みる        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 行動上の問題                                   | 25                                     | <input type="checkbox"/> 暴言・暴力をふるう         | 現病歴               |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 26                                     | <input type="checkbox"/> 酒をやめられない          |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 27                                     | <input type="checkbox"/> その他               |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 28                                     | <input type="checkbox"/> F0: 認知症, 器質性精神障害  |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 29                                     | <input type="checkbox"/> F1: 物質性精神障害       |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 30                                     | <input type="checkbox"/> F2: 統合失調症関連障害     |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 31                                     | <input type="checkbox"/> F3: 気分障害          |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 32                                     | <input type="checkbox"/> F4: 神経症, ストレス関連障害 |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 33                                     | <input type="checkbox"/> F5: 心身症           |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 34                                     | <input type="checkbox"/> F6: 人格・行動の障害      |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | ICD分類<br>(医師による診断)                       | 35                                     | <input type="checkbox"/> F7: 知的障害(精神遅滞)    | 現症                |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 36                                     | <input type="checkbox"/> F8: 心理的発達の障害      |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 37                                     | <input type="checkbox"/> F9: 児童・青年期の障害     |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 38                                     | <input type="checkbox"/> F99: 診断不明         |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 39                             |                                          | <input type="checkbox"/> G40: てんかん     |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 40                             |                                          | <input type="checkbox"/> 精神医療          | 必要な支援                                      |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 41                             |                                          | <input type="checkbox"/> 身体医療          |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 42                             |                                          | <input type="checkbox"/> 保健・福祉・介護      |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 43                             |                                          | <input type="checkbox"/> 地域・職場・家庭等での対応 |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 44                             |                                          | <input type="checkbox"/> 処方            |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  | 対応 |  |  |
| 45                             | <input type="checkbox"/> 入院・入所           |                                        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 46                             | <input type="checkbox"/> 地域の保健医療機関へ紹介・調整 |                                        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 転帰                             | 47                                       | <input type="checkbox"/> 傾聴・助言等        |                                            | 対応・引継<br>(処方内容含む) |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 48                                       | <input type="checkbox"/> 支援継続          |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 49                                       | <input type="checkbox"/> 支援終了          |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 災害と精神的健康<br>状態の関連<br>(医師による判断) | 50                                       | <input type="checkbox"/> 直接的関連         | 精神的緊急性                                     | ☐ あり ☐ なし         |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 51                                       | <input type="checkbox"/> 間接的関連         |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                | 52                                       | <input type="checkbox"/> 関連なし          |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| 所属チーム名                         |                                          | 相談者への対応者名                              |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          | 医師                                     |                                            | 看護師(保健師含む)        |                                                                | 業務調整員 |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
|                                |                                          |                                        |                                            |                   |                                                                |       |   |   |   |  |  |  |  |  |    |  |  |
| メディカルID                        |                                          |                                        |                                            |                   |                                                                |       | M | F |   |  |  |  |  |  |    |  |  |

災害時診療概況報告システム  
J-SPEEDレポーティング・フォーム (Ver1.0)



※該当箇所に記入し、および☑を入れる

【所属・職種・氏名】: \_\_\_\_\_

【報告対象診療日】: \_\_\_\_\_

【今回報告の主たる診療場所】: \_\_\_\_\_

【明日の診療活動】: 同一地区で継続 別地区で継続 終了 未定

【携帯電話番号(報告者への連絡方法)】: \_\_\_\_\_

【電子メール】: \_\_\_\_\_

【派遣元区分】: 被災地元 被災地外・県内 県外 海外

【派遣元区分】: DMAT 国立病院機構 日赤 JMAT  \_\_\_\_\_

災害医療コーディネーター等への報告事項

特記メモ

※記入報告: 症例毎にまず該当する年齢・妊婦区分(縦軸)を決定したのち、該当する症候群(横軸)全てをカウントしていく(死亡例は性別と主因の記入のみとする)。  
 ※記入方法: 連日、該当症候群/健康事象数をチーム毎に積算し、対策本部等に報告するよう努める。

|         | N  | 症候群/健康事象             | 0歳 |    | 1-8歳 |    | 9-74歳<br>(妊婦除く) |    | 75歳以上 |    | 妊婦 |    | 合計 |    |
|---------|----|----------------------|----|----|------|----|-----------------|----|-------|----|----|----|----|----|
|         |    |                      | 症例 | 死亡 | 症例   | 死亡 | 症例              | 死亡 | 症例    | 死亡 | 症例 | 死亡 | 症例 | 死亡 |
| 性別/受診者数 | 1  | 男                    |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 2  | 女                    |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 重症度     | 3  | 中等症(トリアージ黄色)以上       |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 4  | 搬送必要性                |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 5  | 創傷                   |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 6  | 骨折                   |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 7  | 熱傷                   |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 8  | 溺水                   |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 外傷/環境障害 | 9  | クラッシュ症候群             |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 10 | 人工透析                 |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 高度医療    | 11 | 深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 循環器     | 12 | 発熱                   |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 13 | 急性呼吸器感染症             |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 14 | 消化器感染症、食中毒           |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 症候/感染症  | 15 | 麻疹疑い                 |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 16 | 破傷風疑い                |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 17 | 皮膚疾患(外傷・熱傷以外)        |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 皮膚      | 18 | 高血圧症                 |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 慢性疾患    | 19 | 気管支喘息発作              |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 20 | 災害ストレス関連諸症状          |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| メンタル    | 21 | 緊急のメンタルケアニーズ         |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 22 | 緊急の介護/看護ケアニーズ        |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 23 | 緊急の飲料水・食料支援ニーズ       |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 公衆衛生    | 24 | 緊急の栄養支援ニーズ           |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 25 | 治療中断                 |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 26 | 災害関連性なし              |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 27 |                      |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 28 |                      |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
| 追加症候群   | 29 |                      |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |
|         | 30 |                      |    |    |      |    |                 |    |       |    |    |    |    |    |

精神保健医療版J - SPEED日報

Ver. 1.0

報告日時 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分

派遣元都道府県: \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_

チーム名: \_\_\_\_\_

発生日時 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分

被災都道府県: \_\_\_\_\_

活動地域: \_\_\_\_\_

|                    |                      | 合計              |
|--------------------|----------------------|-----------------|
| 相談対応延人数            |                      |                 |
| 年齢                 | 0歳                   |                 |
|                    | 1～14歳                |                 |
|                    | 15～64歳               |                 |
|                    | 65歳～                 |                 |
| 性別                 | 1 男                  |                 |
|                    | 2 女                  |                 |
| 属性                 | 3 支援者                |                 |
| 対応した場所             | 4 避難所                |                 |
|                    | 5 病院・救護所             |                 |
|                    | 6 自宅                 |                 |
|                    | 7 その他                |                 |
| 精神的健康状態            | 本人の訴え                | 8 眠れない          |
|                    |                      | 9 不安だ           |
|                    |                      | 10 災害場面が目に見えすぎる |
|                    |                      | 11 ゆううつだ        |
|                    |                      | 12 体の調子が悪い      |
|                    |                      | 13 死にたくなる       |
|                    |                      | 14 周りから被害を受けている |
|                    |                      | 15 物忘れがある       |
|                    | 16 その他               |                 |
|                    | 行動上の問題               | 17 話がまとまらない     |
|                    |                      | 18 怒っている        |
|                    |                      | 19 興奮している       |
|                    |                      | 20 話しすぎる        |
|                    |                      | 21 応答できない       |
|                    |                      | 22 徘徊している       |
|                    |                      | 23 自傷している       |
| 24 自殺を試みる          |                      |                 |
| ICD分類              | 25 暴言・暴力をふるう         |                 |
|                    | 26 酒をやめられない          |                 |
|                    | 27 その他               |                 |
|                    | 28 F0 :認知症, 器質性精神障害  |                 |
|                    | 29 F1 :物質性精神障害       |                 |
|                    | 30 F2 :統合失調症関連障害     |                 |
|                    | 31 F3 :気分障害          |                 |
|                    | 32 F4 :神経症, ストレス関連障害 |                 |
|                    | 33 F5 :心身症           |                 |
|                    | 34 F6 :人格・行動の障害      |                 |
| 35 F7 :知的障害 (精神遅滞) |                      |                 |
| 36 F8 :心理的発達障害     |                      |                 |
| 37 F9 :児童・青年期の障害   |                      |                 |
| 38 F99 :診断不明       |                      |                 |
| 39 G40 :てんかん       |                      |                 |
| 必要な支援              | 40 精神医療              |                 |
|                    | 41 身体医療              |                 |
|                    | 42 保健・福祉・介護          |                 |
|                    | 43 地域・職場・家庭等での対応     |                 |
| 対応                 | 44 処方                |                 |
|                    | 45 入院・入所             |                 |
|                    | 46 地域の保健医療機関へ紹介・調整   |                 |
|                    | 47 傾聴・助言等            |                 |
| 転帰                 | 48 支援継続              |                 |
|                    | 49 支援終了              |                 |
| 災害と精神的健康状態の関連      | 50 直接的関連             |                 |
|                    | 51 間接的関連             |                 |
|                    | 52 関連なし              |                 |

<特記事項>

<隊の健康状態>

被災者・被災地支援には、チームの皆様も健康である必要があります。体調を崩している方はいませんか。チーム内に以下に該当する方がいる場合は、チェックをいれてください。

- 1. 食事・休憩がとれていない
- 2. 眠れていない
- 3. イライラしている
- 4. コミュニケーションがとれていない
- 5. 活動に支障がある

<隊員の健康に関する報告>

## 診療情報提供書

\_\_\_\_\_ 病院・医院

\_\_\_\_\_ 先生

様（ 年 月 日生 男・女）をご紹介申し上げます。  
この度、山形県においてDPATの派遣チームにおいて診察を行いました。  
今後の御高診、御加療について、よろしくお願い申し上げます。

【診断・暫定診断】

【経過・その他】

【処方】

年 月 日

医師（自署）\_\_\_\_\_

## 処方箋

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 処方日時         | 年 月 日                   |
| 氏名<br>(生年月日) | (M・T・S・H 年 月 日生 歳)(男・女) |
| 住所           |                         |
| 保険証番号        | (所持している場合)              |

【処方内容】

処方医師(自署) \_\_\_\_\_

(チーム名: \_\_\_\_\_)



## 災害直後の見守り必要性チェックリスト

見守りを要する人のチェックをしましょう！

災害の後、新たに生じた不安、落ち込み、いらだち、焦り等は、一時的な誰にでもあ  
ることなので、落ち着いて様子を見守りましょう。

しかし、不眠、パニック、興奮、放心等が強い場合は、出来るだけ早期に窓口へ相談  
しましょう。

|                                      |            |           |                            |    |
|--------------------------------------|------------|-----------|----------------------------|----|
| 氏名                                   |            | 性別<br>男・女 | 避難所<br>日時<br>年 月 日 AM/PM 時 |    |
| M・T・S・H                              | 年 月 日生（ 歳） |           | 記入者所属・氏名                   |    |
| 住所                                   | 自宅：        |           | 電話                         |    |
|                                      | 避難先：       |           | 電話                         |    |
|                                      |            | 非常に       | 明らかに                       | 多少 |
|                                      |            |           |                            | なし |
| 落ち着きがない・じっとできない                      |            |           |                            |    |
| 話がまとまらない・行動がちぐはぐ                     |            |           |                            |    |
| ぼんやりしている・反応がない                       |            |           |                            |    |
| 怖がっている・おびえている                        |            |           |                            |    |
| ないている・悲しんでいる                         |            |           |                            |    |
| 不安そうである・おびえている                       |            |           |                            |    |
| 動悸・息が苦しい・震えがある                       |            |           |                            |    |
| 興奮している・声大きい                          |            |           |                            |    |
| 災害発生以降は眠れない                          |            |           |                            |    |
| 落ち着きがない・じっとできない                      |            |           |                            |    |
| 今回の災害前に、何らかの大きな事故・災害被害があった           |            | はい        | いいえ                        |    |
| 今回の災害によって、家族に不明・死亡・重傷者が出ている          |            | はい        | いいえ                        |    |
| 治療が中断し、薬がなくなっている（身体の病気も含む）           |            | はい        | いいえ                        |    |
| 病名                                   |            |           |                            |    |
| 薬品名                                  |            |           |                            |    |
| 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、妊産婦、障がい者、傷患者、外国人）である |            | はい        | いいえ                        |    |
| 家族に災害時要援護者がいる                        |            | はい        | いいえ                        |    |

（厚生労働省 災害時地域精神保健医療活動ガイドラインを一部改編）

## スクリーニング質問票（SQD）

実施日： 年 月 日  
 氏名： 年齢： 歳（男・女）  
 住所：  
 備考：

## 【質問】

大災害後は生活の変化が大きく、色々な負担（ストレス）を感じるものが長く続くものです。最近1ヶ月間に、今からお聞きするようなことはありませんでしたか？

|                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| 1 食欲はどうですか。普段と比べて減ったり、増えたりしていますか。       | はい いいえ |
| 2 いつも疲れやすく、身体がだるいですか。                   | はい いいえ |
| 3 睡眠はどうですか。寝つけないこと、途中で目が覚めることが多いですか。    | はい いいえ |
| 4 災害に関する不快な夢を見ることがありますか。                | はい いいえ |
| 5 ゆうつで、気分が沈みがちですか。                      | はい いいえ |
| 6 イライラしたり、怒りっぽくなっていますか。                 | はい いいえ |
| 7 些細な音や揺れに、過敏に反応してしまうことがあります。           | はい いいえ |
| 8 災害を思い出させるような場所や人、話題などを避けてしまうことがありますか。 | はい いいえ |
| 9 思い出したくないのに災害のことを思い出すことはありますか。         | はい いいえ |
| 10 以前は楽しんでいたことが楽しめなくなっていますか。            | はい いいえ |
| 11 何かのきっかけで、災害を思い出して気持ちが動揺することはありますか。   | はい いいえ |
| 12 災害についてはもう考えないようにしたり、忘れようと努力していますか。   | はい いいえ |

## スクリーニングの方法

災害後に発生する精神的問題のうち、うつ状態とPTSD（心的外傷後ストレス障がい）症状のハイリスク者をスクリーニングします。

質問は、10分以内で終わります。

質問の言い回しは、相手がわかりやすいように変えても問題ありません。

### 【判定基準】

- PTSD：3 4 6 7 8 9 10 11 12のうち5個以上が存在し、その中に4 9 11のどれか一つは必ず含まれる。
- うつ状態：1 2 5 6 10のうち4個以上が存在し、その中に5 10のどちらか一方が含まれる。

### 【備考】

PTSDの3大症状（再体験、回避、過覚醒）及びうつ症状に対するのは、それぞれ次の項目である。

- 再体験：4 9 11
- 回避：8 10 12
- 過覚醒：3 6 7
- うつ症状：1 2 3 5 6 10

（「PTSD遷延化に関する調査研究報告書－阪神・淡路大震災の長期的影響」  
ヒューマンケア研究機構兵庫県こころのケアセンター編（平成13年）より抜粋）

改訂 出来事インパクト尺度日本語版 (IES-R)

お名前 \_\_\_\_\_ (男・女 \_\_\_\_\_ 歳) 記入日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

下記の項目は、いずれも強いストレスを伴うような出来事に巻き込まれた方々に、後になって生じることもあるものです。( ) に関して、この1週間でそれぞれの項目の内容について、どの程度強く悩まれたか、あてはまる欄に○を付けてください。

なお、答えに迷われた場合は不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください。

( ) 内は、原因となる出来事(地震、津波など)を検査者が記入し配布します。

|    | (この1週間の状態についてお答え下さい。)                                 | 0<br>全くな<br>し | 1<br>少し | 2<br>中くら<br>い | 3<br>かなり | 4<br>非常に |
|----|-------------------------------------------------------|---------------|---------|---------------|----------|----------|
| 1  | どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気持ちがぶりかえしてくる。               |               |         |               |          |          |
| 2  | 睡眠の途中で目がさめてしまう。                                       |               |         |               |          |          |
| 3  | 別のことをしていても、そのことが頭から離れない。                              |               |         |               |          |          |
| 4  | イライラして、怒りっぽくなっている。                                    |               |         |               |          |          |
| 5  | そのことについて考えたり思い出すときは、何とか気を落ち着かせるようにしている。               |               |         |               |          |          |
| 6  | 考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある。                         |               |         |               |          |          |
| 7  | そのことは、実際には起きなかったとか現実のことではなかったような気がする。                 |               |         |               |          |          |
| 8  | そのことを思い出せるものには近寄らない。                                  |               |         |               |          |          |
| 9  | そのときの場面が、いきなり頭に浮かんでくる                                 |               |         |               |          |          |
| 10 | 神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきどきしてしまう。                       |               |         |               |          |          |
| 11 | そのことは考えないようにしている。                                     |               |         |               |          |          |
| 12 | そのことについては、まだいろいろな気持ちがあるが、それには触れないようにしている。             |               |         |               |          |          |
| 13 | そのことについての感情は、マヒしたようである。                               |               |         |               |          |          |
| 14 | 気がつくともまるでその時にもどってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある。         |               |         |               |          |          |
| 15 | 寝つきが悪い。                                               |               |         |               |          |          |
| 16 | そのことについて、感情が強くこみ上げてくることがある。                           |               |         |               |          |          |
| 17 | そのことを何とか忘れようとしている。                                    |               |         |               |          |          |
| 18 | ものごとに集中できない。                                          |               |         |               |          |          |
| 19 | そのことを思い出すと、身体が反応して汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある。 |               |         |               |          |          |
| 20 | そのことについての夢を見る                                         |               |         |               |          |          |
| 21 | 警戒して用心深くなっている気がする。                                    |               |         |               |          |          |
| 22 | そのことについては、話さないようにしている。                                |               |         |               |          |          |

I E S-R (Weiss&Marmar,1997) は、PTSDの侵入症状、回避症状、覚醒亢進症状の3症状から構成されており、災害や犯罪並びに事件・事故の被害など、ほとんどの外傷的出来事について使用可能な心的外傷性ストレス症状尺度です。

※採点法

各選択肢の得点0～4点を22項目分合計し、尺度全体ないし下位尺度ごとの得点とする。

※下位尺度構成

- 侵入症状（8項目：1、2、3、6、9、14、16、20）
- 回避症状（8項目：5、7、8、11、12、13、17、22）
- 過覚醒症状（6項目：4、10、15、18、19、21）

※カットオフ・・・合計得点24/25（PTSDのスクリーニング目的）

但し、カットオフはあくまでもスクリーニングの目安であり、診断に代わるものではない。

（外傷ストレス関連障害に関する研究会 金吉晴（編）「心的トラウマの理解とケア」第2版  
2011より引用 一部改変）

## K6/K10 日本語版

| 過去 30 日の間にどれくらいの頻度で次のことがありましたか。              |          |                                  |    |
|----------------------------------------------|----------|----------------------------------|----|
| 答えの選択肢は全て、①全くない、②少しだけ、③時々、④たいてい、⑤いつもの5段階である。 |          |                                  | 得点 |
| 1                                            | (K10)    | 理由もなく疲れ切ったように感じましたか。             |    |
| 2                                            | (K6/K10) | 神経過敏に感じましたか。                     |    |
| 3                                            | (K10)    | どうしても落ち着けないくらいに、神経過敏に感じましたか。     |    |
| 4                                            | (K6/K10) | 絶望的だと感じましたか。                     |    |
| 5                                            | (K6/K10) | そわそわ、落ち着かなく感じましたか。               |    |
| 6                                            | (K10)    | じっと座ってられないほど、落ち着かなく感じましたか。       |    |
| 7                                            | (K10)    | 憂うつに感じましたか。                      |    |
| 8                                            | (K6/K10) | 気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか。 |    |
| 9                                            | (K6/K10) | 何をするのも骨折りだと感じましたか。               |    |
| 10                                           | (K6/K10) | 自分は価値のない人間だと感じましたか。              |    |
| 合 計                                          |          |                                  |    |

K6及びK10と呼ばれる尺度は、米国の Kessler らが開発した自記式スクリーニング尺度です。（被災者本人に記入してもらうということです。）

従来の標準であるGHQ（General Health Questionnaire）よりも鋭敏であるという結果が得られています。また、GHQに比べ質問数が少なく、簡便に行うことができます。日本語版は古川らが作成しています。

K6/K10 がスクリーニング出来るのは、抑うつ性障がい（大うつ病、気分変調症）及び不安障がい（パニック障がい、広場恐怖、社会恐怖、全般性不安障がい、PTSD）です。

カットオフポイント（精神疾患である確率 50%以上である）は、

|     |        |
|-----|--------|
| K6  | 15 点以上 |
| K10 | 25 点以上 |

しかし、あくまでもこれはスクリーニングに使用すべきもの（精神疾患の疑いがある方を拾い出す）です。

カットオフポイント以上だから精神疾患だと断定するのではなく、精神医療へつなげる努力が必要です。また、逆にカットオフポイント以下だから大丈夫と鵜呑みにすることもいけません。

色々な情報を基にその人に必要な支援を考えるべきです。

自記式の尺度は、記入者本人が「この選択肢を選んだら、自分が精神障がい扱いされてしまうから、軽めに書いておこう」ということができなくもありません。

その限界を知った上で用いましょう。

（岐阜県精神保健福祉センター 災害時のこころのケア 2011 より引用）

## CAGEアルコール依存症セルフチェック

お酒を飲み過ぎていませんか？

ストレス解消や楽しみでお酒を飲んでいたはずが、いつの間にかお酒に依存していることがあります。飲酒状態の自己診断を試みましょう。下記の質問にお答えください。  
あなたはいくつ当てはまりますか？

1

飲酒量を減らさなければならぬと感じたことはありますか。  
(Cut down)

2

他人があなたの飲酒を非難するので気にさわったことがありますか。  
(Annoyed by criticism)

3

自分の飲酒について悪いとか申し訳ないと感じたことがありますか。  
(Guilty feeling)

4

神経を落ち着かせたり、二日酔いを治すために、「迎え酒」をしたことがありますか。  
(Eye-opener)



2項目以上当てはまる場合は、アルコール依存症の可能性がある。

(Ewing,J.A : Detecting Alcoholism JAMA252 : 1905-1907.1984

北村俊則：精神症状測定の理論と実際)

○アルコール依存症になると・・・

- \* 今日だけは飲むのをやめよう・・・ができない
- \* 少しだけ・・・のつもりがとことん飲んでしまう
- \* 隠れ酒をする
- \* 大事な用件や約束事よりも飲酒を優先させる
- \* 身体の病気や家庭、社会生活に問題が起きているのに止められない
- \* 酒がないとイライラ、不眠、発汗や発熱、震えなどの不快症状がおこる

○依存症になると自力で断酒、節酒が困難になります。早めに専門機関に相談しましょう。

## AUDIT (アルコールスクリーニングテスト)

以下の1から10までの各項目について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか？  
0. 飲まない 1. 1ヶ月に1度以下 2. 1ヶ月2～4度 3. 1週に2～3度 4. 1週に4度以上
- 2 飲酒するときは通常どのくらいの量を飲みますか？  
但し、日本酒1合=2ドリンク、ビール大瓶1本=2.5ドリンク、ウイスキー水割りダブル1杯=2ドリンク、焼酎お湯割り1杯=1ドリンク、ワイングラス1杯=1.5ドリンク、梅酒小コップ1杯=1ドリンク（1ドリンクあたり=純アルコール9～12g）  
0. 1～2ドリンク 1. 3～4ドリンク 2. 5～6ドリンク 3. 7～8ドリンク 4. 10ドリンク以上
- 3 1度の6ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか？  
0. ない 1. 1ヶ月に1度未満 2. 1ヶ月1度 3. 1週に1度 4. 毎日或いはほとんど毎日
- 4 過去1年間に、飲み始めると止められなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？  
0. ない 1. 1ヶ月に1度未満 2. 1ヶ月1度 3. 1週に1度 4. 毎日或いはほとんど毎日
- 5 過去1年間に、普通だで行えることを飲酒していたため出来なかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？  
0. ない 1. 1ヶ月に1度未満 2. 1ヶ月1度 3. 1週に1度 4. 毎日或いはほとんど毎日
- 6 過去1年間に、深酒の後体調を整えるために、朝迎え酒をせねばならなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？  
0. ない 1. 1ヶ月に1度未満 2. 1ヶ月1度 3. 1週に1度 4. 毎日或いはほとんど毎日
- 7 過去1年間に、飲酒後罪悪感や自責の念にかられたことが、そのくらいの頻度でありましたか？  
0. ない 1. 1ヶ月に1度未満 2. 1ヶ月1度 3. 1週に1度 4. 毎日或いはほとんど毎日
- 8 過去1年間に、深酒のため前夜の出来事を思い出せなくなったことが、どのくらいの頻度でありましたか？  
0. ない 1. 1ヶ月に1度未満 2. 1ヶ月1度 3. 1週に1度 4. 毎日或いはほとんど毎日
- 9 あなたの飲酒のために、あなた自身か他の誰かが怪我をしたことがありますか？  
0. ない 2. あるが、過去1年にはない 4. 過去1年間にあり
- 10 肉親や親戚、友人、医師、或いは他の健康管理にたずさわる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒量を減らすように勧めたりしたことがありますか？  
0. ない 2. あるが、過去1年にはない 4. 過去1年間にあり

選択された番号を合計します。12点以上が問題飲酒、15点以上がアルコール依存症のCut-offポイントとなります。

(沖縄県 災害時におけるこころのケア活動マニュアル 第1版 2014より引用)

## 災害救援者のチェックリスト

## A. 状況

- 通常では考えられない活動状況であった
- 悲惨な光景や状況に遭遇した
- ひどい状態の遺体を目にした、あるいは扱った
- 自分の子どもと同じ年齢の子どもの遺体を扱った
- 被害者が知り合いだった
- 自分自身あるいは家族が被災した
- 救援活動を通して殉職者やケガ人が出た
- 救援活動を通して命の危険を感じた
- 救助を断念せざるを得なかった
- 十分な活動ができなかった
- 住民やマスコミと対立したり、非難された

## B. 活動後の気持ちの変化

- 動揺した、とてもショックを受けた
- 精神的にとっても疲れた
- 被害者の状況を、自分のことのように感じてしまった
- 誰にも体験や気持ちを話せなかった、話しても仕方がないと思った
- 上司や同僚あるいは組織に対して怒り、不信感を抱いた
- この仕事に就いたことを後悔した
- 仕事に対するやる気をなくした、辞めようと思っている
- 投げやりになり、皮肉な考え方をしがちである
- あの時ああすれば良かったと自分を責めてしまう
- 自分は何もできない、役に立たないという無力感を抱いている
- 何となく身体の調子が悪い

A項目：2個以上は、心理的影響が生じる可能性が高い活動と考えられます。

B項目：3個以上は救援活動による心理的影響が強く出ており、何らかの対処が必要です。



## 第9 資料

### 1 DPAT指定病院一覧

| 圏域名 | DPAT指定病院名    | 電話番号         | FAX番号        |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 村山  | 山形さくら町病院     | 023-631-2315 | 023-625-5711 |
|     | 若宮病院         | 023-643-8222 | 023-644-1950 |
|     | かみのやま病院      | 023-672-2551 | 023-673-2156 |
|     | 秋野病院         | 023-653-5725 | 023-653-0801 |
| 置賜  | 佐藤病院         | 0238-40-3170 | 0238-43-2076 |
|     | 吉川記念病院       | 0238-87-8000 | 0238-83-1212 |
|     | 米沢こころの病院     | 0238-27-0506 | 0238-83-1212 |
| 庄内  | 県立こころの医療センター | 0235-64-8100 | 0235-24-1283 |

### 2 災害拠点精神科病院一覧

| 圏域名 | 災害拠点精神科病院名   | 電話番号         | FAX番号        |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 村山  | 山形さくら町病院     | 023-631-2315 | 023-625-5711 |
| 最上  | PFC HOSPITAL | 0233-22-2047 | 0233-23-5586 |
| 置賜  | 佐藤病院         | 0238-40-3170 | 0238-43-2076 |
| 庄内  | 県立こころの医療センター | 0235-64-8100 | 0235-24-1283 |

### 3 県関係機関一覧

| 機 関 名                | 電話番号<br>(時間外)  | FAX番号<br>(時間外) | 摘 要  |
|----------------------|----------------|----------------|------|
| 山形県環境エネルギー部<br>危機管理課 | 023-630-2231   | 023-633-4711   |      |
|                      | (023-630-2754) | ( 同 上 )        | 宿日直室 |
| 山形県健康福祉部<br>障がい福祉課   | 023-630-2240   | 023-630-2111   |      |
|                      | (023-630-2754) | (023-633-4711) | 宿日直室 |
| 村山保健所                | 023-627-1184   | 023-627-1126   |      |
|                      | 023-627-1100   | ( 同 上 )        | 窓口案内 |
| 最上保健所                | 0233-29-1266   | 0233-23-7635   |      |
|                      | 0233-22-1111   | ( 同 上 )        | 窓口案内 |
| 置賜保健所                | 0238-22-3015   | 0238-22-3850   |      |
|                      | 0238-22-3000   | ( 同 上 )        | 窓口案内 |
| 庄内保健所                | 0235-66-5461   | 0235-66-4053   |      |
|                      | 0235-66-2111   | ( 同 上 )        | 窓口案内 |

## 4 山形DPA T衛星携帯電話一覽

※災害、出勤及び訓練時のみ運用。

| 番号 | 配置先          | (固定電話からの場合)                                   | 衛星携帯電話番号       |
|----|--------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 1  | 県庁障がい福祉課     | 「001」+「010」+<br>但し、KDDI<br>マイライン登録時<br>「010」+ | 8816-2248-7917 |
| 2  | 県立こころの医療センター |                                               | 8816-2248-7918 |
| 3  | 山形さくら病院      |                                               | 8816-2248-7919 |
| 4  | 佐藤病院         |                                               | 8816-2248-7920 |

○国内の固定電話からイリジウム衛星携帯電話にかける場合、KDDIの国際電話を経由する。通話料は国際電話料金となる。

## 5 精神科病院一覽

### (1) 有床総合病院精神科

| 圏域名 | 病院名         | 電話番号         | FAX番号        |
|-----|-------------|--------------|--------------|
| 村山  | 山形大学医学部附属病院 | 023-633-1122 | 023-628-5019 |
|     | 天童温泉篠田病院    | 023-653-5712 | 023-653-1327 |
| 置賜  | 公立置賜総合病院    | 0238-46-5000 | 0238-46-5711 |

### (2) 単科精神科病院等

| 圏域名 | 病院名          | 電話番号         | FAX番号        |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 村山  | 山形さくら町病院     | 023-631-2315 | 023-625-5711 |
|     | 千歳篠田病院       | 023-684-5331 | 023-684-2837 |
|     | 若宮病院         | 023-643-8222 | 023-644-1950 |
|     | 山形厚生病院       | 023-645-8118 | 023-645-8180 |
|     | かみのやま病院      | 023-672-2551 | 023-673-2156 |
|     | 秋野病院         | 023-653-5725 | 023-653-0801 |
|     | 南さがえ病院       | 0237-85-6611 | 0237-85-6612 |
|     | 小原病院         | 0237-72-7811 | 0237-72-7813 |
|     | 尾花沢病院        | 0237-23-3637 | 0237-23-3562 |
| 最上  | PFC HOSPITAL | 0233-22-2047 | 0233-23-5586 |
| 置賜  | 米沢こころの病院     | 0238-27-0506 | 0238-28-7020 |
|     | 佐藤病院         | 0238-40-3170 | 0238-43-2076 |
|     | 吉川記念病院       | 0238-87-8000 | 0238-83-1212 |
| 庄内  | 県立こころの医療センター | 0235-64-8100 | 0235-24-1283 |
|     | 酒田東病院        | 0234-22-9611 | 0234-22-7389 |
|     | 山容病院         | 0234-33-3355 | 0234-33-3617 |
|     | 三川病院         | 0235-68-0150 | 0235-68-0171 |

## 6 消防本部一覽

| 消 防 署 名                                                       | 電話番号<br>(防災無線)              | FAX番号<br>(防災無線)             |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 山形市消防本部<br>(管轄：山形市、山辺町、中山町)                                   | 023-634-1199<br>(7-744-901) | 023-624-6687<br>(7-744-950) |
| 上山市消防本部<br>(管轄：上山市)                                           | 023-672-1190<br>(7-745-401) | 023-673-3250<br>(7-745-450) |
| 天童市消防本部<br>(管轄：天童市)                                           | 023-654-1191<br>(7-746-101) | 023-653-2806<br>(7-746-150) |
| 西村山広域行政事務組合消防本部<br>(管轄：寒河江市、河北町、西川町、<br>朝日町、大江町)              | 0237-86-2595<br>(7-747-101) | 0237-86-3406<br>(7-747-150) |
| 村山市消防本部<br>(管轄：村山市)                                           | 0237-55-2514<br>(7-748-901) | 0237-53-3119<br>(7-748-950) |
| 東根市消防本部<br>(管轄：東根市)                                           | 0237-42-0134<br>(7-749-901) | 0237-43-7138<br>(7-749-950) |
| 尾花沢市消防本部<br>(管轄：尾花沢市、大石田町)                                    | 0237-22-1131<br>(7-750-101) | 0237-22-1132<br>(7-750-150) |
| 最上広域市町村圏事務組合消防本部<br>(管轄：新庄市、金山町、最上町、舟形町、<br>真空川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村) | 0233-22-7521<br>(7-751-901) | 0233-22-7523<br>(7-751-950) |
| 置賜広域行政事務組合消防本部<br>(管轄：米沢市、南陽市、高畠町、川西町)                        | 0238-23-3107<br>(7-752-401) | 0238-26-2036<br>(7-752-450) |
| 西置賜行政組合消防本部<br>(管轄：長井市、小国町、白鷹町、飯豊町)                           | 0238-88-1212<br>(7-756-501) | 0238-88-1849<br>(7-756-550) |
| 鶴岡市消防本部<br>(管轄：鶴岡市、三川町)                                       | 0235-22-8330<br>(7-757-442) | 0235-23-0119<br>(7-757-950) |
| 酒田地区広域行政組合消防本部<br>(管轄：酒田市、庄内町、遊佐町)                            | 0234-31-7119<br>(7-758-101) | 0234-31-7129<br>(7-758-150) |

## 7 警察署一覽

| 消 防 署 名                                        | 電話番号         |
|------------------------------------------------|--------------|
| 山形警察署<br>(管轄：山形市、山辺町、中山町)                      | 023-627-0110 |
| 上山警察署<br>(管轄：上山市)                              | 023-677-0110 |
| 天童警察署<br>(管轄：天童市)                              | 023-651-0110 |
| 寒河江警察署<br>(管轄：寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町)            | 0237-83-0110 |
| 村山警察署<br>(管轄：村山市、東根市)                          | 0237-52-0110 |
| 尾花沢警察署<br>(管轄：尾花沢市、大石田町)                       | 0237-24-0110 |
| 新庄警察署<br>(管轄：新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村) | 0233-22-0110 |
| 米沢警察署<br>(管轄：米沢市、川西町)                          | 0238-26-0110 |
| 南陽警察署<br>(管轄：南陽市、高畠町)                          | 0238-50-0110 |
| 長井警察署<br>(管轄：長井市、白鷹町、飯豊町)                      | 0238-84-0110 |
| 小国警察署<br>(管轄：小国町)                              | 0238-62-0110 |
| 鶴岡警察署<br>(管轄：鶴岡市、三川町)                          | 0235-28-0110 |
| 酒田警察署<br>(管轄：酒田市、遊佐町)                          | 0234-23-0110 |
| 庄内警察署<br>(管轄：庄内町)                              | 0234-45-0110 |

## 8 市町村防災担当課一覧

| 担 当 課 名         | 電話番号<br>(防災無線)              | FAX番号<br>(防災無線)             |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 山形市 防災対策課       | 023-641-1212<br>(7-700-101) | 023-624-8847<br>(7-700-150) |
| 上山市 庶務課 危機管理室   | 023-672-1111<br>(7-701-901) | 023-672-1112<br>(7-701-950) |
| 天童市 危機管理室       | 023-616-3177<br>(7-702-452) | 023-653-0714<br>(7-702-150) |
| 山辺町 防災対策課       | 023-667-1119<br>(7-703-104) | 023-667-1112<br>(7-703-150) |
| 中山町 総務広報課       | 023-662-4899<br>(7-704-103) | 023-662-5176<br>(7-704-150) |
| 寒河江市 防災危機管理課    | 0237-86-3226<br>(7-705-904) | 0237-86-7220<br>(7-705-950) |
| 河北町 防災危機管理課     | 0237-85-0727<br>(7-706-401) | 0237-72-7333<br>(7-706-450) |
| 西川町 総務課         | 0237-74-4404<br>(7-707-901) | 0237-74-2601<br>(7-707-950) |
| 朝日町 総務課 危機管理対策室 | 0237-67-2111<br>(7-708-104) | 0237-67-2117<br>(7-708-150) |
| 大江町 総務課         | 0237-62-2187<br>(7-709-901) | 0237-62-4736<br>(7-709-950) |
| 村山市 防災対策課       | 0237-55-2111<br>(7-710-901) | 0237-55-6443<br>(7-710-950) |
| 東根市 危機管理室       | 0237-42-1111<br>(7-711-901) | 0237-43-2413<br>(7-711-950) |
| 尾花沢市 防災危機管理課    | 0237-22-1113<br>(7-712-901) | 0237-23-1239<br>(7-712-950) |
| 大石田町 総務課        | 0237-35-2111<br>(7-713-901) | 0237-35-2118<br>(7-713-950) |
| 新庄市 環境課 地域防災室   | 0233-22-2111<br>(7-714-901) | 0233-22-0989<br>(7-714-950) |
| 金山町 町民税務課       | 0233-29-5609<br>(7-715-101) | 0233-52-2004<br>(7-715-150) |
| 最上町 総務企画課 危機管理室 | 0233-43-2111<br>(7-716-503) | 0233-43-2345<br>(7-716-550) |
| 舟形町 住民税務課 危機管理室 | 0233-32-0155<br>(7-717-103) | 0233-32-2117<br>(7-717-150) |

| 担 当 課 名         | 電話番号<br>(防災無線)                    | FAX番号<br>(防災無線)             |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 真室川町 総務課 危機管理室  | 0233-62-2111<br>(7-718-213 (214)) | 0233-62-2731<br>(7-718-150) |
| 大蔵村 危機管理室       | 0233-75-2170<br>(7-719-503)       | 0233-75-2231<br>(7-719-550) |
| 鮭川村 住民税務課 危機管理室 | 0233-55-2111<br>(7-720-901)       | 0233-55-3354<br>(7-720-950) |
| 戸沢村 総務課 危機管理室   | 0233-32-0125<br>(7-721-101)       | 0233-72-2116<br>(7-721-150) |
| 米沢市 防災危機管理課     | 0238-22-5111<br>(7-722-901)       | 0238-27-8811<br>(7-722-950) |
| 南陽市 総合防災課       | 0238-40-3211<br>(7-723-101)       | 0238-40-3422<br>(7-723-150) |
| 高畠町 総務課 危機管理室   | 0238-52-3744<br>(7-724-101)       | 0238-52-1543<br>(7-724-150) |
| 川西町 安全安心課       | 0238-42-6612<br>(7-725-901)       | 0238-42-2724<br>(7-725-950) |
| 長井市 総務課 危機管理室   | 0238-82-8002<br>(7-726-902)       | 0238-83-1070<br>(7-726-950) |
| 小国町 町民課         | 0238-62-2260<br>(7-727-902)       | 0238-62-5482<br>(7-727-950) |
| 白鷹町 総務課         | 0238-85-6122<br>(7-728-101)       | 0238-85-2128<br>(7-728-150) |
| 飯豊町 総務課 防災管財室   | 0238-87-0695<br>(7-729-501)       | 0238-72-3827<br>(7-729-550) |
| 鶴岡市(本所) 防災安全課   | 0235-25-2111<br>(7-730-801)       | 0235-23-7665<br>(7-730-850) |
| 酒田市(本所) 危機管理課   | 0234-26-5701<br>(7-731-991)       | 0234-22-5464<br>(7-731-995) |
| 三川町 総務課         | 0235-35-7010<br>(7-737-101)       | 0235-66-3138<br>(7-737-150) |
| 庄内町 環境防災課       | 0234-43-0242<br>(7-732-901)       | 0234-42-0893<br>(7-732-950) |
| 遊佐町 総務課         | 0234-72-5895<br>(7-740-101)       | 0234-72-3310<br>(7-740-150) |

## 9 山形DPAT標準ロジスティクス関連機材リスト

| 区分                | 品名                 | 数量    | 備考        |
|-------------------|--------------------|-------|-----------|
| 通信機器及び記録機器        | モバイルパソコン           | 2台    |           |
|                   | パソコン用予備バッテリー       | 1個    |           |
|                   | パソコン用ACアダプター       | 1式    |           |
|                   | パソコン接続用ケーブル        | 1組    |           |
|                   | データカード・ルーター        | 1個    |           |
|                   | L ANケーブル           | 1本    | 20m 1本    |
|                   | USBメモリースティック       | 1個    | 1G程度      |
|                   | モバイルプリンター          | 1台    | ドライバー付き   |
|                   | プリンター用ケーブル         | 1組    |           |
|                   | プリンター用ACアダプター      | 1式    |           |
|                   | プリンター用紙            | 2000枚 |           |
|                   | プリンターインクカートリッジ     | 4組    |           |
|                   | 小型プロジェクター          | 1台    |           |
|                   | 接続ケーブル             | 1式    |           |
|                   | デジタルカメラ            | 1台    |           |
|                   | デジタルカメラ用充電器        | 1個    |           |
|                   | 衛星携帯電話（データ通信対応機種）  | 1台    |           |
|                   | 衛星携帯電話用予備バッテリー     | 1個    |           |
|                   | 衛星携帯電話用ACアダプター     | 1式    |           |
|                   | 衛星携帯電話用外部アンテナ      | 1台    |           |
|                   | 衛星携帯電話アンテナ用延長ケーブル  | 1式    |           |
|                   | 衛星携帯電話用パソコン接続ケーブル  | 1式    | L AN 20m  |
|                   | モジュラーケーブル          | 1本    | 20m       |
|                   | トランシーバー            | 5台    | 簡易業務用無線   |
|                   | トランシーバー用充電器        | 5個    |           |
|                   | 拡声器                | 1台    |           |
|                   | テーブルタップ            | 1個    |           |
|                   | 電源プラグ変換器           | 2個    |           |
|                   | 携行用バッテリー（医療機器用）    | 1台    |           |
|                   | 車載用ACコンセント（インバーター） | 1個    | 300w～500w |
|                   | 連絡先一覧              | 1冊    | 随時追加記載    |
|                   | ノート（筆記用具）          | 5冊    |           |
|                   | ライティングシート          | 1箱    | ポリオレフィン製  |
| ホワイトボードマーカー       | 10本                | 黒、赤、青 |           |
| 被災地域地図（広域：都道府県地図） | 1冊                 |       |           |

| 区分        | 品名                | 数量    | 備考  |
|-----------|-------------------|-------|-----|
| 生活用品及び雑品  | 被災地域地図（詳細：市町村地図）  | 1冊    |     |
|           | 電波時計              | 1個    |     |
|           | 携帯ラジオ（ワンセグTV）     | 1台    |     |
|           | 車載カーナビ（TV対応）      | 1台    |     |
|           | ゴミ袋               | 30枚   | 40L |
|           | ガムテープ             | 2個    |     |
|           | トラテープ             | 2個    |     |
|           | ロープ（10m程度）        | 1本    |     |
|           | ティッシュペーパー         | 10個   |     |
|           | ウェットティッシュ         | 10個   |     |
|           | アルコール含浸クロス        | 一式    |     |
|           | 荷造り紐              | 3個    |     |
|           | 毛布                | 5枚    |     |
|           | 寝袋                | 5個    |     |
|           | ポリタンク（折りたたみビニール製） | 2～10個 | 10L |
|           | 簡易トイレ             | 1個    |     |
|           | 懐中電灯              | 2個    |     |
|           | 道路地図              | 1冊    |     |
|           | 被災地近隣地図           | 1冊    |     |
|           | ブルーシート            | 1枚    |     |
|           | 万能ナイフ             | 1個    |     |
|           | ビニールカッパ           | 5個    |     |
|           | 針捨てBOX            | 1個    |     |
| ゴミ箱       | 1個                |       |     |
| スタッドレスタイヤ | 1組                |       |     |
| 非常食       | ミネラルウォーター         |       |     |
|           | 非常食（例：パン缶、惣菜缶等）   | 60食   |     |
|           | お茶、味噌汁、お菓子等       | 3箱    |     |
| 調理器具      | カセットコンロ（簡易ストーブ）   | 1式    |     |
|           | カセットコンロ用ボンベ       | 6個    |     |
|           | やかん               | 1個    |     |
|           | 簡易食器              | 1式    |     |
|           | 紙コップ              | 60個   |     |
|           | ヒートパック            | 3個    | 袋大  |
|           | 割り箸               | 100膳  |     |

## 10 山形DPAT標準個人装備リスト

| 区分             | 品名              | 数量      | 備考      |
|----------------|-----------------|---------|---------|
| 服装             | DPATジャケット（ベスト）  | 1着      | 派遣時着用   |
|                | 帽子              | 1着      | 派遣時着用   |
|                | 手袋              | 1組      |         |
|                | 安全靴             | 1足      | 派遣時着用   |
|                | 災害服（上下）         | 1着      | 派遣時着用   |
|                | ヘルメット           | 1個      |         |
|                | ヘッドランプ          | 1個      |         |
|                | ヘッドランプ用乾電池      | 6組      |         |
|                | ゴーグル            | 1個      |         |
|                | ウエストバック         | 1個      |         |
|                | 防塵マスク           | 1個      |         |
|                | レインコート、ポンチョ、カッパ | 1着      |         |
|                | 防寒着             | 1着      |         |
|                | 個人装備            | DPAT登録証 | 1枚      |
| 自動車運転免許証       |                 | 1枚      |         |
| 腕時計（秒針付き）      |                 | 1個      |         |
| 携帯電話           |                 | 1台      |         |
| 携帯電話充電器        |                 | 1個      |         |
| 着替え            |                 | 1式      | 1週間分    |
| 上履き            |                 | 1足      | 避難所活動用  |
| タオル            |                 | 1式      |         |
| 洗面道具           |                 | 1式      |         |
| 体温計            |                 | 1本      |         |
| 常備薬            |                 | 1式      | 必要に応じて  |
| 現金             |                 | 1式      | 班として必要額 |
| 名刺             |                 | 60枚     |         |
| ウエストバック<br>内装備 |                 | 聴診器     | 1個      |
|                | ペンライト（乾電池）      | 1個      |         |
|                | サージカルマスク        | 15枚     |         |
|                | 固定用テープ          | 1個      |         |
|                | 包帯              | 1個      |         |
|                | 三角巾             | 1枚      |         |
|                | サインペン、ボールペン     | 3個      |         |
|                | はさみ             | 1個      |         |

|        |                             |     |  |
|--------|-----------------------------|-----|--|
|        | ガーゼ                         | 3個  |  |
|        | メモ帳（防水タイプ）                  | 1個  |  |
|        | プラスチック手袋                    | 15枚 |  |
| 感染防止装備 | ゴーグル、フェイスシールド               | 一式  |  |
|        | サージカルマスク（状況に応じて、N95 マスクも検討） | 一式  |  |
|        | ガウン、エプロン                    | 一式  |  |
|        | 手袋                          | 一式  |  |
|        | アルコール手指消毒剤                  | 一式  |  |
|        | キャップ                        | 一式  |  |

## 11 山形DPAT運営要綱

### 山形DPAT運営要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、山形県の精神科病院が編成する専門的な研修を受けた災害派遣精神医療チーム（以下「山形DPAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、山形県内外で地震、台風等の自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模な集団災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、精神科医療及び精神保健活動の支援の充実強化を図ることを目的とする。

#### (活動内容)

第2条 山形DPATが山形県内で活動を行う場合は、原則として災害等が発生した地域内の災害拠点精神科病院に設置されるDPAT活動拠点本部（以下「活動拠点本部」という。）の指揮のもとに、以下の活動を行うものとする。

ただし、他都道府県の出動要請に基づき、県外で活動を行う場合は、原則として要請を行った都道府県の活動拠点本部の指揮のもとに、活動を行うものとする。

#### (1) 情報収集とアセスメント

ア 被災が予想される又は精神疾患を持つ患者が集中する精神科医療機関、医療救護所及び避難所等へ出向き、状況やニーズの把握に努める。

イ 収集した情報を基に、活動場所における精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行う。

ウ 収集した情報やアセスメントの内容は、活動拠点本部へ報告する。

活動拠点本部が立ち上がっていない場合は、県庁内に設置する山形県DPAT調整本部（以下「調整本部」という。）へ報告する。

#### (2) 精神科医療システムに対する支援

ア 災害等によって被災した精神科医療機関又は精神疾患を持つ患者が集中する精神科医療機関の機能の補完を行う。

イ 医療救護所に搬送された精神疾患を持つ患者に対して、精神科医療の支援を行う。

#### (3) 一般住民及び支援者に対する支援

ア 避難所や住居を訪問し、災害等のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対し支援を行う。

イ 地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して支援を行う。

#### (4) 精神保健に係る普及啓発

災害等による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等を未然に防止するため、一般住民及び支援者を対象とした精神保健に係る普及啓発を行う。

#### (5) 活動実績の登録

災害精神保健医療情報支援システムに活動実績を登録する。

(6) 活動情報の引継ぎ

D P A T活動を交代する場合は、チーム間で情報の引継ぎを行うとともに、活動した場所を管轄する者に対して情報の引継ぎを行う。

(7) その他必要な業務

- 2 山形D P A Tは、県内又は県外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

ただし、活動に際して、資器材の調達、関係機関との連絡調整等の後方支援が必要な場合は、活動拠点本部を通して調整本部に依頼する。

(指定等)

第3条 次の要件を満たす精神科病院の長は、山形D P A T指定病院（以下「指定病院」という。）としての指定を申し出る場合は、山形D P A T指定病院に係る申出書（別紙様式第1号）により、山形県知事（以下「知事」という。）に申し出るものとする。

(1) 山形D P A Tを出動させる意志を有すること

(2) 山形D P A Tの活動に必要な人員、装備を有すること。

- 2 知事は、前項の申し出を踏まえて適当と判断した場合には、当該精神科病院を指定病院として指定するとともに、指定病院の長との間で山形D P A Tの出動に関する協定を締結するものとする。

(編成及び登録)

第4条 山形D P A Tは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、医師1名以上を含む4名程度で編成する。

- 2 山形D P A Tとして活動する隊員は、知事が指定する研修を修了した者であることを基本とする。

3 知事は、指定する研修を修了した者を山形D P A T隊員（以下「隊員」という。）として、山形D P A T隊員登録者名簿（別紙様式第2号）に登録するものとする。

4 指定病院の長は、隊員として登録された者に変更が生じた場合は、速やかに知事に届け出るものとする。

5 知事は、隊員の活動における事故等に対応するため、隊員に係る医師賠償責任保険や傷害保険に加入するものとする。

(出動基準)

第5条 山形D P A Tの出動基準は以下のとおりとする。

(1) 県内において、災害等により重症者5名以上又は中等症者15名以上の負傷者が発生すると見込まれる場合

(2) 国又は他都道府県から出動要請があった場合

(3) その他知事が必要と判断した場合

(出動要請)

第6条 知事は、前条の出動基準に照らし、山形D P A Tを出動し対応することが効果的であると判断したときは、山形D P A T出動要請書（別紙様式第3号）により、指定病院の長に対して山形D P A Tの出動を要請するものとする。

要請にあたっては、想定される業務や現場の状況等を指定病院の長に伝えるものとする。

2 指定病院の長は、知事からの要請を受けて、山形D P A Tの出動が可能と判断した場合には、速やかに山形D P A T出動報告書（別紙様式第4号）により知事に報告し、山形D P A Tを出動させるものとする。

(活動の終了)

第7条 指定病院の長は、山形D P A Tの活動が終了した場合は、山形D P A T活動記録報告書（別紙様式第5号）により、知事に報告するものとする。

(研修等)

第8条 指定病院の長は、隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努めるものとする。

2 知事は、隊員の資質の向上等を図るため、研修及び訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第9条 知事は、関係機関による連絡調整会議を設置し、山形D P A Tの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議するものとする。

(その他)

第10条 その他山形D P A Tに係る事項については、別途知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年5月28日から運用する。

附則

この要綱は、令和3年9月24日から運用する。

(別紙様式第1号)

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

病 院 名 \_\_\_\_\_

病院長名 \_\_\_\_\_

### 山形DPAT指定病院に係る申出書

このことについて、山形DPAT運営要綱第3条第1項に基づき当病院を山形DPAT指定病院に指定されるよう申し出ます。

#### ※添付資料

山形DPATの隊員として活動が可能な人員に関する資料（別紙様式第2号を活用可）

山形D P A T 隊員登録者名簿

(所属病院： )

|    | 職 種 | 氏 名 | メールアドレス | 生年月日 | 研修修了年月日 | 登録年月日 | 登録番号 | 備考 |
|----|-----|-----|---------|------|---------|-------|------|----|
| 1  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 2  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 3  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 4  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 5  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 6  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 7  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 8  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 9  |     |     |         |      |         |       |      |    |
| 10 |     |     |         |      |         |       |      |    |

山形D P A T 出動要請書

年 月 日

(山形D P A T 指定病院の長) 様

山 形 県 知 事

災害等の発生に伴い、貴院からの山形D P A T の出動が必要と認められるので、山形D P A T 運営要綱第6条第1項に基づき、山形D P A T の出動を要請します。

記

|          |                                          |
|----------|------------------------------------------|
| 1 出動要請日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分                          |
| 2 出動要請人員 | 精神科医師 名<br>看護師 名<br>業務調整員 名<br>その他 名 計 名 |
| 3 出動先    |                                          |
| 4 参集場所   |                                          |
| 5 被災地の状況 |                                          |
| 6 特記事項   |                                          |

山形D P A T 出動報告書

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

病 院 名 \_\_\_\_\_

病院長名 \_\_\_\_\_

山形D P A Tの出動について、下記のとおり決定したので報告します。

記

出動します

|        |                 |  |
|--------|-----------------|--|
| 1 出動日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分 |  |
| 2 出動隊員 | 精神科医師           |  |
|        | 看護師             |  |
|        | 業務調整員           |  |
|        | その他             |  |
| 3 移動方法 |                 |  |
| 4 出動先  |                 |  |
| 5 参集場所 |                 |  |
| 6 特記事項 |                 |  |

出動できません

## 山形D P A T活動記録報告書

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

病 院 名 \_\_\_\_\_

病院長名 \_\_\_\_\_

山形D P A Tの活動状況について、下記のとおり報告します。

## 記

|                          |          |                 |
|--------------------------|----------|-----------------|
| 1 出動隊員                   | 精神科医師    |                 |
|                          | 看護師      |                 |
|                          | 業務調整員    |                 |
|                          | その他      |                 |
| 2 活動期間                   | 出動要請受信日時 | 年 月 日 ( 曜日) 時 分 |
|                          | 出 動 日 時  | 年 月 日 ( 曜日) 時 分 |
|                          | 現場活動開始日時 | 年 月 日 ( 曜日) 時 分 |
|                          | 現場活動終了日時 | 年 月 日 ( 曜日) 時 分 |
|                          | 病院到着日時   | 年 月 日 ( 曜日) 時 分 |
| 3 移動経路                   |          |                 |
| 4 現場の概況                  |          |                 |
| 5 患者の状況                  |          |                 |
| 6 ライフラインの復旧状況            |          |                 |
| 7 その他次期チームの派遣に際して参考となる事項 |          |                 |

※上記項目について記入いただき、病院帰着後に下記の事務局あてFAX願います。

【連絡先】 県健康福祉部障がい福祉課 FAX 023-630-2111 TEL 023-630-2240

## 12 山形DPAT運用計画

### 山形DPAT運用計画

#### 第1 目的

この計画は、山形DPAT運営要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、山形県知事（以下「知事」という。）が指定した山形DPAT指定病院（以下「指定病院」という。）の山形DPATが、県内で災害等が発生した場合に、効果的に活動を行うことができるよう、具体的な運用等を定めるものである。

#### 第2 出動要請の基本的な考え方

知事は、県内で災害等が発生し、要綱第5の出動基準に該当する場合は、現地に速やかに到着できる地域の指定病院に対し、山形DPATの出動を要請する。

2 被災の状況により、同時に複数の山形DPATの出動要請を行う場合又は順次出動要請を行う場合がある。

#### 第3 情報の共有等

(1) 知事は、山形県医療機関情報ネットワーク及び広域災害救急医療情報システム並びに災害精神保健医療情報支援システム等を活用して、山形DPATの活動に必要な情報を収集し、情報の共有化に努めるものとする。

(2) 知事は、必要に応じて市町村、消防機関等に対し、山形DPATの活動情報を提供し、後方支援を依頼する。

#### 第4 指定病院における状況把握

山形DPATを出動させた指定病院の長は、出動した山形DPATの活動状況を常時把握するとともに、必要な支援を行うものとする。

#### 第5 山形DPAT調整本部

(1) 知事は、要綱第5条に該当する災害等が県内で発生した場合は、県内のDPAT活動を統括するために、県庁内に山形県DPAT調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するとともに、DPAT統括者及びDPAT事務局担当者を配置し、調整本部の業務を処理させるものとする。

(2) DPAT統括者は、災害精神保健医療情報支援システムに統括者として事前に登録している者がその役割を担うものとする。

(3) DPAT事務局担当者は、県障がい福祉課職員が担うものとし、以下（4）に掲げる業務の他、山形DPATの運用に関して必要な業務を行うものとする。

(4) 調整本部は、山形県災害医療コーディネーター運営要綱（以下「コーディネーター運営要綱」という。）に定める災害医療統括コーディネーターの指揮のもと、DPAT調整本部と連携を図りながら、次の業務を行うものとする。

ア DPATの出動要請及び出動先調整

イ 指定病院に対する山形DPATが必要とする災害現場に関する情報提供

- ウ 県内で活動する全てのD P A Tの指揮及びロジスティクス
- エ 山形県災害対策本部、D P A T活動拠点本部等との連絡及び調整
- オ 県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集
- キ 患者移送及び受入れの総合調整
- ク 厚生労働省及び災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- ケ その他必要な業務

## 第6 D P A T活動拠点本部

- (1) 知事は、山形D P A Tの出動を要請した場合は、被災地域の保健所圏域及び市町村単位でのD P A T活動を統括するために、災害拠点精神科病院の長に対し、D P A T活動拠点本部（以下「活動拠点本部」という。）の設置を要請する。
- (2) 要請を受けた災害拠点精神科病院の長は、活動拠点本部を設置するとともに、D P A T現場統括者及び活動拠点本部員を配置し、活動拠点本部の業務を処理させるものとする。
- (3) D P A T現場統括者及び活動拠点本部員は、原則として、活動拠点本部が設置される災害拠点精神科病院の山形D P A T隊員が、その役割を担うものとする。
- (4) 活動拠点本部は、調整本部の指揮のもと、コーディネーター運営要綱に定める山形県地域災害医療コーディネートリーダー（被災圏域の保健所長）と連携を図りながら、次の業務を行うものとする。
  - ア 参集したD P A Tの指揮及び調整
  - イ 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集
  - ウ 調整本部、他の活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整
  - エ その他必要な業務

## 第7 地域災害医療連絡調整会議への参画

- (1) D P A T現場統括者は、コーディネーター運営要綱に定める地域災害医療連絡調整会議が開催された場合はそれに参画し、活動情報を共有するとともに、精神保健医療に関するニーズの把握に努めるものとする。
- (2) D P A T現場統括者は、特に回復期における避難者や支援者等に対する対応について、地域災害医療連絡調整会議の場を活用し、保健所や市町村等との連携体制の確保に努めるものとする。

## 第8 患者の移送等

活動拠点本部は、被災地域内の災害拠点精神科病院等から被災地域外の他の精神科病院等へ患者を移送する必要がある場合は、調整本部に対し、受入れ先となる病院調整を依頼するものとする。

## 附 則

この計画は、平成27年5月28日から運用する。

## 13 山形県災害拠点精神科病院に関する指定要領

### 山形県災害拠点精神科病院に関する指定要領

#### 第1 趣旨

この要領は、山形県内で地震、台風等の自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模な集団災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、被災地からの精神障がい者の受入対応及び広域搬送に係る調整などを行う、災害拠点精神科病院の指定に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 指定

- (1) 知事は、「山形県精神科医療圏域基幹病院に関する指定要領」に基づき、既に圏域の基幹病院として指定された精神科病院に対し、「災害拠点精神科病院の指定に係る協議書」（様式第1号）により、災害拠点精神科病院の指定に係る事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議を受けた精神科病院の開設者（県立病院の場合は病院事業管理者。以下同じ。）は、災害拠点精神科病院の指定に対し同意する場合は、「災害拠点精神科病院指定同意書」（様式第2号）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、災害拠点精神科病院の指定の同意を得た病院の開設者に対し、「災害拠点精神科病院指定書」（様式第3号）を交付する。

#### 第3 役割

被災地域の災害拠点精神科病院は、災害等発生時において以下の役割を担うものとする。

- (1) 被災地からの精神障がい者の優先受入れを行うこと。
  - (2) 患者に対する病院前トリアージを実施し、患者の病状に合った精神科医療を提供すること。
  - (3) DPATを指揮・統括するためのDPAT活動拠点本部を設置すること。
  - (4) 入院患者の広域搬送に係る連絡調整に関すること。
  - (5) 被災地内の市町村や防災関係機関及び精神科診療所等との連絡調整を図ること。
  - (6) その他精神障がい者に対する精神科医療に関すること。
- 2 被災地外の災害拠点精神科病院は、被災地内の精神科病院からの広域搬送患者の受入れに対応する。

#### 第4 変更届

災害拠点精神科病院の指定を受けた病院の開設者は、同意書の記述事項に変更が生じた場合は、「災害拠点精神科病院指定同意書変更届出書」（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

#### 第5 指定の見直し

災害拠点精神科病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い、更新する。

この場合、指定期限を調整することは妨げない。

## 第6 指定の取り消し

知事は、上記第2の指定基準を満たさなくなった場合、又は災害拠点精神科病院の運営において重大な支障があると認めるときは、指定を取り消すことができる。

この場合、「災害拠点精神科病院指定取消書」（様式第5号）により、当該病院の開設者に通知するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年7月8日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年9月24日から適用する。

(様式第1号)

災害拠点精神科病院の指定に係る協議書

年 月 日

殿

山形県知事 氏 名

山形県災害拠点精神科病院に関する指定要領に基づき、( 病 院 名 )  
を(圏域名)精神科医療圏域の災害拠点精神科病院として指定したいので、協議いたします。

なお、同意される場合は、同要領第2の(2)に規定する同意書により回答ください。

記

指定期間：指定の日～ 年 月 日

災害拠点精神科病院指定同意書

山形県知事 氏                      名 殿

私は、病院開設者として、(        病        院        名        )を(圏域名)精神科医療圏域の災害拠点精神科病院として、下記の期間指定されることに同意します。

なお、常時精神科救急外来診療が不可能になるなど、指定要領第2の(1)に規定する災害拠点精神科病院に該当しなくなった場合、指定が取り消されることに同意します。

記

指定期間：指定の日～                      年        月        日

年        月        日

所 在 地  
団体等名称  
病院開設者氏名

災害拠点精神科病院指定書

指令障第 号  
年 月 日

殿

山形県知事 氏 名

山形県災害拠点精神科病院に関する指定要領に基づき、下記のとおり災害拠点精神科病院として指定する。

記

- 1 災害拠点精神科病院の名称
- 2 災害拠点精神科病院の所在地
- 3 指定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

災害拠点精神科病院指定同意書変更届出書

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

病院開設者氏名

年 月 日付け指令障第 号により指定を受けた災害拠点精神科病院  
指定同意書記載事項中、一部変更が生じたので、山形県災害拠点精神科病院に関する指定  
要領第4により届け出ます。

記

- 1 災害拠点精神科病院の名称
- 2 災害拠点精神科病院の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更内容  
変更前  
  
変更後
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更理由

災害拠点精神科病院指定取消書

指令障第 号  
年 月 日

殿

山形県知事 氏 名

年 月 日付け指令障第 号により指定した下記の病院に対する災害拠点精神科病院としての指定を、山形県災害拠点精神科病院に関する指定要領第6に基づき取り消す。

記

- 1 災害拠点精神科病院の名称
- 2 災害拠点精神科病院の所在地
- 3 指定取消年月日 年 月 日
- 4 取消理由

## 第10 配布チラシ等

---

- 1 読んで役に立つ「ほっと安心手帳」
- 2 被災した子どもに接する周囲の方へ、家族や友人を支えている方へ
- 3 被災地における飲酒について
- 4 被災者支援にあたる職員の方へ
- 5 ボランティアの方へ ～「こころのケア」について～